

## 入札説明書

令和7年札幌市告示第3449号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 告示日 令和7年8月18日
- 2 契約担当部局  
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課 都市交通係  
電話 011-211-2492 F A X 011-218-5114  
E-mail sogokotsu-keiyaku@city.sapporo.jp
- 3 入札に付する事項
  - (1) 役務の名称  
令和7年度一般交通量調査業務
  - (2) 調達案件の仕様等 業務説明書による。
  - (3) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月16日まで
  - (4) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
  - (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
  - (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
  - (5) 令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が「建設関連サービス業」の「建設関連調査サービス業」に登録されている者であること。
  - (6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有すること。
  - (7) 国又は地方公共団体が発注した、交通量調査に係る業務を元請として履行した実績があること。
- 5 入札書の提出方法等
  - (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階  
札幌市まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課 都市交通係  
電話 011-211-2492 F A X 011-218-5114
  - (2) 入札書の受領期限  
令和7年8月26日（火）10時00分（送付による場合は前営業日必着）
  - (3) 入札書の提出方法  
入札書は、別紙の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。
    - ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『令和7年8月26日（火）10時30分開札 令和7年度一般交通量調査業務の入札書在中』の旨を記載し、上記2あてに令和7年8月26日（火）10時00分までに提出しなければならない。
    - イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に『令和7年8月26日（火）10時30分開札 令和7年度一般交通量調査業務の入札書在中』の旨を記載し、上記2あてに令和7年8月25日（月）までに届くよう送付しなければならない。  
なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
    - ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
  - (4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答  
ア 提出方法 「入札説明書等に対する質問票」（様式1）を用いて、電子メール又はファクシミリにより提出すること。なお、面談や電話による質問は受け付けない。

- イ 提出先及び提出期限 上記2の契約担当部局へ、令和7年8月21日(木)17時15分までに提出すること。
- ウ 回答の方法 質問を受理した日の翌日から起算して2日以内(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)に質問者に回答するとともに、質問及び回答の内容を、札幌市公式ホームページ内「交通計画・施策」の入札情報のページ(<https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/>)に掲載する。
- (5) 入札の無効 本書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (6) 入札の延期等  
次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。  
ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき  
イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき  
ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき
- (7) 代理人による入札  
ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の指名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、開札時まで代理委任状を提出しなければならない。  
イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (8) 開札の日時及び場所  
令和7年8月26日(火)10時30分  
札幌市役所本庁舎5階 総合交通計画部事務室
- (9) 開札  
ア 開札は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会いを希望する場合は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。  
イ 入札者又はその代理人が立ち会う場合、入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。  
ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。  
エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認められた場合のほか、入札場を退場することができない。  
オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う(送付による入札をした者がある場合は、別途日時を指定して再度入札を行う)。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

## 7 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要。ただし、札幌市契約規則第25条の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 最低制限価格の設定 無
- (4) 落札者の決定方法等  
ア 落札者の決定  
札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。
- イ 同額抽選  
落札候補となるべき同価格の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。
- ウ 入札参加資格の審査  
落札の決定を保留した後、落札候補者の入札参加資格について審査(事後審査方式)する。  
落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、上記4の入札参加資格を有することを証する書類(下記(5)参照)を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者による入札を入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。
- エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い  
上記ウの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者のした入札を無効とし、次順位者を新たな落札候補者として上記ウの審査を行う。以後、

落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

オ 落札結果の公表

入札結果については、札幌市公式ホームページ内「交通計画・施策」の入札情報のページ (<https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/>) に掲載する。

(5) 入札参加資格を有することを証する書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式2）

イ 同種業務等実績書（様式3）

ウ 競争入札参加資格認定通知書の写し

(6) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、落札決定を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

ア 入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその10日後（土曜日、日曜日及び休日を除く。）までに契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項 別添のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、入札が行われた日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所 上記2に同じ

イ その他 提出は持参によるものとし、送付又は電送によるものは認めない。

# 令和7年度一般交通量調査業務 業務説明書

## 1 業務目的

時間帯別・方向別・車種別・歩行者の交通量調査を実施し、交差点や単路などの交通状況を把握することを目的とする。

また、今年度は全国道路・街路交通情勢調査の実施年であり、その一環としての調査もあわせて実施するものである。

## 2 業務内容

### (1) 作業計画

交通量調査実施に伴う、調査日時・調査箇所・調査方法の確認、調査員・監督員の研修計画及び調査工程の立案等を行い、作業計画を作成する。なお、異常気象時等の通常とは異なる交通状態が予想される日は避けて調査することとしているため、余裕を持った計画を立てること。

### (2) 現地踏査

現地踏査を実施し、調査の目的、主旨に合致した調査が可能であるか、及び調査員・第三者の安全、調査時の周辺状況への影響を確認し、適切な調査員の配置計画を検討し、作業計画に反映させる。

### (3) 交通量調査

別紙1、2に記載の調査地点において、時間帯別・方向別・車種別・歩行者の交通量を把握するため、調査員を配置し、交通量調査を行う。(人手観測を想定している)

実施方法については、「札幌市一般交通量調査標準実施要領」によるものとする。

調査日については発注者と協議し決定するものとするが、調査箇所一覧の番号2～6については、10月1日に実施することを基本とする。

調査結果は所定の様式に調査データを入力し、チェックすることとする。

### (4) 渋滞長・滞留長調査

渋滞長・滞留長調査は、交差点での渋滞状況を把握するために行われるものであり、指定された交差点において実施することとする。

実施方法については、「札幌市一般交通量調査標準実施要領」によるもの

とする。

調査結果は所定の様式に調査データを入力し、チェックすることとする。

(5) 信号現示の調査

信号現示の調査は信号1サイクルごとの信号現示を把握するために行われるものであり、指定された交差点において実施することとする。

調査結果は所定の様式に調査データを入力し、チェックすることとする。

(6) 道路状況調査（全国道路・街路交通量調査のみ）

調査にあたっては、「令和7年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査要綱」によるものとする。

調査対象区間：別紙3、4のとおり

(7) 報告書作成

調査結果について取りまとめ、業務報告書を作成する。

(8) 他部局で実施した調査結果の整理統合

本市で実施され、所定の様式で作成された交通量調査結果を整理統合して、取りまとめ、年度版の「交通量調査集計結果表」を作成するものである。

整理統合する際には、指定した様式通りに作成されているかチェックをし、様式ごとに統一を図るものとする。

詳しくは別添1のとおり、「実施要領第I編 3交通量（断面・交差点）調査の取りまとめ方法」「実施要領第I編 6交通量（渋滞長・滞留長）調査の取りまとめ方法」を参考にすること。

なお、他部局で調査した結果は本市から貸与することとし、取りまとめる箇所数は70箇所程度を想定している。

(9) 調査結果の整理統合（全国道路・街路交通情勢調査）

本市で実施（過年度を含む）され、所定の様式で作成された交通量調査結果を整理統合して、全国道路・街路交通情勢調査の所定様式に取りまとめるものである。

詳しくは別添2のとおり、「令和7年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査要綱」によるものとする。

なお、過年度に調査した結果は本市から貸与することとし、取りまとめ

る箇所数は 50 箇所程度を想定している。

### 3 成果品

#### (1) 電子データ 1 部

仕様：CD-R 等に格納

電子データ内容：

##### ア 報告書

本業務の調査結果について、PDF 及び Excel（オリジナルデータ）で格納する。

##### 【報告書内容】

- ・ 調査概要等
- ・ 交通量調査結果分析（定点箇所における交通量の経年変化等）
- ・ 札幌市交通量調査結果様式
- ・ その他別途指定する様式

##### イ 庁内 Web-GIS 格納用データ

本業務の調査結果と本市から貸与する交通計画課以外での調査結果を統合し、指定するデータ形式により格納する。

##### ウ 交通量調査集計結果表データ（詳細版）

本業務の調査結果と本市から貸与する交通計画課以外での調査結果を統合して作成し、PDF 及び Excel（オリジナルデータ）により格納する。

##### 【結果表内容】

- ・ 交通量調査結果分析（定点箇所における交通量の経年変化等）
- ・ 時間別交通量観測結果表（地点別・方向別・観測区分別）（様式－3）  
（定点のみ）
- ・ 12 時間交通量集計結果表（地点別・方向別・観測区分別）（様式－4）
- ・ 交差点方向別 12 時間交通量（様式－5）
- ・ 交差点流帯図（様式－6）
- ・ 混雑度一覧表（様式－7）
- ・ 滞留長・渋滞長・通過時間（様式－9）
- ・ 旅行速度（様式－12）

- ・観測位置図（A 2 版）

エ 交通量調査集計結果表データ（概要版）

本業務の調査結果と貸与する交通計画課以外での調査結果を統合して作成し、PDF 及び Excel（オリジナルデータ）に格納する。

【結果表内容】

- ・調査地点一覧

- ・12 時間交通量集計結果表（地点別・方向別・観測区分別）（様式－4）

- ・交差点方向別 12 時間交通量（様式－5）

- ・観測位置図（A 2 版）

オ その他発注者が指示する様式

(2) 交通量調査集計結果表（詳細版） 1 部

仕様： A4 横版冊子

作成時に過年度の冊子を参照すること

(3) その他（観測資料等）

現地の写真や打ち合わせ簿等

#### 4 その他

(1) 本業務において知り得た内容を、外部に漏洩、転用してはならない。

(2) 本業務の内容、実施について疑義を生じた場合は、発注者と十分協議し、その指示に従うこと。

(3) 本業務の遂行に当たって、下記項目に要する費用は全て受託者の負担とする。

ア 受託者の不注意によって生じた費用

イ 受託者が第三者に損害を与えた場合の全ての費用

(4) 再調査について

受注者は、配置人員の不足や、通常と異なる状態が予想されるなかで調査を実施したことなどの理由により、調査の結果内容が不十分であったり、正確なデータが得られなかったりした場合は、発注者の指示により受注者の費用負担において調査対象の一部あるいは全体の再調査を行わなければならない。

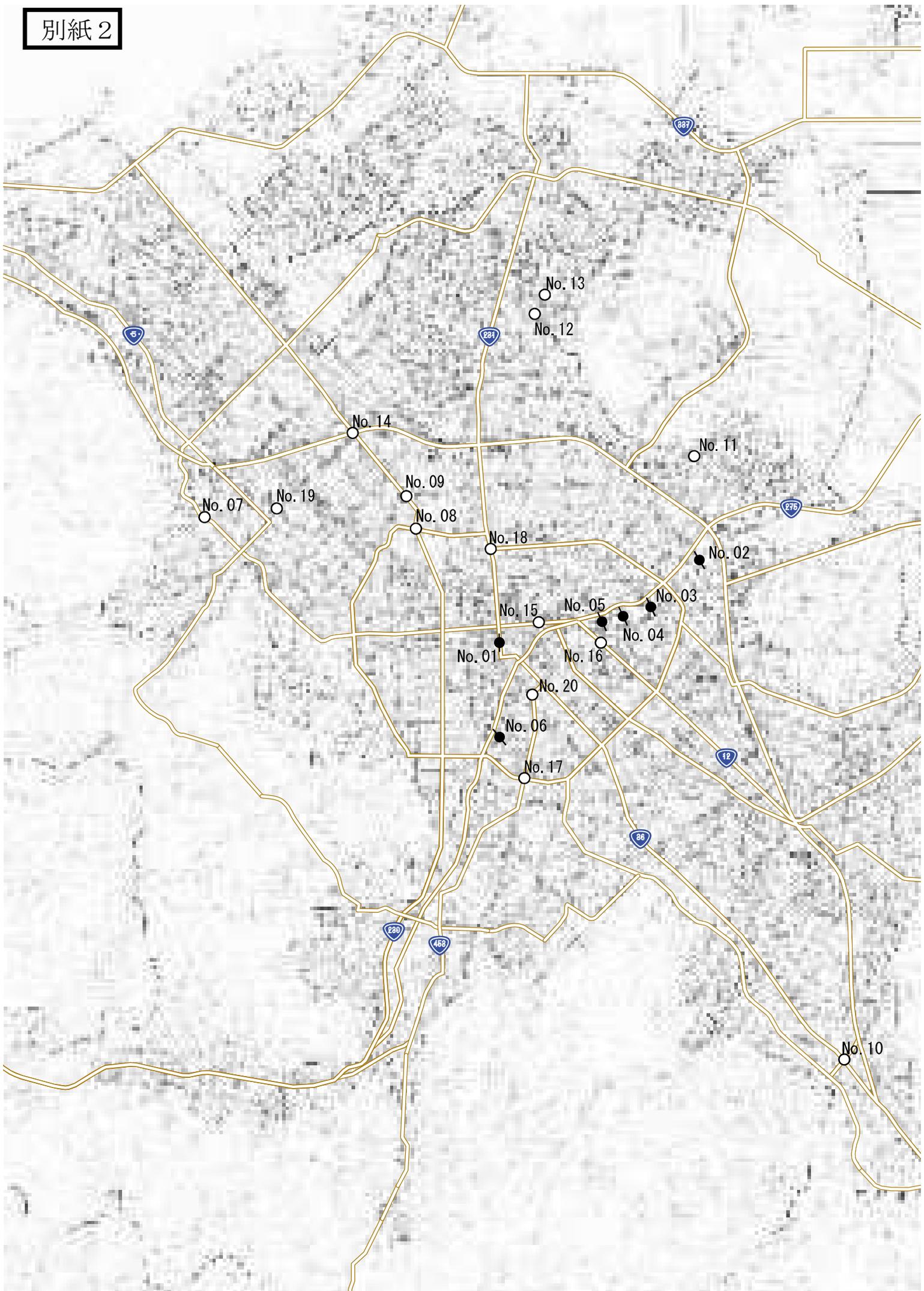
なお、その際の実施方法や調査日については、発注者と協議すること。

(5) 環境への配慮について本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- ・電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- ・ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- ・両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- ・自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- ・業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- ・業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。

## 令和7年度一般交通量調査業務 調査箇所一覧

番号	路線名 交差道路名	交通量区分 (台/昼間12 h)	地点形状	平・休の別	渋滞長・滞留長 調査の有無	調査時間帯 ※標準時間帯 12h昼(7~19時) 12h夜(19~7時)	調査箇所	信号現 示調査	現地 踏査	特記
	(都市計画道路名)									
1	創成川通	30,001~40,000	単路	平日	無	12h 7:00~19:00	中) 南1西1 (創成トンネル)		○	秋季
2	宮の森・北24条通	20,001~30,000	単路	平日	無	12h 7:00~19:00	東) 東雁来4条1丁目(北24条桜大橋)		○	秋季
3	北13条・北郷通	20,001~30,000	単路	平日	無	12h 7:00~19:00	東) 苗穂町16丁目(北13条大橋)		○	秋季
4	市道鉄北線	~10,000	単路	平日	無	12h 7:00~19:00	東) 苗穂町11丁目(上白石橋)		○	秋季
5	平和通	20,001~30,000	単路	平日	無	12h 7:00~19:00	中) 北1条東18丁目(平和大橋)		○	秋季
6	市道幌平橋通線	20,001~30,000	単路	平日	無	12h 7:00~19:00	中) 南16条西1丁目(幌平橋)		○	秋季
7	北1条・宮の沢通	10,001~20,000	4差路	平日	無	12h	西) 西野3条10丁目		○	秋季
	西野・屯田通	10,001~20,000				7:00~19:00				
8	羊ヶ丘通	30,001~40,000	4差路	平日	無	12h	豊) 福住3条5丁目		○	秋季
	福住・桑園通	10,001~20,000				7:00~19:00				
9	新川通	20,001~30,000	4差路	平日	無	12h	北) 北18条西15丁目		○	秋季
	環状通	20,001~30,000				7:00~19:00				
10	新川通	10,001~20,000	4差路	平日	無	12h	西) 八軒10条東5丁目		○	秋季
	宮の森・北24条通	10,001~20,000				7:00~19:00				
11	厚別東通	10,001~20,000	4差路	平日	無	12h	清) 里塚2条6丁目		○	秋季
	月寒通	20,001~30,000				7:00~19:00				
12	丘珠空港通 苗穂通	20,001~30,000 ~10,000	4差路	平日	無	12h 7:00~19:00	東) 伏古13条3丁目		○	秋季
13	太平中央通	~10,000	4差路	平日	無	12h	北) 太平7条6丁目		○	秋季
	東15丁目・屯田通	20,001~30,000				7:00~19:00				
14	太平中央通	~10,000	4差路	平日	無	12h	北) 太平8条6丁目		○	秋季
	太平横8号通	~10,000				7:00~19:00				
15	新川通	20,001~30,000	4差路	平日	有	12h	西) 八軒10条西10丁目	○	○	秋季
	札幌新道	20,001~30,000				7:00~19:00				
16	東8丁目・篠路通	20,001~30,000	4差路	平日	有	12h	中) 大通東6丁目	○	○	秋季
	北1条・雁来通	20,001~30,000				7:00~19:00				
17	札幌・江別通	20,001~30,000	4差路	平日	有	12h	白) 菊水9条3丁目	○	○	秋季
	南7条・米里通	20,001~30,000				7:00~19:00				
18	環状通	30,001~40,000	4差路	平日	有	12h	豊) 平岸2条10丁目	○	○	秋季
	平岸通	20,001~30,000				7:00~19:00				
19	環状通	30,001~40,000	4差路	平日	有	12h	北) 北14条西1丁目	○	○	秋季
	創成川通	30,001~40,000				7:00~19:00				
20	新琴似通	20,001~30,000	4差路	平日	有	12h	西) 西町北7丁目	○	○	秋季
	二十四軒・手稲通	20,001~30,000				7:00~19:00				
21	菊水・旭山公園通	20,001~30,000	3差路	平日	有	12h	豊) 豊平6条3丁目	○	○	秋季
	平岸通	20,001~30,000				7:00~19:00				

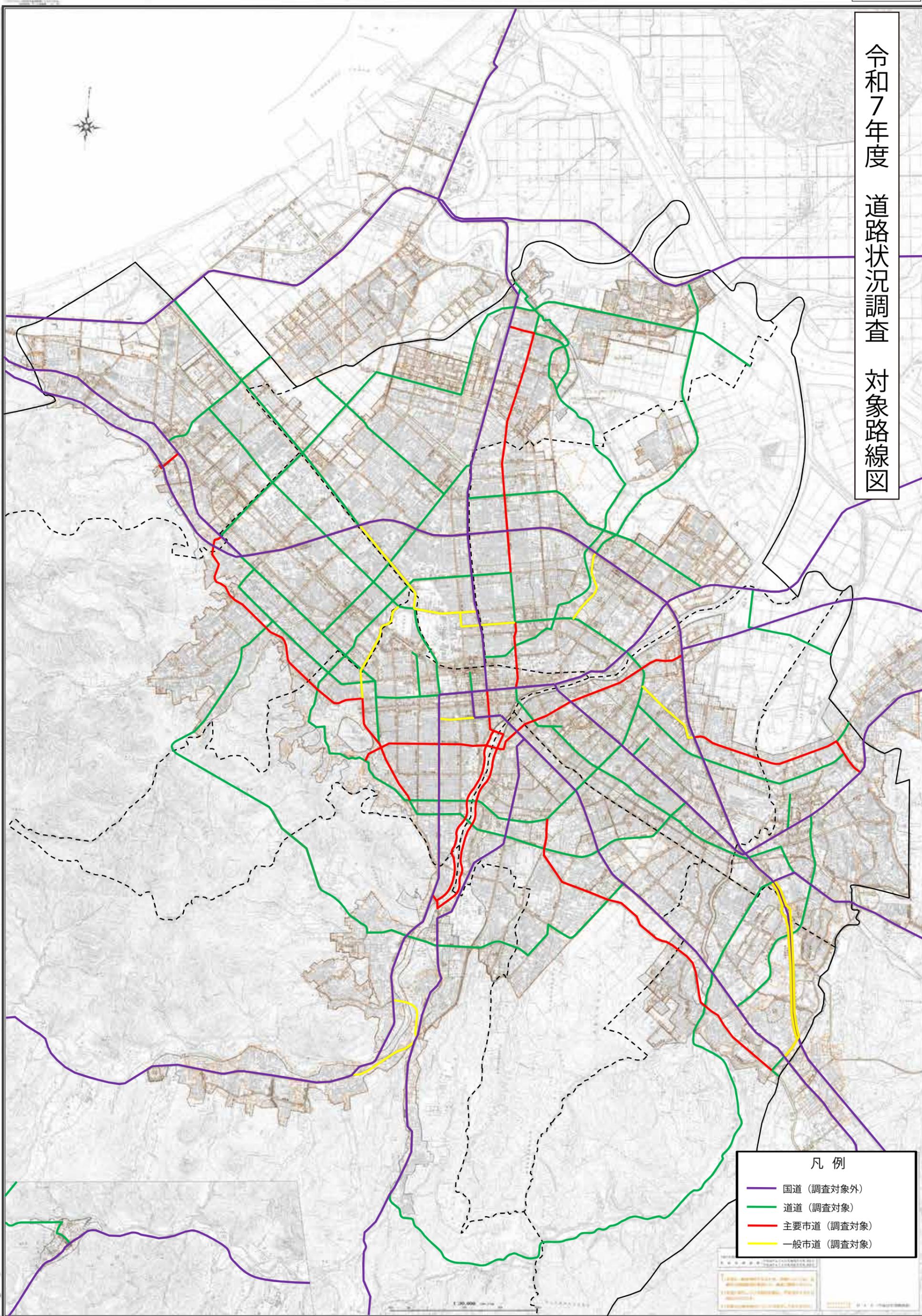


令和7年度 道路状況調査路線一覧表

別紙-3

No.	路線名	起点	終点	区間数	区間距離 k m		
					計	DID外	DID内
1	小樽定山溪線	南区・小樽市 境	一般国道231号	1	22.6	22.6	0.0
2	札幌夕張線	一般国道12号	一般国道274号	3	10.1	0.0	10.1
3	札幌停車場線	北5条線	一般国道12号	1	0.5	0.0	0.5
4	石狩手稲線	手稲区・石狩市 境	一般国道5号	3	3.8	1.1	2.7
5	西野真駒内清田線	宮の沢北1条線	一般国道36号	4	26.6	12.0	14.6
6	札幌環状線	一般国道5号	一般国道5号	8	26.2	0.6	25.6
7	京極定山溪線	南区定山溪	小樽定山溪線	1	10.9	10.9	0.0
8	札幌当別線	一般国道274号	一般国道337号	3	8.7	6.5	2.2
9	宮の沢北一条線	札幌自動車道	一般国道230号	3	7.3	0.0	7.3
10	前田新川線	一般国道337号	一般国道5号	2	8.0	6.0	2.0
11	札幌北広島環状線	一般国道5号	北区篠路町拓北	6	19.8	13.5	6.3
12	真駒内篠路線	一般国道230号	一般国道231号	12	21.8	0.0	21.8
13	旭山公園米里線	札幌環状線	道央自動車道	5	9.7	0.4	9.3
14	南19条宮の沢線	札幌環状線	一般国道5号	4	10.2	0.7	9.5
15	羊ヶ丘線	札幌環状線	一般国道36号	3	10.6	2.2	8.4
16	厚別東北郷線	一般国道12号	一般国道274号	2	5.3	0.2	5.1
17	手稲インター線	一般国道5号	札幌自動車道	1	0.7	0.0	0.7
18	花畔札幌線	北区・石狩市 境	一般国道5号	14	17.4	8.6	8.8
19	琴似停車場線	琴似停車場新琴似線	宮の沢北1条線	1	1.1	0.0	1.1
20	琴似停車場新琴似線	琴似停車場線	一般国道231号	2	5.2	0.0	5.2
21	厚別停車場線	一般国道12号	厚別東町31号線	1	1.0	0.0	1.0
22	桑園停車場線	桑園駅前通線	宮の沢北1条線	1	1.2	0.0	1.2
23	真駒内御料札幌線	一般国道453号	一般国道274号	3	20.8	16.0	4.8
24	白石停車場線	白石駅前通線	一般国道12号	1	0.7	0.0	0.7
25	丘珠空港線	丘珠空港東線	一般国道231号	2	3.2	0.2	3.0
26	下手稲札幌線	石狩手稲線	一般国道230号	8	10.5	0.0	10.5
27	西野白石線	西野真駒内清田線	一般国道12号	6	13.3	0.6	12.7
28	矢臼場札幌線	北区・石狩市 境	一般国道231号	2	0.4	0.4	0.0
29	東札幌停車場線	東札幌駅前通線	札幌夕張線	1	0.3	0.0	0.3
30	東雁来江別線	一般国道275号	厚別区・江別市 境	2	3.5	3.5	0.0
31	大麻東雁来線	江別市・厚別区 境	札幌環状線	3	7.1	0.4	6.7
32	樽川篠路線	石狩市・北区 境	琴似停車場新琴似線	2	4.7	1.9	2.8
33	丘珠空港東線	丘珠空港線	一般国道275号	3	4.1	0.5	3.6
34	厚別平岡線	一般国道12号	一般国道36号	3	6.3	2.0	4.3
35	大曲工業団地美しが丘線	北広島市・清田区 境	羊ヶ丘線	1	0.2	0.0	0.2
36	南4条線	一般国道36号	一般国道230号	1	0.9	0.0	0.9
37	伏古川通線	札幌環状線	一般国道274号	2	4.0	0.0	4.0
38	競馬場線	競馬場線	樽川支線	1	0.4	0.0	0.4
39	西28丁目線	南19条宮の沢線	宮の沢北1条線	1	0.9	0.0	0.9
40	新川支線	札幌環状線	一般国道5号	1	2.1	0.0	2.1
41	二十四軒1条線	宮の沢北一条線	下手稲札幌線	1	2.1	0.0	2.1
42	北大横断線	下手稲札幌線	北15条線	1	1.3	0.0	1.3
43	北15条線	北大横断線	札幌環状線	2	1.9	0.0	1.9
44	北18条線	北大横断線	一般国道5号	1	0.4	0.0	0.4
45	樽川支線	競馬場線	札幌環状線	1	0.3	0.0	0.3
46	川沿石山連絡線	一般国道230号	一般国道230号	2	3.5	1.1	2.4
47	菊水元町6条中通1号線	一般国道274号	札幌環状線	1	2.1	0.0	2.1
48	札幌東部新道1号線	厚別・滝野公園通	里塚98号線	4	4.6	3.7	0.9
49	札幌東部新道2号線	厚別・滝野公園通	里塚98号線	3	5.2	4.4	0.8
50	里塚98号線	札幌東部新道1号線	一般国道36号	1	0.7	0.7	0.0
合 計				141.0	334.2	120.7	213.5

令和7年度 道路状況調査 対象路線図



凡例

- 国道 (調査対象外)
- 道道 (調査対象)
- 主要市道 (調査対象)
- 一般市道 (調査対象)

別添 1

# 札幌市 一般交通量調査 標準実施要領

平成25年4月

札幌市

最終改訂 平成 25 年 4 月  
前回改定 平成 21 年 8 月

## 1 調査の目的

本調査は、道路の交通量及び道路現況を調査し、道路の計画、事業効果の検証、建設、維持修繕、管理、その他の施策などについての基礎資料を得ることを目的に実施する。

### [解説]

札幌市で実施している交通量調査は、定点観測地点(観測地点を定めて継続的に観測する地点)及びその他施策の基礎資料を得る目的で行われているが、2次的利用として環境的側面や交通量調査を実施していない施策の検討などにも交通量が利用されている。

定点観測の継続観測は、様々な要因で変化する交通量を網羅的に把握するために実施してきており、札幌市の総合的な交通の現状を取りまとめた「札幌の都市交通データブック」及び観測結果を取りまとめた「交通量調査集計結果表(概要版)」に掲載、販売し広く市民に公開している。

平成16年度からは、変化量の少ない定点観測地点を隔年計測にするなど、効率的観測に努めているところである。

また、その他施策で実施されている観測については、道路の計画、事業効果の検証、建設、維持修繕、管理などに活用されているが、さらに有効活用を図るために、平成18年度からは結果を一元化することとし、本市の観測結果を一冊の交通量調査集計結果表にとりまとめ、平成25年度より「市内Web-GIS」においても観測結果を反映することとした。

なお、本要領は一般的に実施される調査を想定して作成しているため、具体的な調査目的や調査結果の活用の仕方等により、個別の指示があった場合は、それによるものとする。

## 2 調査の方針

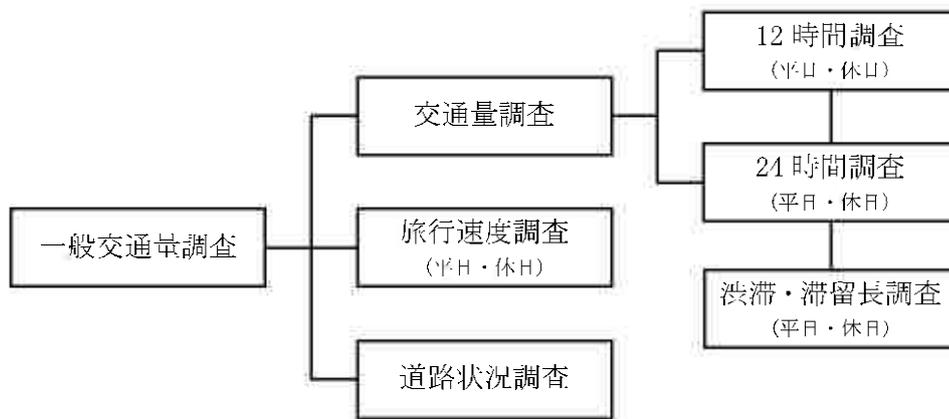
本調査は、以下の各調査により構成される。

- ・ 交通量調査(平日及び休日の12時間あるいは24時間)
- ・ 旅行速度調査(平日及び休日)
- ・ 道路状況調査

調査は、指定された地点を通過する交通量について調査する。調査対象路線を調査区間に分割し、この区間について道路の状況及び旅行速度について調査を行う。

[解説]

本調査の体系を以下に示す。



12時間交通量調査や24時間交通量調査は、札幌市の指定する地点の断面又は交差点において、この地点を通過する交通量を車種別、時間帯別に観測するものである。また、これにあわせ信号1サイクルで処理できなかったおよその延長である渋滞長、赤信号で停車するおよその延長である滞留長及び信号通過時間を調査する場合がある。

旅行速度調査は、平日は朝又は夕方 of ラッシュ時間帯に、休日は1日の中で最も混雑する時間帯における旅行速度を調査する。

道路状況調査は、調査対象路線の道路種類や道路状況別の延長等について調べるもので、路線を調査区間に分割し、この区間ごとにデータを整理する。

### 3 安全の確保について

交通量調査は、路側の比較的安全な場所で調査を実施することとしており、事故等の危険性は低いと考えられる。しかしながら、過去の調査で残念ながら死傷事故が発生している。このため、一般に想定できない車両の飛び出し等が発生しても十分安全が確保できるような対応が必要である。

また、旅行速度調査は車両による実際の走行がともなうことから、特に安全に留意する必要がある。「流れに沿った走行」ということだが無理に前車に追従するなどの誤った走行は正しいデータが収集できないばかりではなく、事故を誘発する危険があり、このような走行を決してしないよう、十分注意(指導)する必要がある。前車への追従は、前車と同様なスタイルで運行することであり、踏み切りでの一旦停止や信号で遅れたからといって、スピードを加速して無理に追いつくような走行は正しいデータとはならないことを十分理解し、安全な環境で調査を実施するものとする。

調査中に危険な状況が想定される場合は、すぐに調査を中止し、安全の確保を優先するものとする。



# 第 I 編 交通量調査編

# 目 次

## 第 I 編 交通量調査編

1	交通量(断面・交差点)調査の方法	1
(1)	人手調査	1
(2)	機械観測	2
2	交通量(断面・交差点)調査現地原票調査事項	3
(1)	観測概要	3
(2)	時間別方向別車種別通行車両等	4
3	交通量(断面・交差点)調査の取りまとめ方法	13
(1)	報告書	13
(2)	庁内 Web-GIS 格納用データ	15
(3)	交通量調査集計結果表	19
4	交通量(滞留長・渋滞長)調査の方法	20
(1)	観測時間帯	20
(2)	調査方法	20
(3)	都心部など交差点間隔が密な地区での調査	20
5	交通量(滞留長・渋滞長)調査現地原票調査事項	21
(1)	渋滞長・滞留長・通過時間現地原票(方向図)(様式-8-1)	21
(2)	渋滞長・滞留長・通過時間現地原票(様式-8-2)	22
(3)	信号サイクル現地原票(様式-8-3)	23
6	交通量(滞留長・渋滞長)調査の取りまとめ方法	24
(1)	報告書	24
(2)	交通量調査集計結果票	25

様式

(様式-1-1)	12(24)時間交通量調査現地原票(方向図)	26
(様式-1-2)	12(24)時間交通量調査現地原票(自動車類)	27
(様式-1-3)	12(24)時間交通量調査現地原票(歩行者・自転車)	28
(様式-2-1)	交通量調査原票(方向図)	29
(様式-2-2)	交通量調査原票(自動車類)	30
(様式-2-3)	交通量調査原票(歩行者・自転車)	31
(様式-3)	時間別交通量観測結果表(地点別・方向別・観測区分別)	32
(様式-4)	12時間交通量集計結果表(地点別・方向別・観測区分別)	33
(様式-5)	交差点方向別12時間交通量	34
(様式-6)	交差点流滞図	35
(様式-7)	混雑度一覧表	36
TrfDat.XLS	Sheet「Name」	37
TrfDat.XLS	Sheet「Crui」	38
TrfDat.XLS	Sheet「Mrui」	39
WebGIS.XLS	Sheet「Car」	40
WebGIS.XLS	Sheet「Man」	41
(様式-8-1)	渋滞長・滞留長・通過時間 現地原票(方向図)	42
(様式-8-2)	渋滞長・滞留長・通過時間 現地原票	43
(様式-8-3)	信号サイクル現地原票	44
(様式-8-4)	渋滞長・滞留長・通過時間 調査原票	45
(様式-9)	渋滞長・滞留長・通過時間	46

## 1 交通量(断面・交差点)調査の方法

交通量(断面・交差点)調査は、札幌市の指定時期又は指定日に以下の時間帯で実施することを標準とする。

・12時間調査：午前7時～午後7時

・24時間調査：午前7時～翌日午前7時または午前0時～翌日午前0時

なお、調査内容について別途指示のある場合は、それによるものとする。

### [解説]

平日調査は年間の平均的な交通量を把握するために行われるものであり、基本的には年間のうち交通量の変動が少ない秋季に観測を行って、その観測地点の平日交通量とする。また、休日調査は、平日調査と同時期に観測を行い、その観測地点の休日交通量とする。調査は、上り下り別に車種別に1時間毎の通過台数を計測する。

### (1) 人手調査

#### 1) 調査日の選定

平日調査の観測日は、秋季の場合は9月～11月の中で任意に選定してよいが、月曜日、金曜日、土曜日、日曜日、祝祭日及びその前後の日及び台風等の異常気象の場合、その他通常と異なる交通状態が予想される日を避けるようにする。

また、時期の指定のあるものについては、その期間内で上記の方法により選定し、観測日の指定されているものについては、指定日に実施する。

休日調査の観測日は9月～11月の休日(日曜日)、指定期間の休日の中で任意に選定してよいが、平日と同様、連休及び台風等の異常気象の場合、その他通常と異なる交通状態が予想される日を避けるようにする。

なお、平日または休日の調査開始後に異常天候等で通常と異なる交通状態が発生した場合は、札幌市と協議して調査の継続または中止を判断し、別途調査を行う。

平日及び休日の交通量観測実施日は、札幌市と協議のうえ決定する。

#### 2) 調査方法

人手観測による観測員は交通量の大きさに応じて、方向別、車種別等、各人の分担を適宜区分して配置する。警察へ道路使用許可申請を行い、安全に十分注意して作業を行う必要がある。

#### 3) 調査時間帯

各調査の観測時間帯は下表を標準とする。

調査区分	観測時間帯
12時間交通量調査	午前7時～午後7時
24時間交通量調査	午前7時～翌日午前7時または午前0時～翌日午前0時

※ 札幌市より別途時間帯の指示がある場合は、それによるものとする。

24時間観測の時間帯は、上記の2つの時間帯から選択してよい。ただし、休日24時間調査については、平日早朝の交通状況を避けるため、調査時間帯は午前0時から翌午前0時とする。

## (2) 機械観測

機械観測は、道路管理者や交通管理者が常時設定している交通量機械計測地点(以下、交通量常時観測地点)の結果を用いる場合と、簡易型トラフィックカウンター(以下、簡易トラカン)を設置して交通量を観測する場合である。

なお、機械観測とする場合は、札幌市と協議すること。

### 1) 交通量常時観測地点のトラカンデータ

#### ① 調査日の選定

交通量常時観測地点の交通量は、秋季の場合は9月～11月の中で連休、祝祭日、及び台風等の異常気象やその他通常と異なる交通状態を除く観測結果から平日は火曜日、水曜日及び木曜日、休日は休日(日曜日)の中から任意の1日を設定し、24時間調査とする。また、時期の指定のあるものについては、その期間内で上記の方法により選定し、観測日の指定されているものについては、指定日とする。

#### ② 歩行者等交通量の推計

歩行者、自転車及び動力付き二輪車の交通量を計測していない場合は、別途観測を実施するか、推計値で代替するか、欠測とするか札幌市の指示を仰ぐこと。

### 2) 簡易トラカン

#### ① 調査日の選定

簡易トラカンによる計測は秋季(9月～11月)又は指定時期に原則として火曜日から木曜日までの連続3日間の観測(月曜日に設置、金曜日に撤去)が望ましい。この場合、3日間の中央値となる1日を観測日として選定し、各時間値を採用する。休日は日曜日の計測結果とする。なお、水曜日が祝祭日となる週は設置しない。

火曜日、水曜日または木曜日が台風等の異常気象やその他通常と異なる交通状態となる場合、その日の計測結果は用いない。平日または休日の全計測日が台風等の異常気象やその他通常と異なる交通状態であるときは再度計測を行うものとする。なお、簡易トラカン計測区間は24時間調査とする。

#### ② 調査方法

使用する簡易トラカンは、概ね95%以上の精度が確認できるものを用いることとする。

簡易トラカンで計測する地点及び計測日は道路管理者が設定する。

また、計測結果より車種別の台数を推計するものとする。

なお、簡易トラカンの設置、撤去に際しては交通規制を行う必要があるので警察へ道路使用許可申請を行った後、安全に十分注意して作業を行うものとする。

### 3) 交通管理者のトラカンデータ

方向別時間帯別の全車交通量を警察庁より入手するデータである。調査地点、調査日については、札幌市が北海道警察と協議の上、選定する。歩行者、自転車及び動力付き二輪車の交通量の取扱いについて札幌市と協議する。なお、データの使用にあたっては、過去の交通量の値や前後の交通量の値を参考に、精度の検証を行った上で使用すること。

## 2 交通量(断面・交差点)調査現地原票調査事項

交通量(断面・交差点)調査現地原票調査事項は、観測概要及び時間別車種別通行車両等とする。参考書式は様式-1-1、様式-1-2、様式-1-3であるが、調査実施の方法により適宜変更して使用すること。

### [解説]

現地原票は、人手による交通量観測地点の現場において、観測された時間別車種別方向別交通量を直接記入するためのいわゆる「日表」であり、事前に印刷して用意する。

調査事項は次のとおりとする。

なお、事前に調査事項の(1)の1)～3)については、調査員の調査割り当てに応じて、あらかじめ整理、記入を行うものとし、現地観測員が記入する必要はない。

現地原票の様式は、業務受託者の調査実施の方法により適宜変更して使用することができる。

### (1) 観測概要

#### 1) 観測地点番号(観測地点方向図)

調査実施機関(調査受託企業)が任意に設定する番号である。1から附番し、交差点の場合は1交差点で附番する。断面観測の場合は「地点番号」とし交差点での観測の場合は「交差点地点番号」とする。また、交差点は断面に分割して集計を行うが、その際は-Aから北を起点とし時計回りに附番する。

#### 2) 観測地点名(住所)

観測地点の住所を記入する。

#### 3) (観測)方向

観測地点方向図に示されている方向を記入する。

#### 4) 観測日

調査を開始した時間が属する日を「平成 年 月 日」及び曜日を記入する。平日調査は、火、水、木曜日のいずれかの曜日となるのが原則である。休日調査は日曜日あるいは祝祭日の曜日となる。

#### 5) 天候

観測日の代表的な天候を記入する。天候：晴、曇、雨、霧、雪、その他

#### 6) 観測員氏名

交通量観測にたずさわった観測員の氏名を記入する。押印は必要ない。

(2) 時間別方向別車種別通行車両等

1) 通行車両等

通行車両等を次の分類に従って区分し、1時間ごとの方向別通過交通量を観測する。

種 別		単位	
歩行者類		人	
自転車類		台	
動力付き二輪車類		台	
自動車類	乗用車類	乗用車	台
		バス	台
	貨物車類	小型貨物車	台
		普通貨物車	台

自衛隊用車及び外交官用車両等独自の番号を付しているものについては、その形態により、上表の各車種に分類して観測する。

自動車類交通量は4車種区分で調査を実施する。参考に従前の観測区分(8車種)の対応を以下の表に示す。

観測区分	旧区分
乗用車	軽乗用車
	乗用車
バス	バス
小型貨物車	軽貨物車
	小型貨物車
	貨客車
普通貨物車	普通貨物車
	特種(殊)車

時間ごとに通過交通量を記入するためには、記入後、即通行車両種別分のカウンターをクリアしなければならないため、交通量の多い地点及び多い時間帯では、その間カウントミスが起りやすい。そこで、カウンターを時間ごとにクリアせず、累積した値を用いて調査後1時間ごとの交通量に直してもよい。

歩行者類、自転車類、動力付き二輪車類の分類はその形態によって行い、自動車類の分類はナンバープレートの形状、塗色、分類番号によるのを原則とするが、夜間12時間観測で照明が不十分なために、ナンバープレートの識別が困難な場合には、車両の形態により分類することもやむを得ない。

通行車両等の分類は次のとおりとする。なお、ナンバープレートの塗色は特記しない限り白地に青文字(自家用)又は青地に白文字(営業用)とする。

簡単な見分け方は次の通りである。

種 別		内 容	
歩行者類		隊列、葬列を除く	
自転車類		車いす、小児用の車を除く	
動力付き二輪車類		自動二輪車、原動機付自転車	
自動 車 類	乗用車類	乗用車	ナンバー5（黄と黒のプレート） ナンバー3、8（小型プレート） ナンバー3、5、7
		バス	ナンバー2
	貨物車類	小型貨物車	ナンバー4（黄と黒のプレート） ナンバー3、6（小型プレート） ナンバー4、6
		普通貨物車	ナンバー1 ナンバー8、9、10

### ① 歩行者類

#### ・対象とするもの

歩いている人、走っている人、身体障害者用車いすに乗っている人、乳母車を押す人、小児用の車（小児用三輪車、6才未満の者が乗車する自転車で、かつ、走行、制動操作が簡単で速度が4～8km/h程度しか出せない自転車）に乗っている人、動力付き二輪車又は三輪若しくは三輪車の自転車（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両をけん引しているものを除く。）を押して歩いている人、親に手を引かれている子供、ローラースケート等によって通行している人、買物車（ショッピングカート）を引いている人。

#### ・対象としないもの

軽車両（リヤカー、牛馬車等）を引いている人、背負われている子供、乳母車の中にいる子供、路上で遊んでいる人、デモ隊、葬列、通園・通学途中でない教師等に引率された学生・生徒・園児の隊列。

### ② 自転車類

自転車とは、ペダル又はハンドルクランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であって、身体障害者用の車いす及び小児用の車以外のもの（道路交通法第2条第1項第11の2号）とし、二輪のものに限らない。リヤカー等を引く自転車は自転車類に含む。

### ③ 動力付き二輪車類

道路交通法施行規則第2条に規定する「自動二輪車」、道路交通法第2条第1項第10号に規定する「原動機付自転車」及びその他の二輪の自転車とする。側車付きのもの及び他の車両をけん引しているものを含む。

### ④ 乗用車

#### a. 軽乗用車

ナンバープレートの塗色が黄地に黒文字（自家用）又は黒地に黄文字（営業用）であり、かつ分類番号が50～59の自動車とする。

注）昭和48年10月1日以前に届出した軽乗用車には、白地に青又は青地に白の小型ナンバープレートで分類番号が3及び33又は8及び88のものがあり、当分の

問、これらも軽乗用車として観測する。

b. 乗用車

分類番号が次のいずれかに該当するものとする。

1) 3、30 から 39 まで及び 300 から 399 まで（普通乗用自動車）

2) 5、7、50 から 59 まで、70 から 79 まで、500 から 599 まで及び 700 から 799 まで（小型乗用自動車）

⑤ バス

分類番号が 2、20 から 29 まで及び 200 から 299 までのものとする。

⑥ 小型貨物車

a. 軽貨物車

ナンバープレートの塗色が黄地に黒文字（自家用）又は黒地に黄文字（営業用）であり、かつ分類番号が 40～49 の自動車とする。

注）昭和 48 年 10 月 1 日以前に届出した軽貨物車には、白地に青又は青地に白の小型ナンバープレートで分類番号が 3 及び 33 又は 6 及び 66 のものがあり、当分の間、これらも軽貨物車として観測する。

b. 小型貨物車

分類番号が次のいずれかに該当するものとする。

4、6、40～49 まで、60 から 69 まで、400 から 499 まで及び 600 から 699 まで（小型貨物自動車）

⑦ 普通貨物車

a. 普通貨物車

分類番号 1、10 から 19 まで及び 100 から 199 までの自動車とする。

b. 特種（殊）車

次のいずれかに該当する自動車とする。

ナンバープレートの塗色が黄地に黒文字又は黒地に黄文字のもののうち、分類番号が 8、80 から 89 まで及び 800 から 899 まで、9、90 から 99 まで及び 900 から 999 まで、0、00 から 09 まで及び 000 から 099 までの自動車。

注）分類番号が 8、80 から 89 まで及び 800 から 899 までの自動車を特種用途自動車という。分類番号が 9、90 から 99 まで及び 900 から 999 まで、0、00 から 09 まで及び 000 から 099 までの自動車を特殊自動車という。

・特種用途自動車とは、特種の目的に使用され、かつその目的遂行に必要な構造装置をそなえたもので、緊急自動車、タンク車、撒水車、霊柩車、放送宣伝車、クレーン車等がある。

・特殊自動車とは、キャタピラを有する自動車、ロード・ローラ、タイヤ・ローラ、スタビライザ等をいう。荷物車、故障車等をけん引していく場合は、けん引車だけを調査の対象とし、披けん引車は数えない。

外交官用車両（外交団用、領事団用、代表部用）、在日米軍用車両、自衛隊用車両、臨時運行車両、回送運行車両等独自の番号を付しているものは、それぞれの形態、使用目的に応じて車種を想定し、上記の自動車類のなかに含めて観測するものとする。

⑧ 自動車類合計

上記④～⑦の自動車類の合計を記入する。

[参考]

<オフロードタイプの4輪駆動車>

最近、下の写真のようなレクリエーション・ビークルが増えている。

このような車両は乗用車と貨客車の区分を外見で行うことは困難であり、車種区分はナンバープレートで行う。ナンバープレートの分類番号が4、6、40～49、60～69、400～499、600～699のものは、小型貨物車として分類する。同様の形状の車両で分類番号が1、10～19、100～199のものもあるが、これらの車両は普通貨物車とする。



分類番号5、7、50～59、70～79、500～599、700～799の車両は乗用車（小型）とする。



分類番号4、6、40～49、60～69、400～499、600～699で写真の形状の車両は小型貨物車とする。



分類番号3、30～39、300～399の車両は乗用車（普通）とする。



分類番号1、10～19、100～199の車両は普通貨物車とする。

## 軽貨物車の車種区分

### <軽トラック（ボンバン）>

分類番号が 40～49、6、66 の軽自動車のうち、ボンネット・バンは、形状が軽乗用車と類似しており、注意する必要がある。

車種区分はナンバープレートの分類番号で行う。



分類番号 50～59、8、88 は乗用車  
(軽乗用車)



分類番号 40～49、6、66 は小型貨物車  
(軽貨物車)

自動車区分の相違

・道路運送車両法施行規則第2条

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長	幅	高さ
普通自動車	小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車	/	/	/
小型自動車	四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車（軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く）にあつては、その総排気量が2.00L以下のものに限る）。	4.70m 以下	1.70m 以下	2.00m 以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）及び二輪自動車で軽自動車、大型特殊二輪自動車及び小型特殊自動車以外のもの。	/	/	/
軽自動車	二輪自動車（側車付自動車を含む）以外の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が0.660L以下のものに限る）。	3.40m 以下	1.48m 以下	2.00m 以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が0.250L以下のものに限る）。	2.50m 以下	1.30m 以下	2.00m 以下
大型特殊自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次に掲げる自動車であつて、小型特殊自動車以外のもの</li> <li>イ ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーバ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンバ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車</li> <li>ロ 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車</li> </ul>	/	/	/
	二 ボール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	/	/	/
小型特殊自動車	一 前項第一号イに掲げる自動車であつて、自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度15km/h以下のもの	4.70m 以下	1.70m 以下	2.00m 以下
	二 前項第一号ロに掲げる自動車であつて、最高速度35km/h未満のもの	/	/	/

・道路交通法施行規則第2条

自動車の種類	車体の大きさ等		
大型自動車	大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車で、車両総重量11,000kg 以上のもの、最大積載量が 6,500kg 以上のもの又は乗車定員が30人以上のもの		
中型自動車	大型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車で、車両総重量が 5,000kg 以上、11,000kg 未満のもの、最大積載量が 3,000kg 以上 6,500kg 未満のもの又は乗車定員が 11 人以上 29 人以下のもの		
普通自動車	車体の大きさ等が、大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車について定められた車体の大きさ等のいずれにも該当しない自動車		
大型特殊自動車	カタピラを有する自動車（内閣総理大臣が指定するものを除く。）ロード・ローラ、タイヤ・ローラ、ロード・スタビライザ、タイヤ・ドーザ、グレーダ、スクレーパ、ショベル・ローダ、ダンプ、モータ・スイーパー、フォーク・リフト、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、アスファルト・フィニッシャ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・ローダ、農耕作業用自動車、ロータリ除雪車、ターレット式構内運搬車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車及び内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車（この表の小型特殊自動車の項において「特殊自動車」という。）で、小型特殊自動車以外のもの		
大型自動二輪車	総排気量 0.400L を超える内燃機関を原動機とする二輪の自動車（側車付のものを含む）で、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの		
普通自動二輪車	二輪の自動車（側車付のものを含む）で、大型特殊自動車、大型自動二輪車及び小型特殊自動車以外のもの		
小型特殊自動車	特殊自動車で車体の大きさが右欄に該当するものうち、15km/h を超える速度を出すことができない構造のもの	車体の大きさ	
		長さ 4.70m 以下	幅 1.70m 以下  高さ 2.00m（ヘッドガード、安全キャップ、安全フレームその他これらに類する装置が備えられている自動車で、当該装置を除いた部分の高さが2.00m以下のものにあつては、2.80m）以下
備考	車体の構造上その運転に係る走行の特性が二輪の自動車の運転に係る走行の特性に類似するものとして内閣総理大臣が指定する二輪の自動車については、二輪の自動車とみなして、この表を適用する。		

・道路構造令第4条第2項（設計車両）

設計車	両端元 (単位m)	長さ	幅	高さ	前 端 オーバ ハング	軸距	後 端 オーバ ハング	最小 回転 半径
小型自動車		4.7	1.7	2	0.8	2.7	1.2	6
小型自動車等		6.0	2.0	2.8	1.0	3.7	1.3	7
普通自動車		12	2.5	3.8	1.5	6.5	1	12
セミトレーラ連結車		16.5	2.5	3.8	1.3	前軸距4 後軸距9	2.2	12



### 3 交通量(断面・交差点)調査の取りまとめ方法

交通量(断面・交差点)調査現地原票(様式-1-1、1-2、1-3)事項を「報告書」、「交通量調査集計結果表」、「庁内 Web-GIS」用に以下の様式にとりまとめ、電子データを CD-R 等に格納する。

#### ・報告書

交通量調査原票(様式-2-1、2-2、2-3)

時間別交通量観測結果表(地点別・断面方向別・観測区分別)(様式-3)

12時間交通量集計結果表(地点別・断面方向別・観測区分別)(様式-4)

交差点方向別12時間交通量(様式-5)

交差点流滞図(様式-6)

混雑度一覧表(様式-7)

#### ・Web-GIS 格納用データ

TrfDat.XLS (sheet「Name」、「Crui」、「Mrui」)

WebGIS.XLS (sheet「Car」、「Man」)

各部局の調査結果を統合し、「交通量調査集計結果表」に以下の様式をとりまとめる。

上記の「報告書」用の様式のうち、様式-3、4、5、6、7

「庁内 Web-GIS 格納用データ」のうち WebGIS.XLS (Sheet「Car」、「Man」)

なお、札幌市より別途とりまとめの指示のある場合はこの限りではない。

#### [解説]

札幌市で実施している交通量調査は、定点観測地点(観測地点を定めて継続的に観測する地点)及びその他施策の基礎資料を得る目的で行われているが、2次的利用として環境的側面や交通量調査を実施していない施策の検討などにも交通量が利用されている。

さらに、交通量について市民からの問い合わせも少なくない。

したがって、各部局で個別に実施された交通量調査結果を統合して年度版の「交通量調査集計結果表」を作成し、調査結果の有効利用を図る。このため、統合が円滑に実施できるよう、集計結果表の作成に使用する様式(様式-3、4、5、6、7、TrfDat.XLS、WebGIS.XLS)は様式を変更せずに作成する。その他の様式については以下の事項を標準とし、必要に応じて適宜変更して使用することができる。

#### (1) 報告書

##### 1) 交通量調査原票(方向図)(様式-2-1)

観測箇所、観測方向を示す概要図である。

地点番号 調査実施機関(調査受託企業)が任意に設定する観測地点番号である。

1から附番し、交差点の場合は1交差点で附番する。断面観測の場合は「地点番号」とし交差点での観測の場合は「交差点地点番号」とする。また、交差点は方向図で断面に分割して集計を行うが、その際は-Aから北を起点とし時計回りに附番する。(5(1)1)と同様)

交通量調査集計結果表を作成する業務の場合は、過年度の観測地点との整合を取って付番し、新たに観測を行った地点には過年度観測地点で使用されていない番号を付番すること。また、交差点は断面ごとに地点番号を付番すること(例:十字交差点であれば4断面)。

なお、地点番号とは別に、整理番号を付して掲載する地点を整理すること。

観測日 観測実施日である。  
平日・休日 調査の別。  
道路名等 上段から「都市計画道路名（都市計画道路ではない場合は路線名）」「交差都市計画道路名（都市計画道路ではない場合は路線名）」である。  
交差点、断面 調査の別。  
方向図 方位、道路形状の概略線、都市計画道路名、路線名、観測地点番号  
観測方向（自動車類は1から、歩行者類はAから北から時計回りに附番）

2) 交通量調査原票（様式-2-2、2-3）

交通量調査現地原票（様式-1-1、2、3）を基に、観測区分別に1時間ごとの累計通過交通量を取りまとめたものである。

道路名等 観測位置路線／交差路線／交差路線（左と違う場合）。路線の名称は「都市計画道路名」とし、都市計画道路以外は「路線名」とする。

観測日 観測実施日である。

天候 観測日の代表的天候である。

交通量 観測区分別に1時間ごとの累計通過交通量である。

3) 時間別交通量観測結果表（地点別・断面方向別・観測区分別）（様式-3）

交通量調査原票（様式-2-2、2-3）もしくは TrfDat.XLS（sheet「NAME」「Crui」「Mrui」）を基に、観測地点ごとに1時間ごとの断面方向別、観測区分別の（累計ではない）通過交通量を取りまとめたものである。

最下行に12時間の合計、ピーク時間帯の1時間交通量を記載する。

なお、交差点観測の場合は、直進とあわせ右左折流入交通量を合算し、各交差路線の断面交通量として算出する。

4) 12時間交通量集計結果表（地点別・断面方向別・観測区分別）（様式-4）

時間別交通量観測結果表（地点別・断面方向別・観測区分別）（様式-3）の12時間の合計、ピーク時間帯の1時間交通量を観測地点ごとに列記したものである。

5) 交差点方向別12時間交通量（様式-5）

交通量調査原票（様式-2-2、2-3）もしくは TrfDat.XLS（sheet「NAME」「Crui」「Mrui」）を基に、交差点観測地点ごとに観測方向別、観測区分別に12時間の累計交通量を取りまとめたものである。

交差点地点番号（整理番号） 交通量調査原票（様式-2-1）地点番号（断面単位）と同じ。

道路名等 交通量調査原票（様式-2-1）道路名等と同じ。

方向図 交通量調査原票（様式-2-1）方向図と同じ。

集計表 観測方向別、観測区分別に12時間の累計交通量。

6) 交差点流滞図（様式-6）

交差点方向別12時間交通量（様式-5）を基に、交差点方向別に観測方向別、観測区分別に12時間の累計交通量を取りまとめたものである。

交差点地点番号（整理番号） 交差点方向別12時間交通量（様式-5）地点番号（断面単位）と同じ。

道路名等 交差点方向別12時間交通量（様式-5）道路名等と同じ。

- 観測日 交差点方向別 12 時間交通量(様式-5)観測日と同じ。  
 流滞図 方向別に交通量を矢印の太さで表現する。  
 時間別グラフ 交差点の各断面別に流出、流入台数をグラフ化し、台数を表示する。  
 右左直進率 交差点の各断面での右左直進の割合を%で記載する。

7) 混雑度一覧表(様式-7)

12 時間交通量集計結果表(地点別・断面方向別・観測区分別)(様式-4)を基に、観測地点ごとに 12 時間交通量を日交通量に変換し、交通容量から混雑度を算出、列記したものである。

日交通量、交通容量の算出は以下による。

日交通量の算出は、昼夜率の後に表示した記号 (a、b、\*) により次式を用いる。

- a 12 時間交通量×1.30 . . . . . 市街化区域内の都市計画道路
- b 12 時間交通量×1.25 . . . . . その他の道路
- \* 24 時間交通量×(実数) . . . . . 24 時間調査を行った地点

交通容量

車線数	道路種別	設計基準交通量(台/口)	補正係数	交通容量(台/口)	備考
2	3-2	9,000	1.0	9,000	設計基準交通量は2車線当たりの値である。 4種の交差点の多い道路については0.8 交通容量=設計基準交通量×補正係数
	4-1	12,000	0.8	9,600	
	4-2	10,000	0.8	8,000	
4	1-1	12,000	1.0	48,000	設計基準交通量は1車線当たりの値である。 4種の交差点の多い道路については0.6 交通容量 =設計基準交通量×補正係数×車線数
	1-3	11,000	1.0	44,000	
	3-1	11,000	1.0	44,000	
	4-1	12,000	0.6	28,800	
	4-2	10,000	0.6	24,000	
6	4-1	12,000	0.6	43,200	
8	4-1	12,000	0.6	57,600	

注：一方通行の道路の交通容量は15%の割り増しを行った。

注：踏切の交通容量は遮断率を乗じて補正を行った。

観測日、備考 12 時間交通量集計結果表(地点別・断面方向別・観測区分別)(様式-4)の観測日の観測日、実施部局等と同じ。

8) CD-R等に格納する形式

Docu Works 及び Excel (オリジナルデータ) に格納する。それによりがたい場合は札幌市と協議すること。

(2) 市内 Web-GIS 格納用データ

1) データ整理用ファイル「TrfDat.XLS」

データの格納は、調査地点ごとに1ファイルを作成する。なお、交差点観測の場合は、1交差点で1ファイルとする。

ファイル名称を地点番号に変更して保存する。例：「13.xls」

2) sheet「Name」

観測日 交通量調査原票(様式-2-1)観測日と同じ。

天候 観測日の代表的な天候をコード化して記入する。

天気コード	
1	晴
2	曇
3	雨
4	霧
5	雪
6	その他

- 構成断面数 何叉路＝交差道路の本数(十字交差点の場合4、断面観測の場合1等)
- 自動車観測方向数 自動車直進、右左折別の観測方向数。(十字交差点の場合12、断面観測の場合2等)
- 歩行者観測方向数 歩行者の観測方向数。(十字交差点の場合横断歩道ごと方向別8、断面観測で左右歩道方向別の場合4等)
- 平休別 平日調査、休日調査の別。平＝1、休＝2
- 12h、24h 12時間調査、24時間調査の別。12h＝1、24h＝2
- 地点番号 交通量調査原票(様式-2-1)地点番号(断面単位)と同じ。  
2行目 a～zまでのアルファベット1文字を入力。同じ地点番号で複数回観測を行った場合には、2回目 b、3回目 c、、、と入力する。
- 都市計画道路名 都市計画道路名。都市計画道路で無い場合は未入力。
- 路線名 路線名。都市計画道路名があっても入力する。
- 住所 観測地点住所。
- 方向 南北＝1、東西＝2。
- 断面に集計する観測方向 自動車 交差点の場合、直進、右左折を合わせて断面交通量とするため、その断面に集計すべき方向番号を入力する。断面観測の場合は1、2。
- 歩行者 自動車同様に集計すべき方向を入力。交差点観測の場合は、通常断面に振替えられないため未入力。
- 記号 昼夜率の選択記号を入力する。市街化区域内の都市計画道路＝a、その他の道路＝b、24時間調査地点等の直接入力＝\*。  
Aの場合は昼夜率1.30。  
Bの場合は昼夜率1.25。  
\*の場合は直接入力値。
- 車線 現地の道路車線数。
- 道路種別 ○種○級の道路種別。不明の場合は交通計画課へ問い合わせること。
- 交通容量 記号\*時の交通容量を直接入力。
- 備考 施行部、休日等の特記事項。

### 3) sheet 「Cru」

動力付き二輪車、自動車類の時間別累計通過交通量を時間別に入力する。

表は30分ごとになっているため、1時間ごとの原票記載を行っている場合は、00分～30分部分、30分からの次行にも同一の1時間観測値を入力する。

### 4) sheet 「Mru」

歩行者、自転車の時間別累計通過交通量を時間別に入力する。

表の運用については、sheet 「Cru」と同様。

5) データ格納ファイル「WebGIS. XLS」

データの格納は観測地点番号の順番に行い、1つのファイルにまとめる。  
様式は変更しないこと。

6) sheet「Car」

地点番号	交通量調査原票(様式-2-1)地点番号(断面単位)と同じ。
X座標	世界測地系を用いる。
Y座標	世界測地系を用いる。
都市計画道路名	都市計画道路以外は空欄
道路名	路線名を入力する。都市計画道路でも入力する。
観測地点名	交通量調査現地原票(様式1-1)観測地点名(住所)と同じ。
観測口	交通量調査原票(様式-2-1)観測口と同じ。
平休別	平日、休日のどちらかを入力する。
天候	交通量調査現地原票(様式1-1)天候と同じ。
調査部署	調査を行った部署名を入力する。
観測種別	単路、交差点のどちらかを入力する。
12時間自動車交通量(台)	交通量調査原票(様式-7)12時間交通量と同じ。
混雑度	交通量調査原票(様式-7)混雑度と同じ。
ピーク時間	交通量調査原票(様式-4)ピーク時間帯と同じ。
ピーク時間交通量(台)	交通量調査原票(様式-4)ピーク時間帯の4輪車(B+C)と同じ。
12時間大型車交通量(台)	交通量調査原票(様式-4)乗用車(B)バス計と貨物車(C)普通車計の和。
備考	「24時間調査あり」、「休日調査あり」など入力する。

7) sheet「Man」

地点番号	交通量調査原票(様式-2-1)地点番号(断面単位)と同じ。
X座標	日本測地系を用いる。
Y座標	日本測地系を用いる。
都市計画道路名	都市計画道路以外は空欄
道路名	路線名。都市計画道路でも入力する。
観測地点名	交通量調査現地原票(様式1-1)観測地点名(住所)と同じ。
観測口	交通量調査原票(様式-2-1)観測口と同じ。
平休別	平日、休日のどちらかを入力する。
天候	交通量調査現地原票(様式1-1)天候と同じ。
調査部署	道路課計画1係、道路課計画2係 など
観測種別	単路、交差点のどちらかを入力する。
12時間歩行者交通量(人)	12時間交通量集計結果表(地点別・断面方向別・観測区分別)(様式-4)の歩行者の合計と同じ。 ただし、交差点調査の場合は断面と平行する横断歩

道を通過する歩行者の 12 時間交通量である（下図参照）。

交差点方向別 12 時間交通量（様式－5）から横断歩道を通過する歩行者交通量の合計を算出する。

12 時間自転車交通量（台）

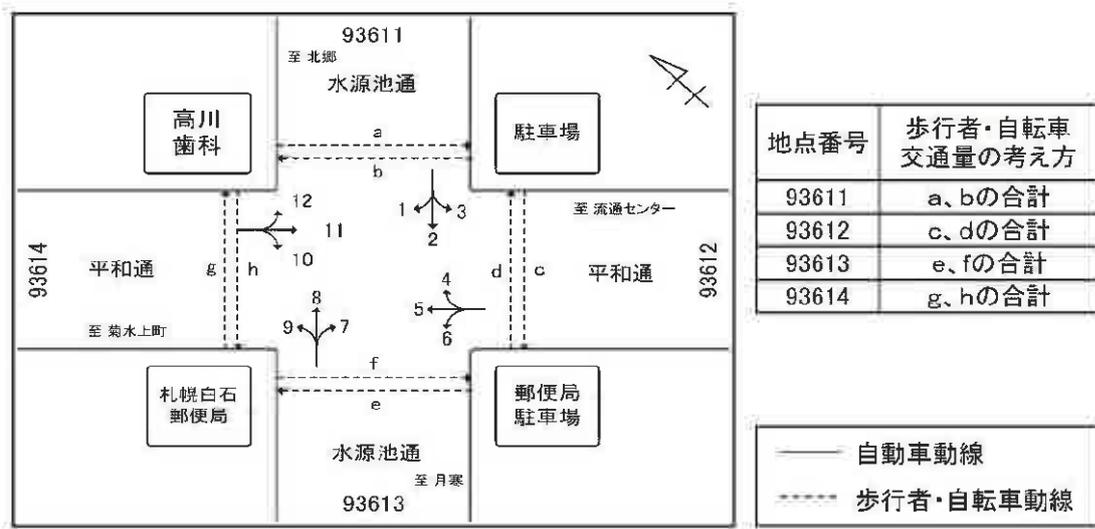
12 時間交通量集計結果表（地点別・断面方向別・観測区分別）（様式－4）の自転車の合計と同じ。

ただし、交差点調査の場合は断面と平行する横断歩道を通過する自転車の 12 時間交通量である（下図参照）。

交差点方向別 12 時間交通量（様式－5）から横断歩道を通過する自転車交通量の合計を算出する。

「24 時間調査あり」、「休日調査あり」 など

備考



交差点における歩行者・自転車交通量の考え方

(3) 交通量調査集計結果表

- 1) 時間別交通量観測結果表(地点別・断面方向別・観測区分別)(様式-3)  
(6(1)3)と同様。ただし、定点のみ作成すること。
- 2) 12時間交通量集計結果表(地点別・断面方向別・観測区分別)(様式-4)  
(6(1)4)と同様。
- 3) 交差点方向別12時間交通量(様式-5)  
(6(1)5)と同様。
- 4) 交差点流滞図(様式-6)  
(6(1)6)と同様。
- 5) 混雑度一覧表(様式-7)  
(6(1)7)と同様。
- 6) CD-R等に格納する形式  
Docu Works 及び Excel (オリジナルデータ)に格納する。それによりがたい場合は  
札幌市と協議すること。

#### 4 交通量(滞留長・渋滞長)調査の方法

交通量(交差点)調査にあわせ、滞留長、渋滞長、信号通過時間、信号サイクルの観測を指定された場合に実施する。

なお、詳細の観測内容については、別途指示する。

##### [解説]

交差点での渋滞状況を把握するために行われるものであり、交通量調査と同時に実施される。一般的には、複数車線道路でも一番長い車列の観測を行うが、調査目的により車線別、直・右・左折別等の指定がある場合があるので、事前に札幌市と協議を行うこと。

##### (1) 観測時間帯

交通混雑は、通常朝・夕のラッシュ時に発生するため、観測時間については、朝・夕の各2～3時間程度を標準とするが、現地の状況、調査目的により昼間12時間の観測とする場合もある。調査時間帯は別途札幌市より指定する。

##### (2) 調査方法

信号1サイクルごとに停車する車両について計測を行うため、事前に歩道に停止線からの距離のマーキングまたはカラーコーンなどの目印を設置し、最後尾の停車車両位置を確認する。

信号通過時間の観測は、注目車両の車種、色、ナンバー等を確認し、取り違えの無いように注意する。

なお、観測員は交通量、車線等に応じて、各人の分担を適宜区分して配置する。警察への道路使用許可申請は交通量調査(断面・交差点)調査に合わせて行い、観測員が移動しながら観測することから、安全に十分注意して作業を行う必要がある。また、歩行者、自転車の通行についても支障とならないよう十分注意すること。

##### (3) 都心部など交差点間隔が密な地区での調査

都心部では、ラッシュ時間等には調査対象交差点の後方交差点を超えて車両が滞留する場合があります。また、滞留していた車両の一部が後方交差点で迂回するなど、調査対象交差点の滞留長・渋滞長の計測が非常に複雑となる場合があります。

よって、都心部のように交差点間隔が密な(概ね100m程度)地区での調査では、調査対象交差点より後方交差点までの区間内での滞留長・渋滞長を計測する場合がありますので、調査方法については、事前に札幌市と協議を行うこと。

但し、このような場合でも車列長が概ねどの程度であるか、後方交差点を越えた最後尾の位置等は記録しておくことが望ましい。

5 交通量(滞留長・渋滞長)現地原票調査事項

交通量(滞留長・渋滞長)現地調査原票調査事項は、滞留長、渋滞長、渋滞理由、信号通過時刻等とする。参考書式は様式－8－1、2、であり、合わせて信号サイクルを計測する際に使用する書式は様式－8－3であるが、調査実施の方法により適宜変更して使用すること。

[解説]

調査原票は、交通量観測地点の現場において、観測された滞留長、渋滞長等を直接記入するためのいわゆる「日表」であり、事前に印刷して用意する。

調査事項は次のとおりとする。

なお、調査事項の(1)の1)など事前に記入できる項目については、あらかじめ整理、印刷を行うものとし、現地観測員が記入する必要はない。

現地原票の様式は、業務受託者の調査実施の方法により適宜変更して使用することができる。

調査事項は次のとおりとする。

(1) 渋滞長・滞留長・通過時間現地原票(方向図)(様式－8－1)

1) 観測地点方向図

交通量(断面・交差点)調査の方向図を基に渋滞長等を観測する方向を図示する。アから附番する。附番は北を起点とし時計回りとする。

2) 観測日

調査を開始した時間が属する日を「平成 年 月 日」及び曜日を記入する。平日調査は、火、水、木曜日のいずれかの曜日となるのが原則である。休日調査は日曜日あるいは祝祭日の曜日となる。

3) 天候

観測日の代表的な天候を記入する。天候：晴、曇、雨、霧、雪、その他

4) 地点番号

観測地点方向図に示されている地点番号を記入する。

5) (観測)方向

観測地点方向図に示されている方向を記入する。

6) 観測員氏名

交通量観測にたずさわった観測員の氏名を記入する。押印は必要ない。

7) 交差点名 観測位置路線／交差路線／交差路線(左と違う場合)。路線の名称は「都市計画道路名」とし、都市計画道路以外は「路線名」とする。

8) 車線構成

各方向の車線構成について、以下の表記により記載する。

参考 図						
表記	全方向	左折	直+左折	直進	直+右折	右折

〔2〕 渋滞長・滞留長・通過時間現地原票（様式—8—2）

1) 交差点名

様式—8—1と同様

2) 観測日

様式—8—1と同様

3) 方向

観測地点方向図に示されている方向を記入する。

4) 観測員氏名

交通量観測にたずさわった観測員の氏名を記入する。押印は必要ない。

5) 車線番号

滞留長、渋滞長を観測した車線の番号を記入する。

6) 滞留長

信号1サイクルごとに、赤信号で停車する車両について、最大のおおよその延長を観測し、その最大値を滞留長として記入する。

調査時間帯、観測車線（1方向の最大とするか、車線別とするか、直右左別とするか）自動車台数の観測の有無について札幌市に確認する。

7) 渋滞長

信号1サイクルごとに、赤信号となって交差点を通過できなかった車両について、当該自動車の信号待ち停車のおおよその延長を観測し、その最大値を渋滞長として記入する。

調査時間帯、観測車線等については滞留長と同様。

8) 渋滞理由

渋滞の理由について、現地の状況より次の渋滞コードを記入する。

渋滞理由一覧		
空欄 滞留・渋滞無し		
1 信号待ち	6 歩行者	12 デモ・パレード
2 右折車両	7 バス停・バスレーン	13 沿道出入車両
3 左折車両	8 交差道路の交通量多	14 道路線形
4 先詰まり	9 工事	15 交差点形状
5 車線現象	10 踏切遮断	16 その他(備考に記載)

9) 信号通過時間

信号交差点での観測の際に記入する。渋滞による交差点通過時の損失時間の観測であり、滞留長または渋滞長の最後尾の車両が最初の青信号から交差点を通過するまでの時間が信号通過時間である。

なお、調査時間帯、観測車線等については、滞留長と同様。

① 青時刻

信号が青となった時刻を記入する。

② 通過時刻

滞留長または渋滞長が最大となった最後尾の車両が交差点を通過した時刻を記入する。交差点の通過とは車両進行方向の向いの横断歩道、停止線等を通過し、交差点を抜けることをいう。

(3) 信号サイクル現地原票 (様式—8—3)

- 1) 交差点名  
様式—8—1と同様
- 2) 調査年月日・曜日  
様式—8—1と同様
- 3) 方向  
観測地点方向図に示されている方向を記入する。
- 4) 観測者氏名  
交通量観測にたずさわった観測員の氏名を記入する。押印は必要ない。
- 5) 信号サイクルの構成  
青、黄、赤、右左折の矢印等の信号サイクルの構成を記入する。
- 6) 信号現示時間  
信号1サイクルごとに青、黄等の信号表示の開始時刻を記入する。信号サイクルの構成により、必要に応じて列を追加すること。

## 6 交通量(渋滞長・滞留長)調査の取りまとめ方法

渋滞長等調査現地原票(様式—8—1、2、3)事項を「報告書」「交通量調査集計結果表」用に以下の様式にとりまとめ、電子データをCD-R等に格納する。

・報告書

交差点滞留長・渋滞長・通過時間調査原票(様式—8—4)

交差点滞留長・渋滞長・通過時間(様式—9)

・交通量調査集計結果表

交差点滞留長・渋滞長・通過時間(様式—9)

なお、札幌市より別途取りまとめの指示のある場合はこの限りではない。

### [解説]

様式—9は、各部局で個別に実施された交通量調査結果を統合して作成する「交通量調査集計結果表」に掲載するため、統合が円滑に実施できるよう様式を変更せずに作成する。

その他の様式については以下の事項を標準とし、必要に応じて適宜変更して使用することができる。

#### (1) 報告書

##### 1) 交差点滞留長・渋滞長・通過時間 調査原票(様式—8—4)

観測地点方向図 様式—8—1と同様。

観測日 様式—8—1と同様。

天候 様式—8—1と同様。

地点番号 様式—8—1と同様。

(観測)方向 様式—8—1と同様。

交差点名 様式—8—1と同様。

車線構成 様式—8—1と同様。

信号サイクル(最頻度) 信号サイクルを観測した際に記入する。調査時間内で最も頻度の高かった信号現示時間である。

車線番号 観測10分間で滞留長、渋滞長を観測した車線の番号である。

滞留長 信号1サイクルごとに、赤信号で停車する車両について最大のおおよその延長を観測した滞留長のうち、観測10分間での最大値である。

渋滞長 信号1サイクルごとに、赤信号となって交差点を通過できなかった車両について当該自動車の信号待ち停車のおおよその延長を観測した渋滞長のうち、観測10分間での最大値である。

渋滞理由 様式—8—1と同様。

信号通過時間 観測10分間で滞留長または渋滞長最長となった際の信号通過時間である。

① 青時刻 様式—8—1と同様。

② 通過時刻 様式—8—1と同様。

③ 通過時間 滞留長、渋滞長の最後尾の車両が最初の青信号から交差点を通過するまでの時間

信号サイクル 信号サイクルの調査を行った際に記入する。

① 信号変化時刻 観測10分間のうち最長渋滞長(滞留長)のときの信号サイク

ルである。現況に応じて、右矢、左矢等の行を追加すること。

② 現示時間 信号現示変化時刻から、それぞれの信号表示の現示時間を秒単位で算出したもの。

③ 信号サイクル 秒に換算した現示時間である。

2) 交差点滞留長・渋滞長・通過時間(様式-9)

観測地点方向図 様式-8-1と同様。

調査年月日・曜日 様式-8-1と同様。

交差点名 様式-8-1と同様。

観測日 様式-8-1と同様。

観測時間 観測時間帯である。

車線番号 様式-8-4で記入した車線番号である。

信号サイクル、滞留長、渋滞長、通過時間、渋滞理由  
滞留長、渋滞長等で観測した結果である。

車線構成 様式-8-1と同様。

渋滞車線 主に渋滞する路線を記入する。

渋滞理由 様式-8-1と同様。

渋滞原因の具体的記述 原因の詳細、解決策等の考察を記入する。

3) CD-R等に格納する形式

Docu Works 及び Excel (オリジナルデータ) を標準とし、それによりがたい場合は札幌市と協議すること。

(2) 交通量調査集計結果表

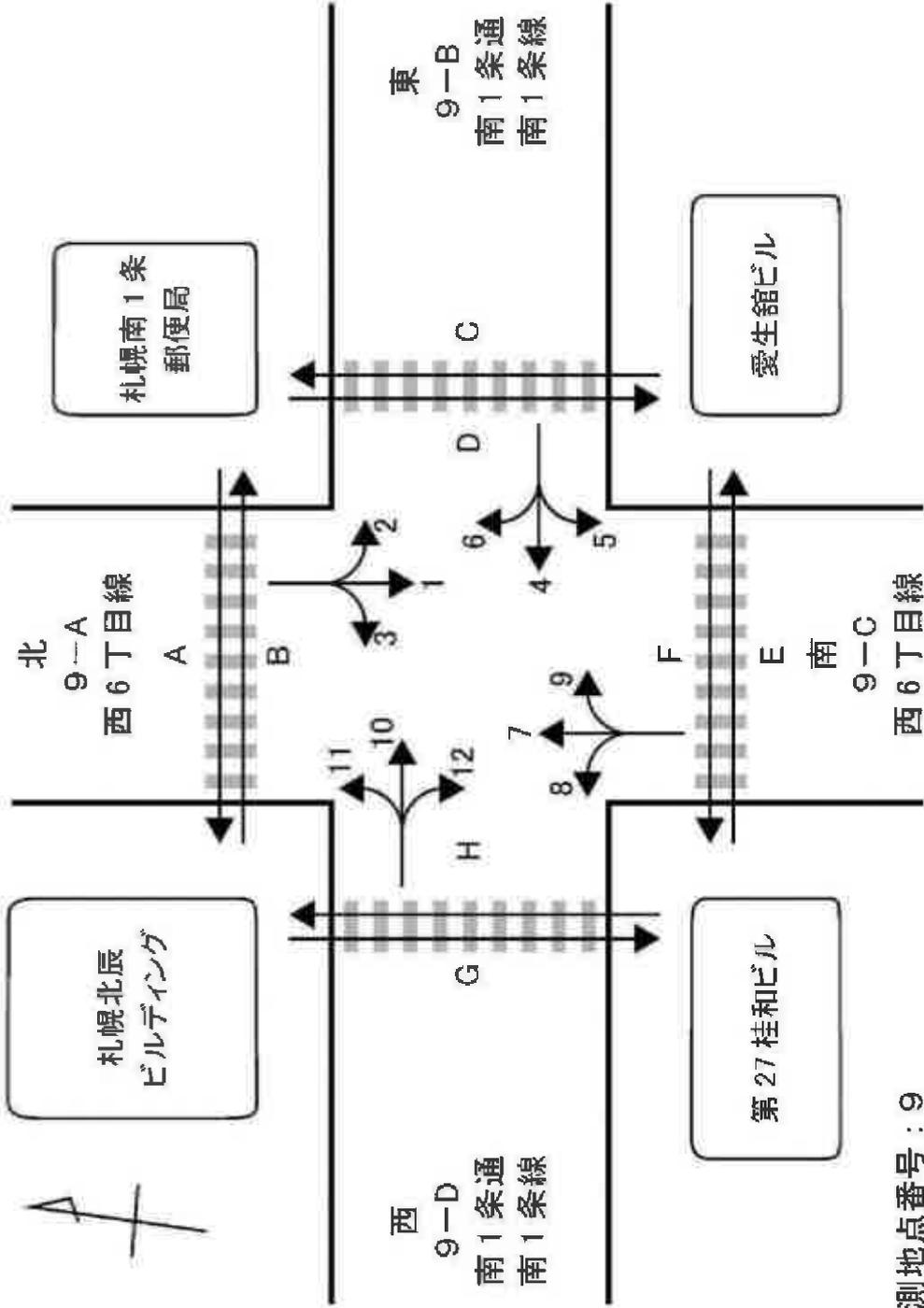
1) 交差点滞留長・渋滞長・通過時間(様式-9)

(9 (1) 2)と同様)

2) CD-R等に格納する形式

Docu Works 及び Excel (オリジナルデータ) を標準とし、それによりがたい場合は札幌市と協議すること。

12(24)時間交通量調査現地原票(方向図)



観測地点番号: 9

観測日: 平成24年 7月 3日 ( 火 )	天候: 晴れ	観測地点番号: 9	観測地名(住所): 中央区南1条西6丁目
------------------------	--------	-----------	----------------------

# 12(24)時間交通量調査現地原票 (自動車類等)

観測日：平成24年 7月 3日 (火)

観測員氏名

観測地点名(住所)：9 中央区南1条西6丁目

方向：1					
時間	自動二輪	乗用車	バス	小型貨物	普通貨物
7:00~7:30	0	11	2	5	3
~8:00	0	38	5	7	5
~8:30	0	79	7	16	9
~9:00	0	144	9	22	11
~9:30	0	185	11	30	14
~10:00	0	239	13	41	15
~10:30	1	304	15	49	19
~11:00	1	346	17	61	21
~11:30	2	403	19	75	24
~12:00	2	455	22	93	28
~12:30	3	515	25	97	29
~13:00	3	558	26	104	30
~13:30	4	618	28	116	34
~14:00	4	680	30	132	34
~14:30	4	738	32	146	38
~15:00	4	790	34	157	40
~15:30	4	856	36	182	42
~16:00	4	918	39	197	42
~16:30	4	992	42	215	48
~17:00	4	1,061	44	221	50
~17:30	4	1,102	46	230	53
~18:00	5	1,173	49	236	56
~18:30	6	1,266	52	243	58
~19:00	6	1,340	52	246	62

方向：2					
時間	自動二輪	乗用車	バス	小型貨物	普通貨物
7:00~7:30	0	1	0	0	0
~8:00	0	5	0	0	1
~8:30	0	14	0	1	1
~9:00	0	29	0	1	1
~9:30	0	33	0	3	1
~10:00	0	35	0	5	5
~10:30	0	41	0	8	6
~11:00	0	47	0	9	6
~11:30	0	53	0	12	9
~12:00	0	61	0	14	9
~12:30	0	72	0	14	9
~13:00	0	74	0	15	9
~13:30	0	86	0	16	9
~14:00	0	96	0	20	9
~14:30	0	104	0	22	9
~15:00	0	109	0	23	9
~15:30	0	120	0	25	9
~16:00	0	126	0	26	9
~16:30	0	134	0	28	11
~17:00	0	143	0	29	11
~17:30	0	148	0	30	11
~18:00	0	156	0	31	11
~18:30	0	167	0	33	11
~19:00	0	173	0	34	12

方向：3					
時間	自動二輪	乗用車	バス	小型貨物	普通貨物
7:00~7:30	0	0	0	0	0
~8:00	0	5	0	0	0
~8:30	0	6	0	0	0
~9:00	0	14	0	0	0
~9:30	0	18	0	1	0
~10:00	0	27	0	5	1
~10:30	0	35	0	7	3
~11:00	0	38	0	9	3
~11:30	0	45	0	11	3
~12:00	0	56	0	14	3
~12:30	0	59	0	14	3
~13:00	0	68	0	15	3
~13:30	0	80	0	16	3
~14:00	0	91	0	17	4
~14:30	1	94	0	21	5
~15:00	1	102	0	22	5
~15:30	1	110	0	24	5
~16:00	1	115	0	26	5
~16:30	1	120	0	29	5
~17:00	1	124	0	30	5
~17:30	1	133	0	30	5
~18:00	1	136	0	31	5
~18:30	1	146	0	37	5
~19:00	1	156	0	38	5

# 12(24)時間交通量調査現地原票 (歩行者類・自転車類)

(様式-1-3)

観測員氏名 : 観測地点名 (住所) : 9 中央区南1条西6丁目

観測日 : 平成24年7月3日(火)

時間	方向: A		方向: B		方向: C		方向: D		方向: E		方向: F		方向: G		方向: H	
	歩行者	自転車														
7:00~7:30	13	3	5	2	16	6	10	1	3	2	9	4	17	0	12	1
~8:00	33	7	9	5	31	11	18	3	5	3	30	11	36	1	30	14
~8:30	104	20	30	13	50	20	30	9	9	6	52	20	75	3	85	37
~9:00	215	31	51	22	75	39	44	12	21	10	88	30	133	14	105	71
~9:30	266	36	69	29	94	41	63	14	36	18	128	40	208	16	124	82
~10:00	320	41	90	32	122	43	76	18	45	29	172	46	245	18	148	90
~10:30	388	44	126	37	134	48	87	23	84	38	215	57	288	20	171	105
~11:00	433	53	178	47	144	51	104	29	141	51	270	64	323	26	198	116
~11:30	478	54	245	55	167	54	119	32	199	58	322	67	385	32	240	124
~12:00	540	56	303	62	185	56	143	37	284	69	397	80	446	39	275	129
~12:30	621	57	397	71	198	60	175	41	358	74	468	98	527	46	336	133
~13:00	683	59	462	76	242	64	228	51	402	79	581	101	580	46	391	133
~13:30	759	65	524	83	266	67	248	56	535	85	650	103	627	49	428	136
~14:00	802	66	580	94	297	76	275	59	623	90	742	108	686	53	475	140
~14:30	843	68	632	96	320	84	292	64	718	98	827	112	742	59	523	149
~15:00	878	75	691	104	341	95	318	71	813	112	908	122	783	66	564	152
~15:30	920	80	763	111	353	96	335	73	896	124	972	130	824	71	609	159
~16:00	975	86	816	119	372	97	359	73	967	132	1,011	139	868	77	641	162
~16:30	1,026	92	878	128	388	99	380	80	1,073	149	1,130	145	900	81	676	171
~17:00	1,087	95	960	142	411	104	406	88	1,125	159	1,183	153	935	94	713	176
~17:30	1,143	104	1,067	168	425	108	426	96	1,213	171	1,267	168	979	102	755	183
~18:00	1,197	114	1,203	178	429	110	439	99	1,347	185	1,401	172	1,047	118	787	191
~18:30	1,262	123	1,320	195	454	119	574	113	1,417	198	1,543	177	1,131	122	840	198
~19:00	1,299	127	1,382	206	469	122	622	122	1,475	213	1,617	184	1,190	125	866	202

### 交通量調査原票 (方向図)

観測地点番号： 9

天候： 晴れ

道路名

観測日： 平成24年7月3日

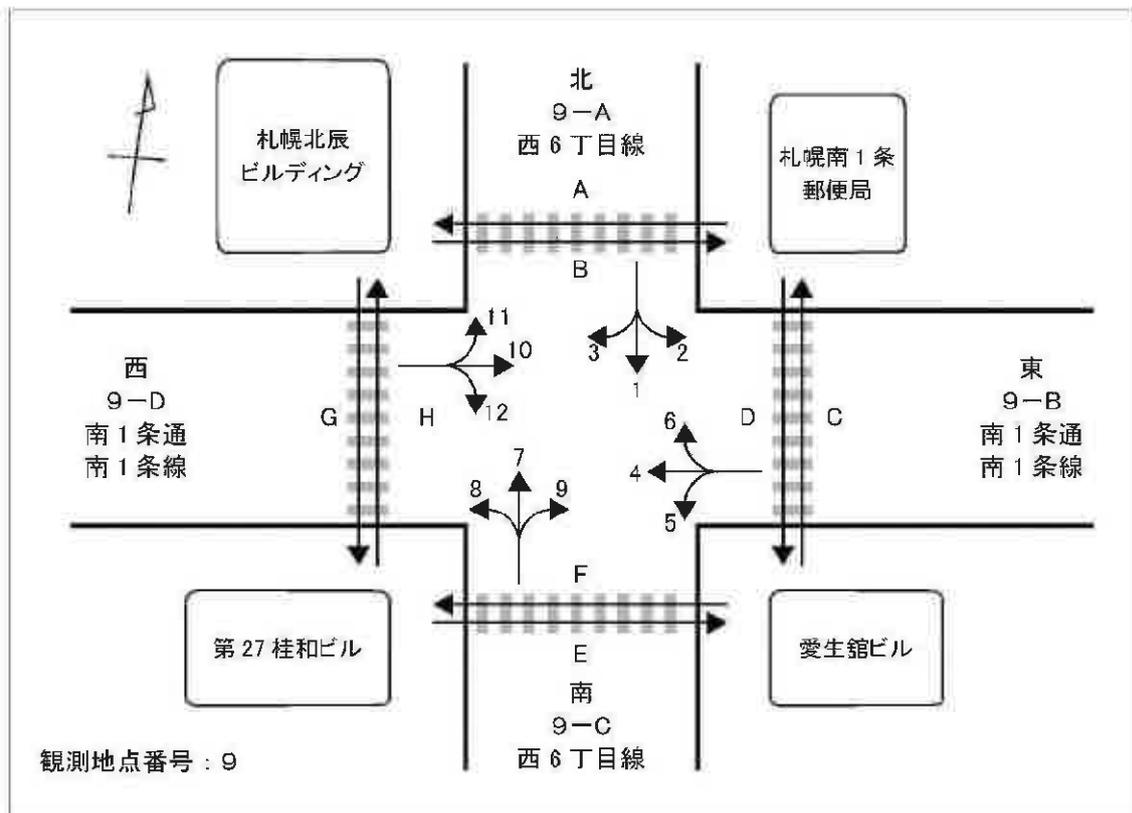
南1条通

平日調査

西6丁目線

調査種別： 交差点調査

地点番号	9-A	9-B	9-C	9-D	
------	-----	-----	-----	-----	--



交通量調査原票（自動車類等）  
道路名等：南1条通/西6丁目線

(様式-2-2)  
観測日：平成24年7月3日（火）  
天候：晴れ

方向1	自二輪	乗用	バス	小貨物	普貨物
7:00-8:00	0	38	5	7	5
8:00-9:00	0	144	9	22	11
9:00-10:00	0	239	13	41	15
10:00-11:00	1	346	17	61	21
11:00-12:00	2	455	22	93	28
12:00-13:00	3	559	26	104	30
13:00-14:00	4	680	30	132	34
14:00-15:00	4	790	34	157	40
15:00-16:00	4	918	39	197	42
16:00-17:00	4	1,061	44	221	50
17:00-18:00	5	1,173	49	236	56
18:00-19:00	6	1,340	52	246	62
				四輪計	1,700

方向2	自二輪	乗用	バス	小貨物	普貨物
7:00-8:00	0	5	0	0	1
8:00-9:00	0	29	0	1	1
9:00-10:00	0	35	0	5	5
10:00-11:00	0	47	0	9	6
11:00-12:00	0	61	0	14	9
12:00-13:00	0	74	0	15	9
13:00-14:00	0	96	0	20	9
14:00-15:00	0	109	0	23	9
15:00-16:00	0	126	0	26	9
16:00-17:00	0	143	0	29	11
17:00-18:00	0	156	0	31	11
18:00-19:00	0	173	0	34	12
				四輪計	219

方向3	自二輪	乗用	バス	小貨物	普貨物
7:00-8:00	0	5	0	0	0
8:00-9:00	0	14	0	0	0
9:00-10:00	0	27	0	5	1
10:00-11:00	0	38	0	9	3
11:00-12:00	0	56	0	14	3
12:00-13:00	0	68	0	15	3
13:00-14:00	0	91	0	17	4
14:00-15:00	1	102	0	22	5
15:00-16:00	1	115	0	26	5
16:00-17:00	1	124	0	30	5
17:00-18:00	1	136	0	31	5
18:00-19:00	1	156	0	38	5
				四輪計	199

方向4	自二輪	乗用	バス	小貨物	普貨物
7:00-8:00	1	142	0	32	6
8:00-9:00	3	414	0	76	10
9:00-10:00	4	636	1	108	14
10:00-11:00	6	863	1	169	23
11:00-12:00	7	1,084	1	211	27
12:00-13:00	8	1,273	1	248	33
13:00-14:00	10	1,526	1	276	37
14:00-15:00	15	1,734	1	307	44
15:00-16:00	15	1,976	1	353	50
16:00-17:00	16	2,186	1	396	52
17:00-18:00	19	2,427	7	432	54
18:00-19:00	20	2,685	8	441	56
				四輪計	3,190

交通量調査原票（歩行者類・自転車類）

道路名等： 南1条通/西6丁目線

(様式-2-3)

観測日： 平成24年7月3日(火)

天候： 晴れ

方向A	歩行者	自転車
7:00-8:00	33	7
8:00-9:00	215	31
9:00-10:00	320	41
10:00-11:00	433	53
11:00-12:00	540	56
12:00-13:00	663	59
13:00-14:00	802	66
14:00-15:00	878	75
15:00-16:00	975	86
16:00-17:00	1,087	95
17:00-18:00	1,197	114
18:00-19:00	1,299	127

方向B	歩行者	自転車
7:00-8:00	9	5
8:00-9:00	51	22
9:00-10:00	90	32
10:00-11:00	178	47
11:00-12:00	303	62
12:00-13:00	462	76
13:00-14:00	580	94
14:00-15:00	691	104
15:00-16:00	816	119
16:00-17:00	960	142
17:00-18:00	1,203	178
18:00-19:00	1,382	206

方向C	歩行者	自転車
7:00-8:00	31	11
8:00-9:00	75	39
9:00-10:00	122	43
10:00-11:00	144	51
11:00-12:00	185	56
12:00-13:00	242	64
13:00-14:00	297	76
14:00-15:00	341	95
15:00-16:00	372	97
16:00-17:00	411	104
17:00-18:00	429	110
18:00-19:00	459	122

方向D	歩行者	自転車
7:00-8:00	18	3
8:00-9:00	44	12
9:00-10:00	76	18
10:00-11:00	104	29
11:00-12:00	143	37
12:00-13:00	228	51
13:00-14:00	275	59
14:00-15:00	318	71
15:00-16:00	359	73
16:00-17:00	406	88
17:00-18:00	499	99
18:00-19:00	622	122

方向E	歩行者	自転車
7:00-8:00	5	3
8:00-9:00	21	10
9:00-10:00	45	29
10:00-11:00	141	51
11:00-12:00	284	69
12:00-13:00	402	79
13:00-14:00	623	90
14:00-15:00	813	112
15:00-16:00	967	132
16:00-17:00	1,125	159
17:00-18:00	1,347	185
18:00-19:00	1,475	213

方向F	歩行者	自転車
7:00-8:00	30	11
8:00-9:00	88	30
9:00-10:00	172	46
10:00-11:00	270	64
11:00-12:00	397	80
12:00-13:00	561	101
13:00-14:00	742	108
14:00-15:00	908	122
15:00-16:00	1,011	139
16:00-17:00	1,183	153
17:00-18:00	1,401	172
18:00-19:00	1,617	184

方向G	歩行者	自転車
7:00-8:00	36	1
8:00-9:00	133	14
9:00-10:00	245	18
10:00-11:00	323	26
11:00-12:00	446	39
12:00-13:00	580	46
13:00-14:00	686	53
14:00-15:00	783	65
15:00-16:00	868	77
16:00-17:00	935	94
17:00-18:00	1,047	118
18:00-19:00	1,190	125

方向H	歩行者	自転車
7:00-8:00	30	14
8:00-9:00	105	71
9:00-10:00	148	90
10:00-11:00	198	116
11:00-12:00	275	129
12:00-13:00	391	133
13:00-14:00	475	140
14:00-15:00	564	152
15:00-16:00	641	162
16:00-17:00	713	176
17:00-18:00	787	191
18:00-19:00	868	202

時間別交通量観測結果表 (地点別・断面方向別・観測区分別)

時間	方向	歩行者	二輪車(A)			乗用車(B)			貨物車(C)			観測日: 平成24年7月3日(水)	
			自転車	動力二輪	小計	乗用車	バス	小計	小型車	普通車	小計	合計 A+B+C	四輪車 B+C
7:00 - 8:00	南	—	—	0	48	5	53	7	6	13	66	66	
	北	—	—	3	85	3	88	21	8	29	120	117	
	計	—	—	3	133	8	141	28	14	42	186	183	
8:00 - 9:00	南	—	—	0	139	4	143	16	6	22	165	165	
	北	—	—	4	181	6	187	28	11	39	230	226	
	計	—	—	4	320	10	330	44	17	61	395	391	
9:00 - 10:00	南	—	—	0	114	4	118	28	9	37	155	155	
	北	—	—	2	183	1	184	42	8	50	236	234	
	計	—	—	2	297	5	302	70	17	87	391	389	
10:00 - 11:00	南	—	—	1	130	4	134	28	9	37	171	171	
	北	—	—	1	172	0	172	55	20	75	248	247	
	計	—	—	2	302	4	306	83	29	112	420	418	
11:00 - 12:00	南	—	—	1	141	5	146	42	10	52	199	198	
	北	—	—	1	180	1	181	45	10	55	237	236	
	計	—	—	2	321	6	327	87	20	107	436	434	
12:00 - 13:00	南	—	—	1	129	4	133	13	2	15	149	148	
	北	—	—	1	150	1	151	30	4	34	186	185	
	計	—	—	2	279	5	284	43	6	49	335	333	
13:00 - 14:00	南	—	—	1	166	4	170	35	5	40	211	210	
	北	—	—	4	204	1	205	46	16	62	271	267	
	計	—	—	5	370	5	375	81	21	102	482	477	
14:00 - 15:00	南	—	—	1	134	4	138	33	7	40	179	178	
	北	—	—	1	201	1	202	48	9	57	280	259	
	計	—	—	2	335	5	340	81	16	97	439	437	
15:00 - 16:00	南	—	—	0	158	5	163	47	2	49	212	212	
	北	—	—	1	206	1	207	52	10	62	270	269	
	計	—	—	1	364	6	370	99	12	111	482	481	
16:00 - 17:00	南	—	—	0	169	5	174	31	10	41	215	215	
	北	—	—	1	187	6	193	42	13	55	249	248	
	計	—	—	1	356	11	367	73	23	96	464	463	
17:00 - 18:00	南	—	—	1	137	5	142	18	6	24	167	166	
	北	—	—	0	202	0	202	40	5	45	247	247	
	計	—	—	1	339	5	344	58	11	69	414	413	
18:00 - 19:00	南	—	—	1	204	3	207	20	7	27	235	234	
	北	—	—	3	225	5	230	10	2	12	245	242	
	計	—	—	4	429	8	437	30	9	39	480	476	
合 計 (13:00 - 14:00) ピーク	南	—	—	7	1,669	52	1,721	318	79	397	2,125	2,118	
	北	—	—	22	2,176	26	2,202	459	118	575	2,789	2,777	
	計	—	—	29	3,845	78	3,923	777	195	972	4,924	4,895	
		—	—	5	370	5	375	81	21	102	482	477	

(様式-4)

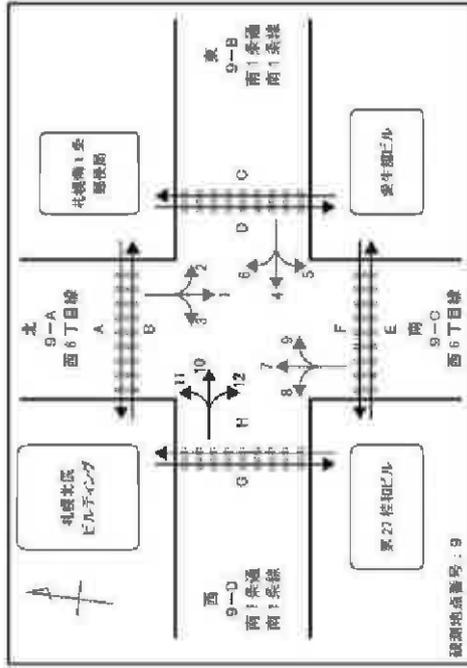
1 2時間交通量集計結果表 (地点別・断面方向別・観測区分別)

番号	都市計画道路名/道路名 観測地点名/ピーク時間帯	方向	歩行者	二輪車 (A)		乗用車 (B)		貨物車 (C)		総計		観測日
				自転車	白二輪	乗用車	バス	小型車	普通車	A+B+C	B+C	
9-A	西6丁目線 中央区南1条西6丁目 (13-14) 北→	南	7	1,669	52	1,721	79	318	397	2,125	2,118	7/3
		北	22	2,176	26	2,202	116	459	575	2,799	2,777	
		計	29	3,845	78	3,923	195	777	972	4,924	4,895	
9-B	南1条通 南1条線 中央区南1条西6丁目 (11-12) 北→	南	16	2,527	4	2,531	76	408	484	3,031	3,016	7/3
		西	21	3,209	8	3,217	72	521	593	3,831	3,810	
		計	37	5,736	12	5,748	148	929	1,077	6,862	6,825	
9-C	西6丁目線 中央区南1条西6丁目 (15-16) 北→	南	11	1,967	52	2,019	86	343	429	2,459	2,448	7/3
		北	23	2,252	24	2,281	121	469	590	2,894	2,871	
		計	34	4,219	81	4,300	207	812	1,019	5,353	5,319	
9-D	南1条通 南1条線 中央区南1条西6丁目 (11-12) 北→	南	22	2,793	3	2,796	81	446	527	3,345	3,323	7/3
		西	24	3,253	10	3,263	75	544	619	3,906	3,882	
		計	46	6,046	13	6,059	156	990	1,146	7,251	7,205	
9-A	西6丁目線 中央区南1条西6丁目 (10-11) 北→	南	6	981	48	1,029	42	82	124	1,159	1,153	7/16
		北	16	1,601	17	1,618	58	104	162	1,796	1,780	休日
		計	22	2,582	65	2,647	100	186	286	2,955	2,933	
9-B	南1条通 中央区南1条西6丁目 (14-15) 北→	南	24	2,182	3	2,185	50	134	184	2,393	2,369	7/16
		西	23	2,318	2	2,320	36	160	198	2,541	2,518	休日
		計	47	4,500	5	4,505	86	294	382	4,934	4,887	
9-C	西6丁目線 中央区南1条西6丁目 (10-11) 北→	南	7	1,313	48	1,361	40	103	143	1,511	1,504	7/16
		北	17	1,843	16	1,859	65	120	185	2,061	2,044	休日
		計	24	3,156	64	3,220	105	223	328	3,572	3,548	
9-D	南1条通 中央区南1条西6丁目 (14-15) 北→	南	23	2,313	3	2,316	45	135	180	2,519	2,496	7/16
		西	22	2,359	1	2,360	42	156	198	2,580	2,558	休日
		計	45	4,672	4	4,676	87	291	378	5,099	5,054	
10-A	西7丁目通 中央区南1条西7丁目 (8-9) 北→	南	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7/3
		北	36	5,749	40	5,789	187	964	1,151	6,978	6,940	
		計	38	5,749	40	5,789	187	964	1,151	6,978	6,940	
			10	698	4	692	76	94	796	786		

### 交差点方向別12時間交通量

観測地点番号：9  
 道路名等：南1条通  
 西6丁目線

観測日：平成24年7月3日（火）

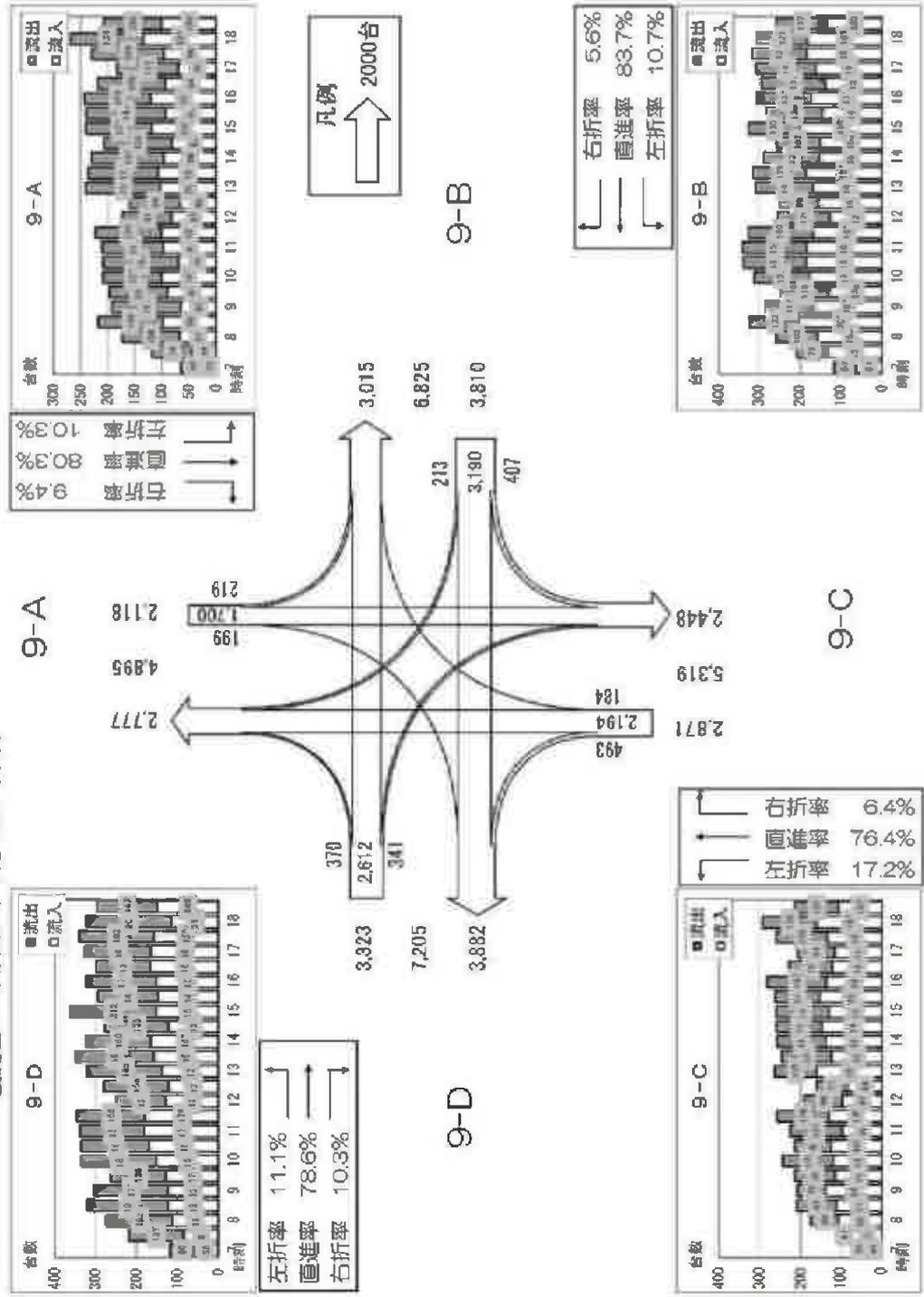


車種 方向	(A) 乗用車		(B) 乗用車		乗用車(B)		貨物車(C)		総計		四輪計		歩行者類	自転車類
	乗用	バス	小計	小型貨物	大型貨物	小計	A+B+C	B+C						
1	6	1,340	52	1,392	246	62	308	1,706	1,700	1,299	127			
2	0	173	0	173	34	12	46	219	219	1,382	206			
3	1	156	0	156	38	5	43	200	199	469	122			
4	20	2,685	8	2,693	441	56	497	3,210	3,190	622	122			
5	1	350	0	350	45	12	57	408	407	1,475	213			
6	0	174	0	174	35	4	39	213	213	1,617	184			
7	20	1,701	26	1,727	372	95	467	2,214	2,194	1,190	125			
8	3	412	2	414	65	14	79	496	493	868	202			
9	0	139	1	140	32	12	44	184	184	863	138			
10	16	2,215	3	2,218	342	52	394	2,628	2,612	350	87			
11	2	301	0	301	52	17	69	372	370	598	73			
12	4	277	0	277	52	12	64	345	341	493	58			

(様式-6)

# 交差点流滞図

観測地点番号：9  
 道路名等：南1条通/西6丁目線  
 観測日：平成24年 7月3日（火）



混雑度一覧表

地点	都市計画道路名	路線名	観測地点名	方向	12時間 交通量(台)	混雑率	日交通量 (台)	交通容量 (台)	混雑 度	車線 数	道路 種別	観測 日	備考
1-A	環状通	南19条宮の沢線	中央区大通西28丁目	南北	22,161	1.30 a	28,809	36,000	0.80	6	4-2	7/3	
1-B	大通	大通南線	中央区大通西28丁目	東西	6,187	1.30 a	8,043	24,000	0.34	4	4-2	7/3	
1-C	環状通	南19条宮の沢線	中央区大通西28丁目	南北	21,532	1.30 a	27,992	36,000	0.78	6	4-2	7/3	
1-D	大通	大通南線	中央区大通西28丁目	東西	2,187	1.30 a	2,843	8,000	0.36	2	4-2	7/3	
1-A	環状通	南19条宮の沢線	中央区大通西28丁目	南北	21,580	1.30 a	28,054	36,000	0.78	6	4-2	7/16	休日
1-B	大通	大通南線	中央区大通西28丁目	東西	6,082	1.30 a	7,907	24,000	0.33	4	4-2	7/16	休日
1-C	環状通	南19条宮の沢線	中央区大通西28丁目	南北	21,587	1.30 a	28,063	36,000	0.78	6	4-2	7/16	休日
1-D	大通	大通南線	中央区大通西28丁目	東西	2,539	1.30 a	3,301	8,000	0.41	2	4-2	7/16	休日
2-A		西29丁目線	中央区大通西28丁目	南北	1,574	1.25 b	1,968	-	-	1	4-4	7/3	一方通行1車線
2-B	大通	大通南線	中央区大通西28丁目	東西	1,826	1.30 a	2,374	8,000	0.30	2	4-2	7/3	
2-A		西29丁目線	中央区大通西28丁目	南北	1,478	1.25 b	1,848	-	-	1	4-4	7/16	休日・一方通行1車線
2-B	大通	大通南線	中央区大通西28丁目	東西	2,136	1.30 a	2,777	8,000	0.35	2	4-2	7/16	休日
3-A	北1条・宮の沢通	南19条宮の沢線	中央区北1条西28丁目	東西	194	1.30 a	252	43,200	0.01	6	4-1	7/3	
3-B		西29丁目線	中央区北1条西28丁目	南北	1,494	1.25 b	1,868	-	-	1	4-4	7/3	一方通行1車線
3-C	北1条・宮の沢通	南19条宮の沢線	中央区北1条西28丁目	東西	1,300	1.30 a	1,690	43,200	0.04	6	4-1	7/3	
3-A	北1条・宮の沢通	南19条宮の沢線	中央区北1条西28丁目	東西	255	1.30 a	332	43,200	0.01	6	4-1	7/16	休日
3-B		西29丁目線	中央区北1条西28丁目	南北	1,403	1.25 b	1,754	-	-	1	4-4	7/16	休日・一方通行1車線
3-C	北1条・宮の沢通	南19条宮の沢線	中央区北1条西28丁目	東西	1,148	1.30 a	1,492	43,200	0.03	6	4-1	7/16	休日
4-A		西17丁目線	中央区南2条西17丁目	南北	0	1.25 b	0	-	-	-	4-3	7/3	歩行者交通量調査
4-B		西17丁目線	中央区南2条西17丁目	南北	0	1.25 b	0	-	-	-	4-3	7/3	歩行者交通量調査
5-A		西8丁目線	中央区南2条西8丁目	南北	5,140	1.25 b	6,425	24,000	0.27	4	4-3	7/3	
5-B		南2・3中通線	中央区南2条西8丁目	東西	38	1.25 b	48	-	-	2	4-4	7/3	
5-C		西8丁目線	中央区南2条西8丁目	南北	5,031	1.25 b	6,289	24,000	0.26	4	4-3	7/3	
5-D		南2・3中通線	中央区南2条西8丁目	東西	355	1.25 b	444	-	-	2	4-4	7/3	
6-A	札幌・江別通	苗穂駅前通線	中央区北2条東13丁目	南北	5,904	1.30 a	7,675	28,800	0.27	4	4-1	7/3	
6-B	苗穂・丘珠通	苗穂丘珠線	中央区北2条東13丁目	東西	17,594	1.30 a	22,872	24,000	0.95	4	4-2	7/3	
6-C	札幌・江別通	苗穂駅前通線	中央区北2条東13丁目	南北	12,715	1.30 a	16,530	28,800	0.57	4	4-1	7/3	
6-D	北2条通	北2条線	中央区北2条東13丁目	東西	11,903	1.30 a	15,474	24,000	0.64	4	4-2	7/3	
6-A	札幌・江別通	苗穂駅前通線	中央区北2条東13丁目	南北	4,291	1.30 a	5,578	28,800	0.19	4	4-1	7/16	休日
6-B	苗穂・丘珠通	苗穂丘珠線	中央区北2条東13丁目	東西	11,740	1.30 a	15,262	24,000	0.64	4	4-2	7/16	休日
6-C	札幌・江別通	苗穂駅前通線	中央区北2条東13丁目	南北	9,483	1.30 a	12,328	28,800	0.43	4	4-1	7/16	休日
6-D	北2条通	北2条線	中央区北2条東13丁目	東西	7,652	1.30 a	9,948	24,000	0.41	4	4-2	7/16	休日

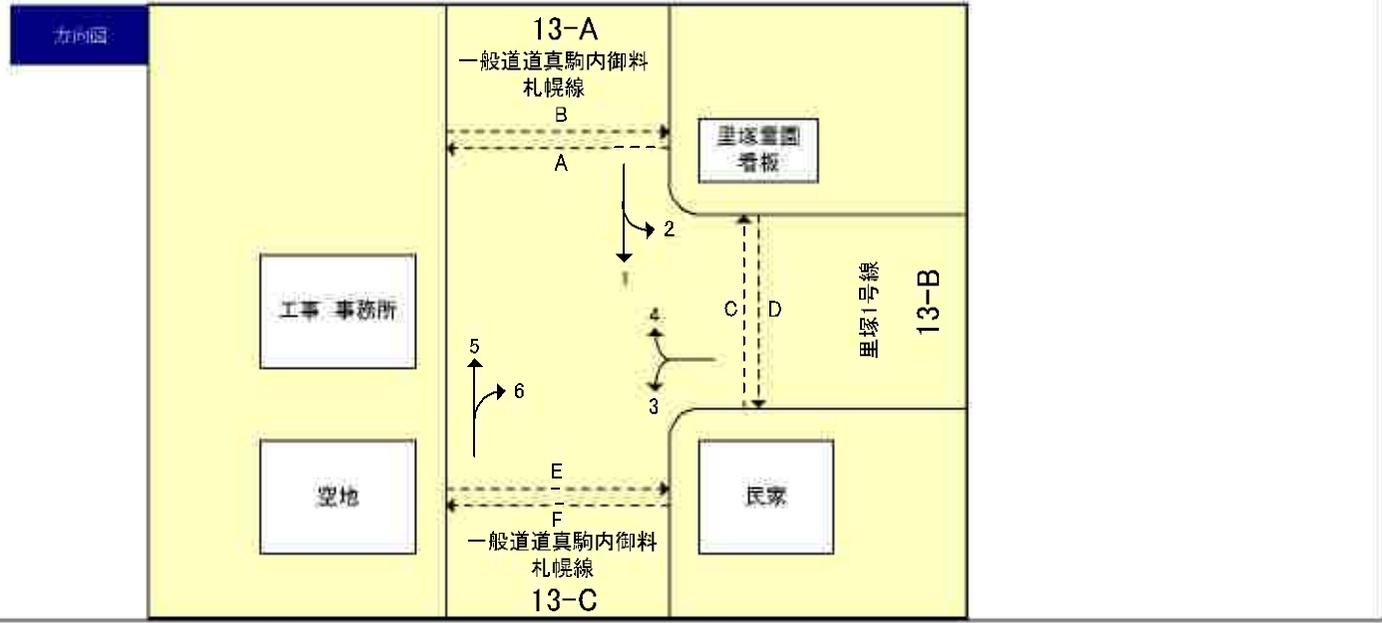
観測日	7月14日
大気	1
構成地点数	3
自動車類観測方向数	6
歩行者類観測方向数	6
調査箇所番号	
地点数-1の時は断面	
半体別(平=1, 付=2)	1
10=1, 24=2	1
調査開始時刻(時:分)	7時

断面調査の有無	有
調査対象区画	一部道路課(道路)

入方値
大気コード
1=晴 2=曇 3=雨 4=霧
5=雪 6=その他
構成地点数
1 ~ 5
自動車類観測方向数
1 ~ 30
歩行者類観測方向数
1 ~ 20
地点番号
半角委英数5文字以内
地点番号下段の記号
a ~ z
方向
1:南北 2:東西 3:上下 4:流入流出
自動車類断面集計方向
1 ~ 30
歩行者類断面集計方向
A ~ T
記号
a, b, *

No.	地点番号	都市計画道路名/路線名	住所	方向	自動車類断面集計方向						歩行者類断面集計方向		
1	13-A	真駒内御料札幌線	清田区真栄268	1	南	1	2					南	
	a				北	4	5					北	
2	13-B	里塚1号線	清田区真栄314	2	東	3	6					東	
	a				西	7	4					西	
3	13-C	真駒内御料札幌線	清田区真栄649	1	南	1	3					南	
	a				北	5	6					北	
4					大向							大向	
					小向							小向	
5					方向							方向	
					方向							方向	
					方向							方向	

No.	地点番号	車種	収容率	車線	道路種別	交通容量	備考
1	13-A	車	25	2	1-2		
2	13-B	車	25	2	1-2		
3	13-C	車	25	2	1-2		
4			0				
5			0				



累計：方向1	白二輪	軽乗用	乗用	バス	軽貨物	小貨物	貨客車	普貨物	特種
7:00- 7:30	1		76	1		2		30	
7:30- 8:00	1		184	2		8		30	
8:00- 8:30	1		253	3		13		48	
8:30- 9:00	2		305	3		15		48	
9:00- 9:30	3		359	4		20		94	
9:30-10:00	3		406	9		27		94	
10:00-10:30	3		469	14		35		130	
10:30-11:00	4		542	22		42		130	
11:00-11:30	4		634	23		46		158	
11:30-12:00	6		672	25		52		158	
12:00-12:30	7		721	25		55		189	
12:30-13:00	10		761	25		55		189	
13:00-13:30	10		816	27		57		229	
13:30-14:00	13		871	27		62		229	
14:00-14:30	13		917	28		64		267	
14:30-15:00	13		961	29		68		267	
15:00-15:30	13		1018	31		75		301	
15:30-16:00	15		1046	32		79		301	
16:00-16:30	16		1080	34		82		335	
16:30-17:00	16		1119	35		84		335	
17:00-17:30	17		1164	35		87		371	
17:30-18:00	18		1217	36		92		371	
18:00-18:30	19		1240	36		94		398	
18:30-19:00	19		1278	37		106		398	
19:00-19:30									
19:30-20:00									
20:00-20:30									
20:30-21:00									
21:00-21:30									
21:30-22:00									
22:00-22:30									
22:30-23:00									
23:00-23:30									
23:30- 0:00									
0:00- 0:30									
0:30- 1:00									
1:00- 1:30									
1:30- 2:00									
2:00- 2:30									
2:30- 3:00									
3:00- 3:30									
3:30- 4:00									
4:00- 4:30									
4:30- 5:00									
5:00- 5:30									
5:30- 6:00									
6:00- 6:30									
6:30- 7:00									

TrfDat.XLS Sheet 「Mrui」

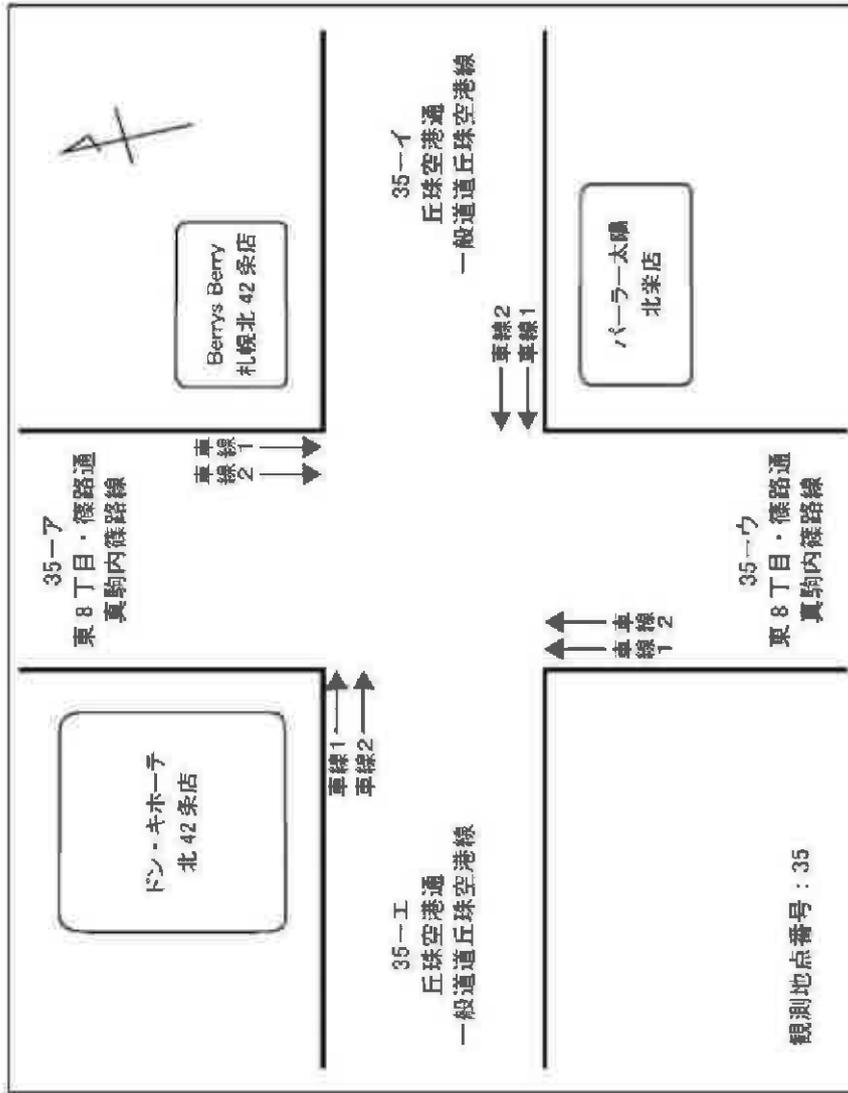
累計：方向A	歩行者	自転車
7:00- 7:30		
7:30- 8:00		
8:00- 8:30		
8:30- 9:00		
9:00- 9:30		
9:30-10:00		
10:00-10:30		
10:30-11:00		
11:00-11:30		
11:30-12:00		
12:00-12:30		
12:30-13:00		
13:00-13:30		
13:30-14:00		
14:00-14:30		
14:30-15:00		
15:00-15:30		
15:30-16:00		
16:00-16:30		
16:30-17:00		
17:00-17:30		
17:30-18:00		
18:00-18:30		
18:30-19:00		
19:00-19:30		
19:30-20:00		
20:00-20:30		
20:30-21:00		
21:00-21:30		
21:30-22:00		
22:00-22:30		
22:30-23:00		
23:00-23:30		
23:30- 0:00		
0:00- 0:30		
0:30- 1:00		
1:00- 1:30		
1:30- 2:00		
2:00- 2:30		
2:30- 3:00		
3:00- 3:30		
3:30- 4:00		
4:00- 4:30		
4:30- 5:00		
5:00- 5:30		
5:30- 6:00		
6:00- 6:30		
6:30- 7:00		

地点番号	X座標	Y座標	都市計画道路名	道路名	観測地点名	最新観測年度	観測日	平休別	天候	調査部署	観測種別	12時間 自動車 交通量 (台)	混雑度	ピーク時間	ピーク時間 交通量(台)	12時間 大型車 交通量(台)	備考
1-A			青葉・平岡通	里塚325号線	清田区里塚緑ヶ丘2丁目	平成23年度	平成23年10月13日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	交差点	7,848	1.24	17-18	791	677	24時間データあり
1-B			里塚東通	里塚東通線	清田区里塚緑ヶ丘5丁目	平成23年度	平成23年10月13日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	交差点	2,899	0.47	17-18	349	572	24時間データあり
1-C			青葉・平岡通	里塚325号線	清田区里塚緑ヶ丘4丁目	平成23年度	平成23年10月13日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	交差点	9,930	1.61	17-18	1,072	1,138	24時間データあり
1-D			里塚東通	里塚緑ヶ丘3丁目9号線	清田区里塚緑ヶ丘3丁目	平成23年度	平成23年10月13日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	交差点	451	0.07	8-9	49	62	24時間データあり
2-A			里塚東通	里塚79号線	清田区里塚緑ヶ丘11丁目	平成23年度	平成23年10月13日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	交差点	666	0.11	16-17	71	192	
2-B			里塚1号線	里塚1号線	清田区里塚緑ヶ丘8丁目	平成23年度	平成23年10月13日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	交差点	3,812	0.96	18-19	389	344	
2-C			里塚東通	里塚79号線	清田区里塚緑ヶ丘9丁目	平成23年度	平成23年10月13日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	交差点	158	0.03	6-9	17	18	
2-D			里塚1号線	里塚1号線	清田区里塚緑ヶ丘10丁目	平成23年度	平成23年10月13日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	交差点	3,186	0.49	18-19	337	250	
3-A			水源地通	月寒西園線	豊平区西園4条8丁目	平成23年度	平成23年10月13日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	交差点	12,795	0.69	17-18	1,421	1,304	
3-B			福住・桑園通	西野真駒内清田線	豊平区西園4条9丁目	平成23年度	平成23年10月13日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	交差点	20,060	1.09	7-8	1,837	2,474	
3-C			水源地通	西野真駒内清田線	豊平区西園3条8丁目	平成23年度	平成23年10月13日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	交差点	22,337	1.21	17-18	2,231	3,120	
3-D			福住・桑園通	澄川福住線	豊平区西園3条9丁目	平成23年度	平成23年10月13日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	交差点	12,948	0.70	18-19	1,191	1,008	
4			豊平川左岸通	豊平川左岸線	中央区南3条東9丁目	平成23年度	平成23年10月12日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	単路	8,304	0.45	8-9	944	396	
5			豊平川左岸通	豊平川左岸線	中央区南3条東6丁目	平成23年度	平成23年10月12日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	単路	1,794	0.32	17-18	197	90	
6			豊平川右岸通	豊平川右岸線	白石区水4条1丁目	平成23年度	平成23年10月12日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	単路	6,236	1.13	18-19	619	502	
7			豊平川右岸通	豊平川右岸線	豊平区豊平1条1丁目	平成23年度	平成23年10月12日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	単路	7,109	1.23	9-10	698	408	
8			豊平川右岸通	豊平川右岸線	豊平区水専1丁目	平成23年度	平成23年10月12日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	単路	5,573	0.44	8-9	537	416	
10-A				西18丁目線	中央区南3条西17丁目	平成23年度	平成23年7月13日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	6,425	0.33	8-9	709	235	休日データあり
10-B				南3条線	中央区南4条西16丁目	平成23年度	平成23年7月13日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	8,532	0.44	8-9	827	271	休日データあり
10-C				西17丁目線	中央区南4条西17丁目	平成23年度	平成23年7月13日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	5,993	0.31	8-9	734	68	休日データあり
10-D				南3条線	中央区南3条西17丁目	平成23年度	平成23年7月13日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	7,271	0.36	8-9	678	232	休日データあり
11-A				一般道道花群札幌線	北區篠路3条8丁目	平成23年度	平成23年7月6日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	5,592	0.87	17-18	587	460	休日データあり
11-B			篠路駅乗通	郵政団地2号線	北區篠路3条9丁目	平成23年度	平成23年7月6日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	909	0.16	17-18	102	102	休日データあり
11-C				一般道道花群札幌線	北區篠路3条7丁目	平成23年度	平成23年7月6日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	5,717	0.89	17-18	609	479	休日データあり
11-D			篠路駅乗通	篠路駅前線	北區篠路4条7丁目	平成23年度	平成23年7月6日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	831	0.10	7-8	87	05	休日データあり
12-A			あいの里学園通	あいの里学園通線	北區あいの里2条5丁目	平成23年度	平成23年7月6日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	4,878	0.63	18-19	499	307	
12-B			渡戸・福移通	主要道道札幌北広島環状線	北區あいの里1条6丁目	平成23年度	平成23年7月6日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	9,221	0.42	17-18	1,018	1,125	
12-C			あいの里学園通	あいの里学園通線	北區あいの里1条4丁目	平成23年度	平成23年7月6日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	5,965	0.81	18-19	749	528	
12-D			渡戸・福移通	主要道道札幌北広島環状線	北區あいの里2条4丁目	平成23年度	平成23年7月6日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	9,820	0.44	17-18	1,093	1,290	
13-A			あいの里循環通	あいの里2号線	北區あいの里2条7丁目	平成23年度	平成23年7月6日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	3,875	0.52	7-8	422	303	
13-B			渡戸・福移通	主要道道札幌北広島環状線	北區あいの里1条7丁目	平成23年度	平成23年7月6日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	7,962	0.36	7-8	939	1,188	
13-C			あいの里循環通	あいの里2号線	北區あいの里1条6丁目	平成23年度	平成23年7月6日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	1,033	0.22	7-8	190	190	
13-D			渡戸・福移通	主要道道札幌北広島環状線	北區あいの里2条8丁目	平成23年度	平成23年7月6日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	8,947	0.40	17-18	992	1,131	
14-A			琴似・栄町通	一般道道琴似停車場新琴似線	北區北27条西16丁目	平成23年度	平成23年7月13日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	13,416	0.73	17-18	1,316	889	
14-B				新川1号線	北區北28条西17丁目	平成23年度	平成23年7月13日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	2,336	0.41	8-9	270	609	
14-C			琴似・栄町通	一般道道琴似停車場新琴似線	北區新川2条1丁目	平成23年度	平成23年7月13日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	13,510	1.83	17-18	1,301	829	
14-D				西伏線	北區新川3条1丁目	平成23年度	平成23年7月13日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	3,842	0.67	8-9	387	218	
15-A			三角点通	番越三角街通線	東區東苗穂15条3丁目	平成23年度	平成23年7月7日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	交差点	6,830	0.82	7-8	648	1,413	
15-B				三角街通東支線	東區東苗穂14条3丁目	平成23年度	平成23年7月7日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	交差点	1,034	0.18	7-8	139	80	
15-C			三角点通	番越三角街通線	東區東苗穂14条2丁目	平成23年度	平成23年7月7日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	交差点	7,203	0.90	17-18	706	1,293	
15-D			さくらんぼ通	三角街通西支線	東區東苗穂15条2丁目	平成23年度	平成23年7月7日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	交差点	3,093	0.50	7-8	396	428	
16-A			札幌新道	国道274号	厚別区大谷地東5丁目	平成23年度	平成23年7月14日	平日	雨	土木部道路課計画1係	交差点	1,821		8-9	202	283	
16-B			厚別・滝野公園通	一般道道真駒内御料札幌線	厚別区上野幌3条1丁目	平成23年度	平成23年7月14日	平日	雨	土木部道路課計画1係	交差点	11,732	0.93	8-9	1,364	1,007	
16-C			札幌新道	札幌東部新道1号線	厚別区大谷地東5丁目	平成23年度	平成23年7月14日	平日	雨	土木部道路課計画1係	交差点	1,420		7-8	245	95	
16-D			厚別・滝野公園通	一般道道真駒内御料札幌線	厚別区大谷地東5丁目	平成23年度	平成23年7月14日	平日	雨	土木部道路課計画1係	交差点	13,725	0.62	8-9	1,597	1,287	
17-A			羊ヶ丘通	主要市道羊ヶ丘線	清田区真栄4条4丁目	平成23年度	平成23年7月14日	平日	雨	土木部道路課計画1係	交差点	24,644	0.74	18-19	2,439	1,932	
17-B				真栄団地53号線	清田区真栄4条3丁目	平成23年度	平成23年7月14日	平日	雨	土木部道路課計画1係	交差点	4,316	0.75	8-9	459	294	
17-C			羊ヶ丘通	主要市道羊ヶ丘線	清田区美しが丘3条1丁目	平成23年度	平成23年7月14日	平日	雨	土木部道路課計画1係	交差点	26,109	0.78	7-8	2,561	2,270	
18-A			清田中央通	清田元町区画整理5号線	清田区清田	平成23年度	平成23年7月14日	平日	雨	土木部道路課計画1係	交差点	1,182	0.19	8-9	143	109	
18-B			清田南通	清田団地75号線	清田区清田	平成23年度	平成23年7月14日	平日	雨	土木部道路課計画1係	交差点	1,085	0.17	7-8	137	84	

地点番号	X座標	Y座標	都市計画道路名	道路名	観測地点名	最新観測年度	観測日	平休別	天候	調査部署	観測種別	12時間 歩行者 交通量 (人)	12時間 自転車 交通量 (台)	備考
1-A			青葉・平岡通	里塚325号線	清田区里塚緑ヶ丘2丁目	平成23年度	平成23年10月13日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	交差点	64	15	24時間データあり
1-B			里塚東通	里塚東通線	清田区里塚緑ヶ丘5丁目	平成23年度	平成23年10月13日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	交差点	183	168	24時間データあり
1-C			青葉・平岡通	里塚325号線	清田区里塚緑ヶ丘4丁目	平成23年度	平成23年10月13日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	交差点	66	36	24時間データあり
1-D			里塚東通	里塚緑ヶ丘3丁目9号線	清田区里塚緑ヶ丘3丁目	平成23年度	平成23年10月13日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	交差点	124	102	24時間データあり
2-A			里塚東通	里塚79号線	清田区里塚緑ヶ丘11丁目	平成23年度	平成23年10月13日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	交差点	36	8	
2-B			里塚東通	里塚1号線	清田区里塚緑ヶ丘8丁目	平成23年度	平成23年10月13日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	交差点	78	62	
2-C			里塚東通	里塚79号線	清田区里塚緑ヶ丘9丁目	平成23年度	平成23年10月13日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	交差点	21	9	
2-D			里塚東通	里塚1号線	清田区里塚緑ヶ丘10丁目	平成23年度	平成23年10月13日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	交差点	86	43	
3-A			水源池通	月寒西岡線	豊平区西岡4条8丁目	平成23年度	平成23年10月13日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	交差点	661	213	
3-B			福住・森園通	西野真駒内清田線	豊平区西岡4条9丁目	平成23年度	平成23年10月13日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	交差点	327	244	
3-C			水源池通	西野真駒内清田線	豊平区西岡3条9丁目	平成23年度	平成23年10月13日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	交差点	494	175	
3-D			福住・森園通	滝川福住線	豊平区西岡3条8丁目	平成23年度	平成23年10月13日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	交差点	567	317	
4			豊平川左岸通	豊平川左岸線	中央区大通東9丁目	平成23年度	平成23年10月12日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	単路	391	658	
5			豊平川左岸通	豊平川左岸線	中央区南3条東6丁目	平成23年度	平成23年10月12日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	単路	20	66	
6			豊平川右岸通	豊平川右岸線	白石区菊水4条1丁目	平成23年度	平成23年10月12日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	単路	66	179	
7			豊平川右岸通	豊平川右岸線	豊平区豊平1条1丁目	平成23年度	平成23年10月12日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	単路	147	205	
8			豊平川右岸通	豊平川右岸線	豊平区水車町1丁目	平成23年度	平成23年10月12日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	単路	108	230	
10-A				西18丁目線	中央区南3条西17丁目	平成23年度	平成23年7月13日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	666	579	休日データあり
10-B				南3条線	中央区南4条西16丁目	平成23年度	平成23年7月13日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	1,068	701	休日データあり
10-C				西17丁目線	中央区南4条西17丁目	平成23年度	平成23年7月13日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	705	613	休日データあり
10-D				南3条線	中央区南3条西17丁目	平成23年度	平成23年7月13日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	1,511	503	休日データあり
11-A				一般道道花群札幌線	北区篠路3条8丁目	平成23年度	平成23年7月6日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	148	128	休日データあり
11-B			篠路駅東通	郵政団地2号線	北区篠路3条8丁目	平成23年度	平成23年7月6日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	46	123	休日データあり
11-C				一般道道花群札幌線	北区篠路3条7丁目	平成23年度	平成23年7月6日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	114	66	休日データあり
11-D			篠路駅東通	篠路駅前線	北区篠路4条7丁目	平成23年度	平成23年7月6日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	92	210	休日データあり
12-A			あいの里学園通	あいの里学園通線	北区あいの里2条5丁目	平成23年度	平成23年7月6日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	323	508	
12-B			茨戸・福移通	主要道道札幌北広島環状線	北区あいの里1条6丁目	平成23年度	平成23年7月6日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	1,189	790	
12-C			あいの里学園通	あいの里学園通線	北区あいの里1条4丁目	平成23年度	平成23年7月6日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	305	614	
12-D			茨戸・福移通	主要道道札幌北広島環状線	北区あいの里2条4丁目	平成23年度	平成23年7月6日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	664	956	
13-A			あいの里循環通	あいの里2号線	北区あいの里2条7丁目	平成23年度	平成23年7月6日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	188	144	
13-B			茨戸・福移通	主要道道札幌北広島環状線	北区あいの里1条7丁目	平成23年度	平成23年7月6日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	244	142	
13-C			あいの里循環通	あいの里2号線	北区あいの里1条6丁目	平成23年度	平成23年7月6日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	189	110	
13-D			茨戸・福移通	主要道道札幌北広島環状線	北区あいの里2条6丁目	平成23年度	平成23年7月6日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	120	94	
14-A			琴似・栄町通	一般道道琴似停車場新琴似線	北区北27条西16丁目	平成23年度	平成23年7月13日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	211	574	
14-B				新川1号線	北区北26条西17丁目	平成23年度	平成23年7月13日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	390	760	
14-C			琴似・栄町通	一般道道琴似停車場新琴似線	北区新川2条1丁目	平成23年度	平成23年7月13日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	586	1,043	
14-D				西牧場線	北区新川3条1丁目	平成23年度	平成23年7月13日	平日	曇り	土木部道路課計画1係	交差点	102	464	
15-A			三角点通	苗穂三角街道線	東区東苗穂15条3丁目	平成23年度	平成23年7月7日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	交差点	25	104	
15-B				三角街道東支線	東区東苗穂14条3丁目	平成23年度	平成23年7月7日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	交差点	41	81	
15-C			三角点通	苗穂三角街道線	東区東苗穂14条2丁目	平成23年度	平成23年7月7日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	交差点	9	13	
15-D			さくらんど通	三角街道西支線	東区東苗穂15条2丁目	平成23年度	平成23年7月7日	平日	晴れ	土木部道路課計画1係	交差点	44	100	
16-A			札幌新道	国道274号	厚別区大谷地東5丁目	平成23年度	平成23年7月14日	平日	雨	土木部道路課計画1係	交差点	5	7	
16-B			厚別・滝野公園通	一般道道真駒内御料札幌線	厚別区上野幌3条1丁目	平成23年度	平成23年7月14日	平日	雨	土木部道路課計画1係	交差点	0	1	
16-C			札幌新道	札幌東部新道1号線	厚別区大谷地東5丁目	平成23年度	平成23年7月14日	平日	雨	土木部道路課計画1係	交差点	20	36	
16-D			厚別・滝野公園通	一般道道真駒内御料札幌線	厚別区大谷地東5丁目	平成23年度	平成23年7月14日	平日	雨	土木部道路課計画1係	交差点	0	0	

渋滞長・滞留長・通過時間 現地原票 (方向図)

(様式-8-1)



観測日: 平成24年 7月 10日 (火)	天候: 晴れ	地点番号: 35	観測員氏名:		
交差点名: 35 東8丁目・篠路通/丘珠空港通					
方向					
車線構成	1	ア 直進+左折 直進+右折	イ 直進+左折 直進+右折	ウ 直進+左折 直進+右折	エ 直進+左折 直進+右折
	2				
	3				
	4				
	5				

# 渋滞長・滞留長・通過時間 現地原票

(様式-8-2)

交差点名： 35 東8丁目・篠路通/丘珠空港通

観測日： 平成24年 7月 10日 (火)

方向： ア 7:00~19:00

観測員氏名：

渋滞理由一覧		
空欄 滞留・渋滞無し		
1 信号待ち	6 歩行者	12 デモ・パレード
2 右折車両	7 バス横・バスレーン	13 沿道出入車両
3 左折車両	8 交差点側の交通量多	14 道路線形
4 先詰まり	9 工事	15 交差点形状
5 車線減少	10 傍切道横断	16 その他(備考に記載)

信号 サイクル	車線 番号	青時刻	滞留長 (10m単位)	渋滞長 (10m単位)	渋滞理由	通過時刻	備考
1	1	7:01:32	40m	0m		7:01:49	
2	1	7:03:28	40m	0m		7:03:39	
3	1	7:05:23	70m	0m		7:05:44	
4	2	7:07:17	30m	0m		7:07:26	
5	1	7:09:12	80m	0m		7:09:35	
6	1	7:11:08	110m	0m		7:11:41	
7	1	7:13:02	70m	0m		7:13:19	
8	1	7:14:58	90m	0m		7:15:15	
9	1	7:16:53	120m	0m		7:17:22	
10	1	7:18:47	80m	0m		7:19:09	
11	1	7:20:44	60m	0m		7:21:00	
12	1	7:22:38	70m	0m		7:22:51	
13	1	7:24:34	170m	0m		7:25:08	
14	1	7:26:27	150m	0m		7:27:02	
15	1	7:28:30	140m	0m		7:28:56	
16	1	7:30:34	80m	0m		7:30:53	
17	1	7:32:31	100m	0m		7:32:54	
18	1	7:34:32	160m	0m		7:35:00	
19	1	7:36:24	190m	20m	1,2	7:38:53	
20	1	7:38:31	160m	0m		7:39:12	
21	1	7:40:31	200m	20m	1,2	7:42:45	
22	1	7:42:34	170m	0m		7:43:11	
23	2	7:44:31	30m	0m		7:44:40	
24	1	7:46:30	10m	0m		7:46:37	
25	1	7:48:34	150m	0m		7:49:05	
26	1	7:50:31	170m	0m		7:51:11	
27	1	7:52:30	30m	0m		7:52:41	
28	1	7:54:32	160m	0m		7:55:17	
29	1	7:56:31	60m	0m		7:56:45	
30	1	7:58:33	10m	0m		7:58:39	
31	1	8:00:33	40m	0m		8:00:49	
32	1	8:02:33	120m	0m		8:03:04	
33	1	8:04:34	120m	0m		8:05:14	
34	1	8:06:34	180m	20m	1,2	8:08:38	
35	1	8:08:33	100m	0m		8:09:09	

信号サイクル現地原票

(様式-8-3)

交差点名： 54 月寒通/南7条・米里通

方向： AC

調査日： 平成21年10月7日(水)

観測員氏名：

信号サイクルの構成 青→黄→赤

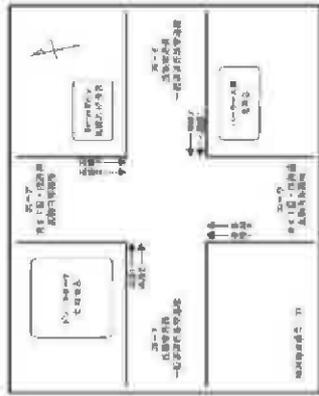
信号 サイクル	信号現示時間																		
	青		黄色		赤		BD青												
	時	分	秒	～	時	分	秒	～	時	分	秒	～	時	分	秒	～	時	分	秒
1	7	0	16	～	7	0	51	～	7	0	54	～	7	0	58	～			
2	7	2	16	～	7	2	51	～	7	2	54	～	7	2	58	～			
3	7	4	16	～	7	4	51	～	7	4	54	～	7	4	58	～			
4	7	6	16	～	7	6	51	～	7	6	54	～	7	6	58	～			
5	7	8	16	～	7	8	51	～	7	8	54	～	7	8	58	～			
6	7	10	16	～	7	10	51	～	7	10	54	～	7	10	58	～			
7	7	12	16	～	7	12	51	～	7	12	54	～	7	12	58	～			
8	7	14	16	～	7	14	51	～	7	14	54	～	7	14	58	～			
9	7	16	16	～	7	16	51	～	7	16	54	～	7	16	58	～			
10	7	18	40	～	7	19	14	～	7	19	17	～	7	19	21	～			
11	7	20	50	～	7	21	24	～	7	21	27	～	7	21	31	～			
12	7	23	0	～	7	23	34	～	7	23	37	～	7	23	41	～			
13	7	25	10	～	7	25	44	～	7	25	47	～	7	25	51	～			
14	7	27	20	～	7	27	54	～	7	27	57	～	7	28	1	～			
15	7	29	50	～	7	30	20	～	7	30	23	～	7	30	27	～			
16	7	32	16	～	7	32	46	～	7	32	49	～	7	32	53	～			
17	7	34	42	～	7	35	12	～	7	35	15	～	7	35	19	～			
18	7	36	53	～	7	37	23	～	7	37	26	～	7	37	30	～			
19	7	39	3	～	7	39	33	～	7	39	36	～	7	39	40	～			
20	7	41	13	～	7	41	43	～	7	41	46	～	7	41	50	～			
21	7	43	23	～	7	43	53	～	7	43	56	～	7	44	0	～			
22	7	45	33	～	7	46	3	～	7	46	6	～	7	46	10	～			
23	7	47	43	～	7	48	13	～	7	48	16	～	7	48	20	～			
24	7	49	53	～	7	50	23	～	7	50	26	～	7	50	30	～			
25	7	52	3	～	7	52	33	～	7	52	36	～	7	52	40	～			
26	7	54	13	～	7	54	43	～	7	54	46	～	7	54	50	～			
27	7	56	23	～	7	56	53	～	7	56	56	～	7	57	0	～			
28	7	58	33	～	7	59	3	～	7	59	6	～	7	59	10	～			
29	8	0	43	～	8	1	13	～	8	1	16	～	8	1	20	～			
30	8	2	53	～	8	3	23	～	8	3	26	～	8	3	30	～			
31	8	5	3	～	8	5	33	～	8	5	36	～	8	5	40	～			
32	8	7	13	～	8	7	43	～	8	7	46	～	8	7	50	～			
33	8	9	23	～	8	9	53	～	8	9	56	～	8	10	0	～			
34	8	11	33	～	8	12	3	～	8	12	6	～	8	12	10	～			
35	8	13	43	～	8	14	13	～	8	14	16	～	8	14	20	～			
36	8	15	53	～	8	16	23	～	8	16	26	～	8	16	30	～			
37	8	18	3	～	8	18	33	～	8	18	36	～	8	18	40	～			
38	8	20	13	～	8	20	43	～	8	20	46	～	8	20	50	～			



# 渋滞長・滞留長・通過時間

地点番号：35  
 交差点名：第8丁目・篠路通  
 丘珠空港通

観測日：平成24年7月10日(火)  
 調査時間：7:00~10:00



渋滞・滞留理由コード	
空欄	滞留・渋滞無し
1	信号待ち
2	右折車両
3	左折車両
4	赤信号の
5	車線減少
6	歩行者
7	バス停・バスレーン
8	交差道路の交通量多
9	工事
10	踏切遮断
11	交通事故
12	デモ・パレード
13	沿道出入車両
14	道路幅狭
15	交差点形状
16	その他(備考に記載)

時間	方向A			方向B			方向C			方向D			理由
	車線番号	滞留長 (m)	通過時間										
7:00-7:10	1	80	0:00:33	1	90	0:00:23	1	50	0:00:24	1	100	0:00:25	
7:10-7:20	1	120	0:00:29	1	90	0:00:22	1	50	0:00:23	1	150	0:00:35	
7:20-7:30	1	170	0:00:34	1	70	0:00:15	1	80	0:00:27	1	140	0:00:32	
7:30-7:40	1	190	0:02:29	1,2	110	0:00:31	1	70	0:02:04	2	100	0:00:27	
7:40-7:50	1	200	0:02:14	1,2	110	0:00:34	1	120	0:00:52	1	130	0:00:42	
7:50-8:00	1	170	0:00:40	1	70	0:00:11	1	100	0:00:56	1	130	0:00:33	
8:00-8:10	1	180	0:02:04	1,2	70	0:00:22	1	60	0:00:52	1	130	0:00:31	
8:10-8:20	1	80	0:00:21	2	90	0:00:46	1	100	0:00:50	1	70	0:00:23	
8:20-8:30	1	100	0:00:30	1	110	0:00:31	1	70	0:00:45	1	100	0:00:27	
8:30-8:40	1	120	0:00:32	1	30	0:00:12	1	80	0:00:45	1	180	0:00:37	
8:40-8:50	1	100	0:00:23	1	60	0:00:15	1	60	0:00:31	1	120	0:00:36	
8:50-9:00	1	130	0:00:38	1	100	0:00:28	1	40	0:00:24	1	150	0:00:41	
9:00-9:10	1	100	0:00:24	1	110	0:00:31	1	70	0:00:18	1	110	0:00:30	
9:10-9:20	1	120	0:00:31	1	70	0:00:23	1	50	0:00:12	1	100	0:00:23	
9:20-9:30	1	100	0:00:30	1	110	0:00:29	1	80	0:00:22	1	90	0:00:19	
9:30-9:40	1	70	0:00:21	1	100	0:00:30	1	100	0:00:30	1	120	0:00:33	
9:40-9:50	1	60	0:00:16	1	80	0:00:25	1	100	0:00:25	1	60	0:00:13	
9:50-10:00	1	120	0:00:39	1	140	0:00:38	1	100	0:00:27	1	80	0:00:21	
車線構成	車道+左折、車道+右折			車道+左折、車道+右折			車道+左折、車道+右折			車道+左折、車道+右折			
信号サイクル (観測値)	青 48秒、黄色 3秒、赤 65秒			青 56秒、黄色 3秒、赤 61秒			青 45秒、黄色 3秒、赤 65秒			青 56秒、黄色 3秒、赤 61秒			
信号サイクル (最長渋滞、渋滞長)	青 43秒、黄色 3秒、赤 59秒			青 58秒、黄色 3秒、赤 59秒			青 51秒、黄色 3秒、赤 56秒			青 56秒、黄色 3秒、赤 61秒			
渋滞車線													
渋滞理由													
渋滞原因の 具体的記述													

**令和7年度**

**全国道路・街路交通情勢調査**

**一般交通量調査実施要綱**

**道路状況調査編**

令和7年 4 月

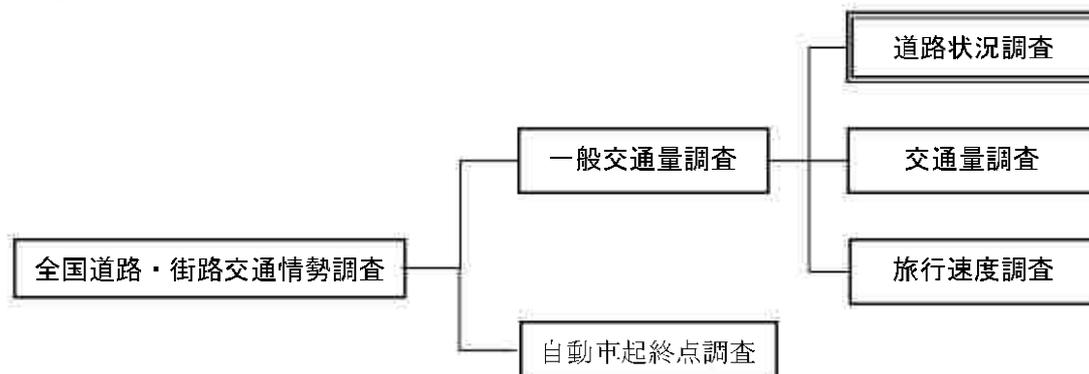
国土交通省



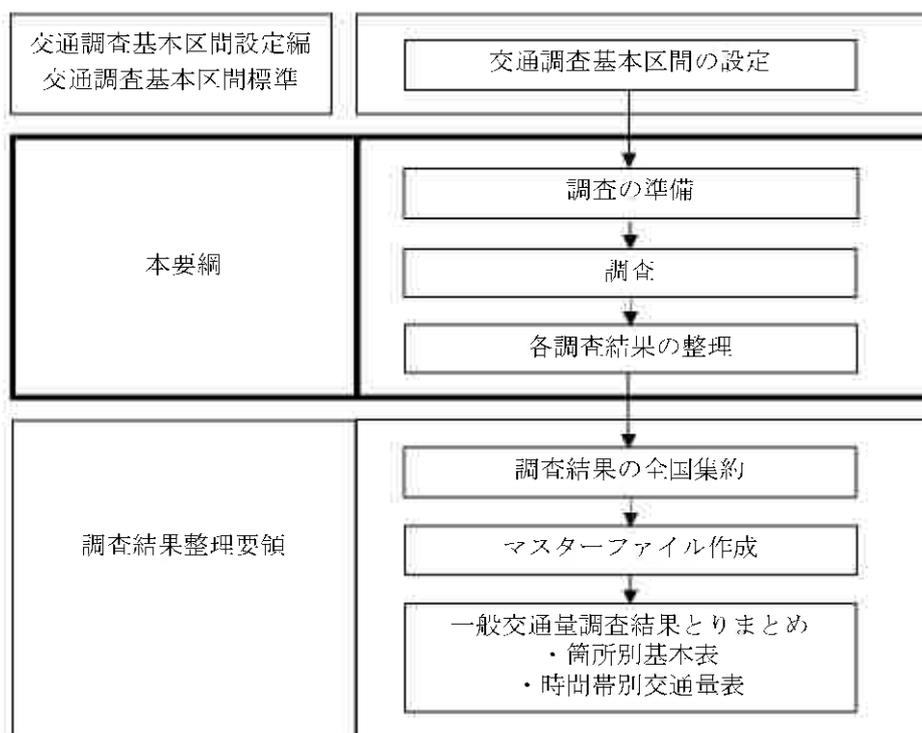
## まえがき

### 1. 本要綱の位置づけ

本要綱は令和7年度全国道路・街路交通情勢調査の一環として実施する一般交通量調査の道路状況調査に適用する。



地方整備局（北海道にあっては北海道開発局、沖縄にあっては沖縄総合事務局）及び都道府県等が実施する道路状況調査の調査方法や調査項目を示し、調査票の様式を定めている。調査結果のとりまとめ作業、マスターファイル作成及び集計とりまとめ作業に関しては、別途配布する「調査結果整理要領」を参照のこと。



## 2. 安全の確保について

道路状況調査は道路管理台帳や道路管理データベース等から調査することから事故等の危険性はほとんどないが、現地におもむいて実測等を行うときは、走行車両に十分注意するとともに歩行者の安全にも注意する必要がある。

なお、市道や中央帯の幅員を実測するために市道を横断する場合は必ず市両誘導員をおいて安全であることを確認して計測する。

調査中に危険な状況が想定される場合は、すぐに調査を中止し、安全の確保を優先するものとする。また、緊急時の連絡体制の確立や自然災害等の発生時の対応も行うこととする。



## 目 次

1. 調査の目的 .....	道-1
2. 用語の定義 .....	道-2
3. 調査の方針 .....	道-4
4. 調査対象区間 .....	道-5
5. 調査実施機関 .....	道-5
6. 調査フローとスケジュール .....	道-6
7. 道路状況調査単位区間の設定及び対応表の整理 .....	道-7
7. 1 道路状況調査単位区間の設定 .....	道-7
7. 2 道路状況調査単位区間と交通調査基本区間の対応表 ..	道-9
8. 調査方法 .....	道-10
9. 道路状況総括表に関する調査 .....	道-11
10. 調査結果のチェック .....	道-14
11. 調査結果の提出 .....	道-15

### 別添資料

- 別添1. 道路状況調査単位区間番号のつけ方
- 別添2. 道路状況総括表調査事項
- 別添3. 道路状況調査に関する調査結果のチェック項目一覧表
- 別添4. 各種様式
- 別添5. 各種コード表
- 別添6. 道路状況総括表調査方法の例

## 1. 調査の目的

道路状況調査は、全国道路・街路交通情勢調査の一環として、全国の幹線道路の構造と交通管理の現況を把握するもので、道路の計画、建設、維持修繕その他管理などについての基礎資料を得ることを目的に実施する。

### [解説]

道路状況調査は昭和3年に初めて実施され、延長、車道幅員、舗装の種類、歩道幅員を調査し、昭和40年代までは道路構造の調査が大半であった。昭和50年代になると調査項目は飛躍的に増えて道路構造に関する項目のほか信号青時間比や指定最高速度などの交通管理データも調査するようになり、これらの調査結果をもとに混雑度などの道路整備指標を算出して道路整備計画立案のための基礎資料となるものである。また調査結果は将来交通需要予測のパラメータ算出の資料となるものである。

## 2. 用語の定義

本要綱において使用する用語の定義は次のとおりである。

### (1) 道路管理者

道路整備特別措置法第 23 条第 1 項に規定する会社管理高速道路にあつては同法第 2 条第 6 項に規定する会社等、同法 31 条に規定する公社管理道路にあつては地方道路公社、その他の道路にあつては道路法第 18 条に規定する道路管理者をいう。

### (2) 地方整備局等

国土交通省地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局をいう。

### (3) 高速道路会社

高速道路株式会社法第 1 条に規定する東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社をいう。

### (4) 県等

都道府県及び指定市（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に規定する市）をいう。

### (5) 指定都市高速道路

道路整備特別措置法第 12 条に規定する「指定都市高速道路」をいう。

### (6) 都市高速道路

首都高速道路株式会社が管理する道路、阪神高速道路株式会社が管理する道路及び指定都市高速道路をいう。

### (7) 県境等

都道府県及び指定市の行政区分の境界、東京都の区部と市郡部の境界及び北海道の各振興局管内の境界をいう。

### (8) 全国道路・街路交通情勢調査対象路線

全国道路・街路交通情勢調査の一般交通量調査の対象とする全路線をいう。令和 7 年度全国道路・街路交通情勢調査においては、すなわち道路状況調査の全調査対象区間をいう。

### (9) 交通調査基本区間 <sup>\*1</sup>

全国道路・街路交通情勢調査の一般交通量調査の作業の最小単位として、全国道路・街路交通情勢調査対象路線を全国道路・街路交通情勢調査対象路線同上の接続箇所(交差点, IC, JCT 等)、道路管理者境、自動車専用道路の端点及び市区町村境で分割し、全国道路・街路交通情勢調査対象路線全線に漏れ重複なく設定する調査の基本となる区間をいう。

交通調査基本区間は、平成 22 年度調査時における「新センサス区間」の名称を変更したものである。

### (10) 道路状況調査単位区間

路線毎、管理者毎、自動車専用道の別毎、市区町村毎に道路構造が同等な交通調査基本区間を集約したものをいう。

#### (11) 主路線区間

道路状況調査単位区間が現道から構成される区間をいう。

#### (12) 従路線区間

道路状況調査単位区間が主路線区間以外で、旧道あるいは新道から構成される区間をいう。

### (13) 道路施設現況調査

国土交通省道路局企画課が毎年集計を行う調査であり、その最終的な成果は「道路統計年報」となる。

### (14) OD 調査（自動車起終点調査）

一般交通量調査の地点別交通量調査では把握できない自動車交通の出発地、目的地、移動目的、1日の移動状況等を調査するものである。

\*1) 具体には、別冊の「交通調査基本区間設定編」を参照。

### 3. 調査の方針

調査は、全国道路・街路交通情勢調査対象路線を道路状況調査単位区間に分割し、この区間における令和7年4月1日現在の道路状況及び交通管理について調査する。

また、令和7年秋季（9月～11月）の道路状況が同年4月1日と異なる道路状況調査単位区間については、令和7年10月1日現在の道路状況及び交通管理についても調査する。ただし、秋季の調査日については、状況により、交通量調査日とすることができ

#### [解説]

道路状況調査は、全国道路・街路交通情勢調査対象路線の横断面構成や沿道状況等について調べるもので、漏れや重複なく効率的に調査を進めるため、路線を道路状況調査単位区間に分割し、この区間ごとにデータを整理する。

調査は、道路統計年報など他の統計調査結果と比較できる4月1日現在の状況を基本に行う。

加えて、4月1日以降、OD調査及び交通量調査を行う令和7年秋季までに、バイパスや現道拡幅部分の供用等が行われ、道路状況の調査結果が変わる（代表断面の状況を調査する項目について、道路状況総括表（様式2-2）の記入内容が変わる）区間においては、交通需要予測モデルの係数設定等に用いる調査結果として、OD調査及び交通量調査と同時期の道路状況の調査結果が必要であるため、秋季の状況についても調査を行う。

なお、今回の全国道路・街路交通情勢調査では、OD調査も交通量調査を9月～11月の幅を持った期間で実施することとしており、「OD調査及び交通量調査と同時期」の日付を特定しづらいことから、秋季の代表日として10月1日を提示しているが、秋季調査の目的に照らせば交通量観測口でもよいので、各道路管理者等における交通量調査の実施日を踏まえ、適宜10月1日以降の日付としてもよい。

道路状況調査単位区間の設定方法は、「7. 1 道路状況調査単位区間の設定」を参照のこと。

#### 4. 調査対象区間

調査は、一般都道府県道（指定市の主要市道を含む）以上の全路線及び指定市の一般市道の一部を対象とする。

##### [解説]

道路状況調査は、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、主要地方道である都道府県道及び指定市の市道、一般都道府県道は、全路線を調査の対象とする。ただし、大規模自転車道など都道府県道となっている自転車専用道路、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路は、調査対象としない。自動車交通不能区間については、道路状況調査の一部を行う。

また、指定市の一般市道の選定基準は原則として4市線以上の道路で、一般都道府県道以上の道路と同等の機能を有する路線の一部を調査の対象とし、一般都道府県道と同内容で調査を実施する。

なお、交通調査基本区間設定において、全同道路・街路交通情勢調査対象路線同士を接続する市区町村道等の道路ネットワークを構成するために必要な道路として交通調査基本区間を設定した市区町村道は、道路状況調査の対象にはならない。

#### 5. 調査実施機関

調査は、道路管理者が行う。

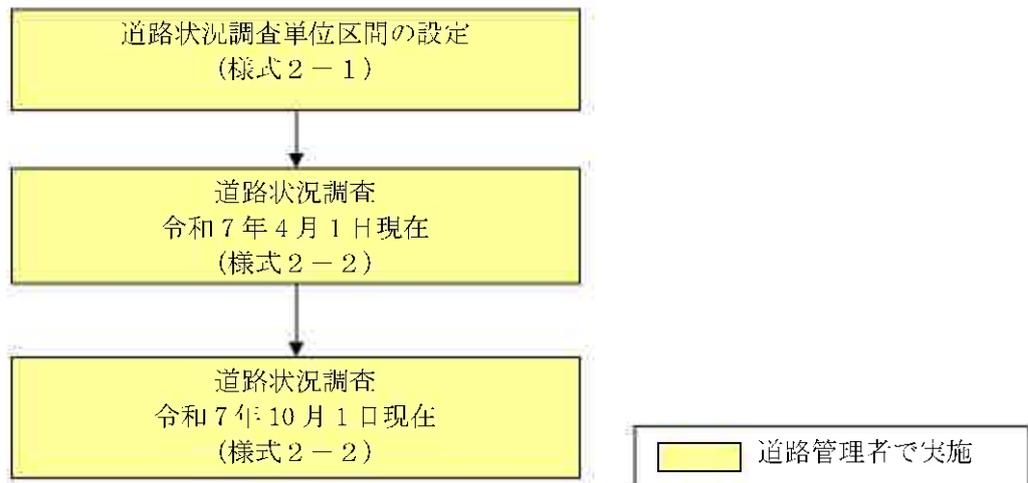
##### [解説]

道路状況調査は、道路台帳等を調製し保管している者が行うことが合理的であることから、各道路管理者が行うものとする。

高速道路会社および地方道路公社が管理する区間については、それぞれの高速道路会社、公社が行うものとする。

## 6. 調査フローとスケジュール

調査は、以下のフローによって行う。



道路状況調査は、下図に示すスケジュールによって行う。

[スケジュール]

項目	本省・国総研	地方整備局等	道路管理者	令和7年												令和8年			
				1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
調査要綱(案)の配布	◎	○	○				☆												
1. 道路状況調査単位区間の設定			◎				●	●	●	●	●	●	●	●	●				
2. 道路状況調査 (令和7年4月1日現在)			◎				●	●	●	●	●	●	●	●	●				
3. 道路状況調査 (令和7年10月1日現在)			◎									●	●	●	●				
4. 結果の整理		◎	◎													●	●		

注)◎担当主体 ○関連主体

## 7. 道路状況調査単位区間の設定及び対応表の整理

### 7. 1 道路状況調査単位区間の設定

道路状況調査単位区間は、路線毎、道路管理者毎、自動車専用道の別毎、市区町村毎に、道路状況が著しく変化しない範囲の交通調査基本区間を集約して設定する。ただし、市区町村境を複雑に跨ぐ路線は、道路状況が変化しない範囲で集約できるものとする。

また、各道路状況調査単位区間には、都（区部及び市郡部ごと）府県、指定市、北海道の振興局別に固有の道路状況調査単位区間番号を付す。

#### [解説]

道路状況調査を効率的に進めるため、調査は、必ずしも交通調査基本区間単位で行う必要はなく、交通調査基本区間単位で見た際に、道路状況が著しく変化しない範囲の交通調査基本区間は集約して調査を行うこととする。

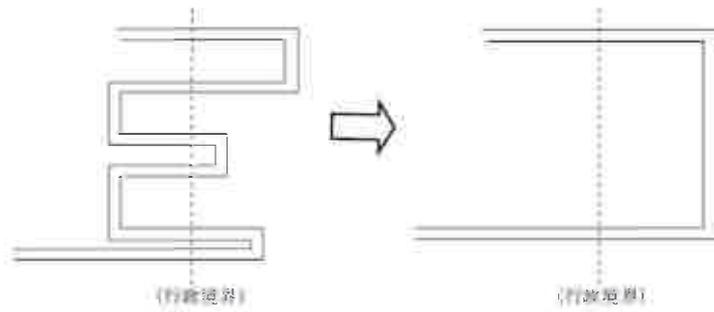
なお、集約を判断する際の道路状況の変化点としては、データ利用時に道路状況調査単位区間内の道路状況は同様であるとして分析が行われることに配慮し、特に以下の点に注意する。

- ① 市線数、代表沿道状況、中央分離帯等、軌道の有無、アクセスコントロールなど道路状況調査単位区間の代表的な状況で表現する道路状況の変化。
- ② 道路横断面の構成要素の有無の変化。

また、以下の点についても留意して設定する必要がある。

- ③ 1つの道路状況調査単位区間内に主路線と従路線が混在するような集約は避ける。
- ④ 整備延長等の集計ニーズがある単位（市区町村別、管理者別、一般/自専の別）を越えての交通調査基本区間の集約は行わない。
- ⑤ 令和7年秋季までに改築等により、道路状況の大きな変化または路線の組み替え・移管等が見込まれる区間では、予め道路状況調査単位区間を分割しておく。
- ⑥ 路線が重用している区間は、交通調査基本区間に設定している路線の区間として調査する。なお、調査ミスを防止するため、重用区間を間に挟んでの道路状況調査単位区間設定を避けることが望ましい（路線が連続していない場合も同様）。

- ⑦ 市区町村境を複雑に跨ぐ場合は、市区町村境で分割される区間を足し合わせ、下図のように集約して取り扱うことができる。この扱いについては、原則として道路施設現況調査における定義に準ずる。



- ⑧ 交通調査基本区間が上下線で分離している場合、上下方向で道路状況が同じであれば1つの道路状況調査単位区間としてよい。ここで「道路状況が同じ」であることの判断基準は上記①～⑦とする。

### <平成22年度全国道路・街路交通情勢調査以降の区間設定について>

平成17年度調査までは、交通量、道路状況、旅行速度の各調査結果を結びつけ利用するために、各調査に共通の調査単位区間を設定していたが、本来それぞれ変化点が異なるはずのものを1つにするために他の調査項目の影響で適切に調査単位区間が設定されず、調査単位区間内で車線数が混在している区間等が見受けられた。

また過去の調査結果と結びつけて利用するために、従来は、調査単位区間を原則変えないこととしていたため、交通量や道路状況の変化に十分追従出来ていなかった。

この問題を解消するため、平成22年度調査からは各調査結果を相互に結びつけた利用は、交通調査基本区間を介して位置を参照することで行うこととし、それぞれの調査の調査単位区間は、他の調査とは独立して、各調査に適した区間をそれぞれに設定することとしている。

過去の調査結果と結びつけた利用も交通調査基本区間を介して行うこととするので、過去の調査単位区間とも合わせる必要はなく、現在の道路交通状況の変化点を素直に判断し、調査単位区間を設定することが望ましい。

なお、従前より道路状況の変化点を適切に踏まえている場合は、令和3年度全国道路・街路交通情勢調査の調査単位区間をベースに調査単位区間を設定してもよい。その場合でも、市区町村境、自動車専用道路の起点終点で新たに分割する必要があることに注意する。



## 7. 2 道路状況調査単位区間と交通調査基本区間の対応表

道路状況調査単位区間の位置を明確化するため、令和7年4月1日現在の道路状況調査単位区間と交通調査基本区間との対応表を作成する。

調査事項は次の通りとし、調査結果は各道路管理者において道路状況調査単位区間と交通調査基本区間の対応表（様式2-1）にとりまとめる。

- (1) 交通調査基本区間番号
- (2) 世代管理番号（十の位）、（一の位）
- (3) 都道府県指定市コード
- (4) 道路状況調査単位区間番号

### [解説]

道路状況調査単位区間の位置を明確化し、交通量調査及び旅行速度調査並びに令和3年度調査結果との関連づけを行うため、各道路管理者において、道路状況調査単位区間と交通調査基本区間の対応表（様式2-1）を作成する。

各項目の具体的な調査方法は次のとおりとする。

#### (1) 交通調査基本区間番号

別冊の「交通調査基本区間標準」に従って、交通調査基本区間に設定した番号である。

#### (2) 世代管理番号（十の位）、（一の位）

世代管理番号（2桁）は、ある交通調査基本区間において分割や属性変更等が生じた場合に、それらを区別して扱うために設定するものであり、十の位が交通調査基本区間の分割回数、一の位が属性変更回数を示す。ここでは令和7年4月1日現在の世代管理番号を記入する。

#### (3) 都道府県指定市コード

都道府県指定市コードは、「別添5. 各種コード表」を参照して記入する。

なお、このコードは、「都道府県市区町村コード」（都道府県コード2桁と市区町村コード3桁からなる5桁のコード）とは異なることに注意する。

#### (4) 道路状況調査単位区間番号

令和7年度の道路状況調査単位区間番号を記入する。道路状況調査単位区間番号のつけ方については、「別添1. 道路状況調査単位区間番号のつけ方」を参照のこと。

## 8. 調査方法

調査は、道路台帳等を利用し、又は必要に応じて現地調査を実施し、道路状況調査単位区間毎に、所定の調査項目を整理する。

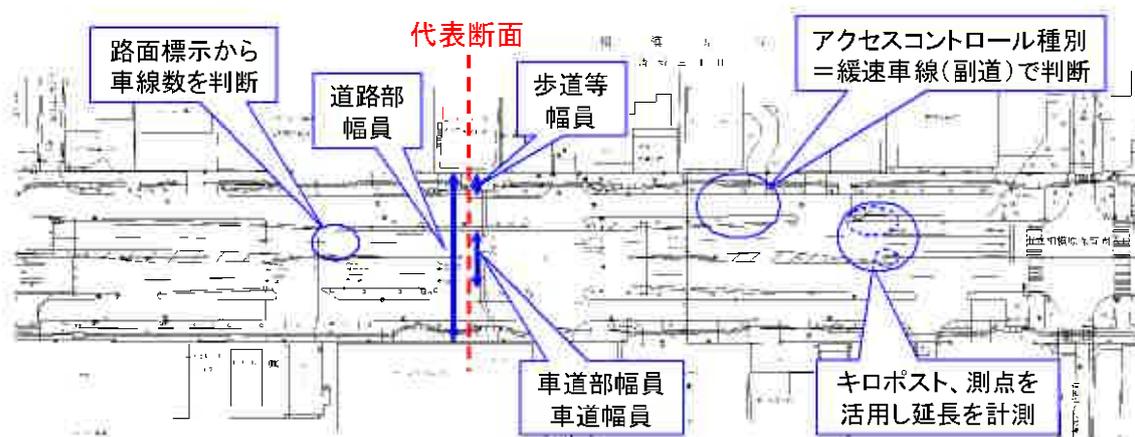
[解説]

道路状況調査は、道路台帳、地図、道路施設現況調査データ、道路管理用のデータベース、その他のシステム等を利用し、既存資料から情報を得ることが可能な項目は、資料から整理する。

既存資料から分からない項目についても、道路状況調査単位区間の代表的な状況を整理する項目については、日常業務等で当該区間を通行する機会を利用して調査する等、効率的に調査を進めることが望ましい。

各調査項目の調査方法については、「別添6. 道路状況総括表調査方法の例」を参照のこと。

<道路台帳から行う調査の例>



## 9. 道路状況総括表に関する調査

以下の道路状況等に関わる項目について調査を行う。調査結果は道路状況調査単位区  
間ごとに道路状況総括表（様式2-2）にとりまとめる。

- 1) 道路状況調査単位区間延長
- 2) 改良済み区間延長（規格改良済み延長）、  
5.5m以上改良済み区間延長
- 3) 幅員構成
  - ① 道路部幅員
  - ② 車道部幅員
  - ③ 車道幅員
  - ④ 中央帯幅員
  - ⑤ 歩道幅員
  - ⑥ 自転車道幅員
  - ⑦ 停車帯等幅員
- 4) 車線数
- 5) 交通安全施設等
  - ① 歩道設置延長
  - ② うち自転車歩行者道設置延長
  - ③ 自転車道設置延長
  - ④ 自転車レーン設置延長
  - ⑤ 両側歩道設置延長
  - ⑥ うち両側自転車歩行者道設置延長
  - ⑦ 両側自転車道設置延長
  - ⑧ 両側自転車レーン設置延長
  - ⑨ 歩道代表幅員
  - ⑩ 自転車道代表幅員
- 6) バス路線延長
- 7) 信号交差点数
- 8) 信号のない交差点数
- 9) 代表信号交差点 [3車線以上または一方通  
行2車線以上]
  - ① 信号サイクル長及び青時間
  - ② 右折専用車線の有無等
  - ③ 代表信号交差点名
- 10) 鉄道との平交差箇所数
- 11) 指定最高速度
- 12) 付加車線及び登坂車線設置箇所数
- 13) 代表沿道状況
- 14) 中央分離帯等
  - ① 中央分離帯等の種類
  - ② 中央分離帯等の設置状況
- 15) バス優先・専用レーンの有無
- 16) 軌道の有無
- 17) 自転車通行可能区分
- 18) 異常気象時等通行規制区分
- 19) リバーシブルレーン運用の有無
- 20) アクセスコントロール
- 21) 歩行者利便増進道路（ほこみち）

## [解説]

道路状況総括表（様式2-2）は、調査した事実を直接記入し、調査結果の根拠となる大切な記録である。令和7年4月1日現在の道路状況及び交通管理について調査し、道路状況総括表を、1道路状況調査単位区間につき1枚ずつ、各調査実施機関が作成する。

ただし、令和7年秋季の道路状況が令和7年4月1日現在と異なる場合は、令和7年秋季（原則として10月1日現在）についても調査を行い、1道路状況調査単位区間につき、4月1日現在とは別に1枚、道路状況総括表を作成する。

調査事項は次の通りとする。各項目の具体的な調査方法については、「別添2. 道路状況総括表調査事項」を参照のこと。

- (1) 道路状況調査単位区間の位置等
- (2) 調査時点（追加コード）
- (3) 道路状況等
- (4) その他

交通不能区間については、必要な道路状況の項目だけ調査を行うものとする。

調査項目によっては調査時期が異なるものもあるので各項目の定義に注意する。

### <調査項目の設定について>

調査項目は、令和3年度全国道路・街路交通情勢調査を基本に交通量推計、事業評価、各種施策等の行政ニーズを踏まえ、また調査の連続性にも配慮し設定した。

各項目を調査結果の用途別に整理すると、以下の通りとなる。

#### (I) 主として交通量推計に関連する項目

##### (i) 交通容量関連

- 3) 幅員構成
  - ② 市道部幅員
  - ③ 車道幅員
  - ④ 中央帯幅員
- 4) 車線数
- 7) 信号交差点数
- 9) 代表信号交差点（3車線以上または一方通行2車線以上）
  - ① 信号サイクル長及び青時間（秋季調査）
  - ② 右折専用車線の有無等
  - ③ 代表信号交差点名
- 10) 鉄道との平面交差箇所数
- 13) 代表沿道状況
- 15) バス優先・専用レーンの有無
- 17) 自転車通行可能区分
- 19) リバーシブルレーン運用の有無

##### (ii) 他の諸元

- 1) 道路状況調査単位区間延長
  - 11) 指定最高速度

- 20) アクセスコントロール
- (II) 主として事業評価に関連する項目
  - 8) 信号のない交差点数
  - 14) 中央分離帯等
    - ① 中央分離帯等の種類
    - ② 中央分離帯等の設置状況
- (III) その他項目（各施策での必要性等）
  - 2) 改良済み区間延長（規格改良済み延長）、5.5m以上改良済み区間延長
  - 3) 幅員構成
    - ① 道路部幅員
    - ⑤ 歩道幅員
    - ⑥ 自転車道幅員
    - ⑦ 停車帯等幅員
  - 5) 交通安全施設等
    - ① 歩道設置延長
    - ② 自転車歩行者道設置延長
    - ③ 自転車道設置延長
    - ④ 自転車レーン設置延長
    - ⑤ 両側歩道設置延長
    - ⑥ 両側自転車歩行者道設置延長
    - ⑦ 両側自転車道設置延長
    - ⑧ 両側自転車レーン設置延長
    - ⑨ 歩道代表幅員
    - ⑩ 自転車道代表幅員
  - 6) バス路線延長
    - 12) 付加市線及び登坂市線設置箇所数
    - 16) 軌道の有無
    - 18) 異常気象時等通行規制区分
    - 21) 歩行者利便増進道路（ほこみち）

## 10. 調査結果のチェック

各道路管理者において、道路状況調査単位区間と交通調査基本区間の対応表（様式2-1）、道路状況総括表（様式2-2）の内容について、記載漏れ、調査票又は記載事項の重複、調査結果間の矛盾、異常値等がないかをチェックする。

### [解説]

各道路管理者がチェックする具体事項については、「別添3. 道路状況調査に関する調査結果のチェック項目一覧」のとおりとする。

各道路管理者の出先機関等が分担して調査を行っている場合は、各出先機関において担当する区間に関するチェックを行った後、本庁・本社・本局等でとりまとめ、各道路管理者の調査結果として、漏れ、重複、調査結果間の矛盾等がないか、再度チェックを行う。

## 11. 調査結果の提出

地方道路公社（指定都市高速道路を管理する地方道路公社を除く）は、管轄する県等に調査結果を提出する。

高速道路会社、都道府県・指定市、指定都市高速道路を管理する地方道路公社は、それぞれの調査を担当した出先機関の調査成果（最終的なデータチェックが終わったもの）をとりまとめて、次のとおり関係地方整備局等（北海道にあっては北海道開発局、沖縄にあっては沖縄総合事務局）へ電子媒体で提出する。

### <道路管理者→地方整備局等>

成果の種類 道路状況調査結果（様式2ファイル）

提出期限は地方整備局等と協議して定めるものとする。

地方整備局等は、自局の調査結果を含めて管内分のデータを取りまとめ、次のとおり本省・国総研へ提出する。

### <地方整備局等→本省・国総研>

成果の種類 道路状況調査結果（様式2ファイル）地整統合データ

提出期限 令和8年1月（予定）

地方整備局等または本省・国総研へ提出するデータ及びファイルはデータチェック済みの確定ファイルを提出する。

## 別添 1. 道路状況調査単位区間番号のつけ方

- ① 道路状況調査単位区間番号は頭文字を“C”（大文字）とし、続く 5 桁の番号を付す。  
また、都（区部及び市郡部ごと）府県、北海道の振興局、指定市ごと、道路種別により下記の番号から始まる番号とする。

高速自動車国道 .....	C00010	～
都市高速道路 .....	C05010	～
一般国道 .....	C10010	～
主要地方道（指定市の主要市道を含む） .....	C40010	～
一般都道府県道 .....	C60010	～
指定市の一般市道 .....	C80010	～

※ “C” に続く 5 桁の番号の 100 の位と 1000 の位の間にコンマをつけてはいけない。

（例：C11,760 としないこと。C11760 とする。）

また、調査単位区間番号は必ず 6 桁で入力を行う。（例：C10 としないこと。C00010 とする。）

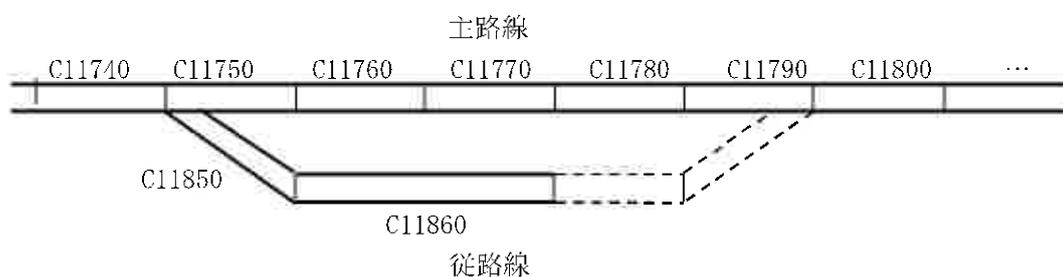
- ② “C” に続く 5 桁の番号は、路線番号順に各路線の起点側から昇順に付す。
- ③ バイパス等の供用で同一の路線が並行している区間は、原則として主路線については前後の区間と繋がる番号を付し、従路線には主路線の最後の番号に続く番号を付す。なお、主路線に直結していない同一路線の従路線も同様とする。
- ④ 令和 7 年 4 月 1 日現在の番号は、令和 7 年秋季までに道路状況調査単位区間の設定変更が必要となる場合等を考慮し、下 1 桁を 0 とした 10 番ごとの番号を付す。  
なお、予め令和 7 年秋季までの変更を見込んだ道路状況調査単位区間を設定しておくこととする。
- ⑤ 道路状況調査単位区間の設定後に、やむを得ず調査単位区間の分割等の変更が生じる場合は、起点側の区間は既存の番号を継続し、終点側の区間は既存の番号の下 1 桁を調整して付す。なお、必ずしも 1 から付す必要はない。
- ⑥ 一般国道においては、地方整備局等の国道事務所、高速道路会社、県等、公社が道路状況調査単位区間の設定を行う前に、地方整備局等が各道路管理者と道路状況調査単位区間番号の調整を行うこと。

[道路状況調査単位区間番号の付番方法]

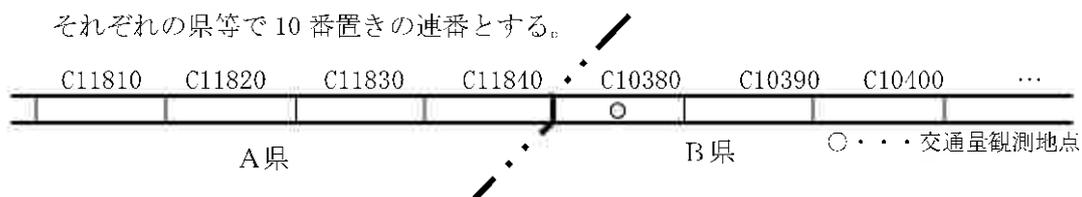
a) バイパスが全通し、主路線がバイパス経由になる場合



b) バイパス部分供用中で、主路線が現道経由になる場合



c) 路線が県境等を挟む場合



## 別添2. 道路状況総括表調査事項

### (1) 道路状況調査単位区間の位置等

#### 1) 都道府県指定市コード

道路状況調査単位区間の都道府県指定市コードを「別添5. 各種コード表」を参照して記入する。

#### 2) 市区町村コード

市区町村コードは「統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コードを定めた件（昭和45年4月1日行政管理局告示第44号）」の令和7年4月1日現在に定める標準コードを記入する。

#### 3) 道路状況調査単位区間番号

令和7年度の道路状況調査単位区間番号を記入する。道路状況調査単位区間番号のつけ方については、「別添1. 道路状況調査単位区間番号のつけ方」を参照のこと。

#### 4) 道路種別

当該道路状況調査単位区間の道路種別について、交通調査基本区間の属性情報をもとに記入する。なお、道路種別のコードは以下のとおりである。

道路種別	コード番号
高速自動車国道	1
都市高速道路	2
一般国道	3
主要地方道（都道府県道）	4
主要地方道（指定市市道）	5
一般都道府県道	6
指定市の一般市道	7

#### 5) 路線番号、路線名

当該道路状況調査単位区間の路線番号と路線名を記入する。なお、路線番号については交通調査基本区間の属性情報をもとに記入する。

#### 6) 起点の接続路線名、終点の接続路線名

道路状況調査単位区間の起点と終点を確認しながら作業を進めるため、当該道路状況調査単位区間の起点側（又は終点側）に接続している道路のうち最上位のものの路線名を、交通調査基本区間の属性情報をもとに記入する。

## 7) 管理区分、管理事務所

当該道路状況調査単位区間の道路管理者について、次のコードで管理区分を記入する。なお、管理事務所コードについては交通調査基本区間の属性情報をもとに記入する。

道路管理者	コード番号
国土交通大臣	1
都道府県知事	2
指定市の長	3
NEXCO3 社	4
首都高	5
阪高	6
本四	7
地方公社等	8
その他	9

「その他」とは、道路種別は一般都道府県道以上であるものの権限移譲路線のため指定市以外の市町村が管理する場合に用いる。

### (2) 調査時点 (追加コード)

令和7年4月1日から令和7年秋季までに、次の場合に該当する変化が発生した区間は、10月1日現在 (又は交通量調査日) の道路状況を調査し、様式にとりまとめる。

- a) 現道拡幅等により、道路状況が変化する場合
- b) 新規供用又は市町村道からの昇格により、新たに全国道路・街路交通情勢調査対象路線として追加する場合
- c) 廃道又は市町村道への降格により、全国道路・街路交通情勢調査対象路線からはずれる場合

令和7年4月1日現在と変更後のデータを区分するためのコード番号は次のとおりとする。

追加データの区分		コード番号
なし		0
あり	令和7年4月1日現在	1
	令和7年10月1日現在 (又は交通量観測日現在)	2

追加データを作成する場合は全ての道路状況調査項目について記入するものとする。

[追加コードの考え方]

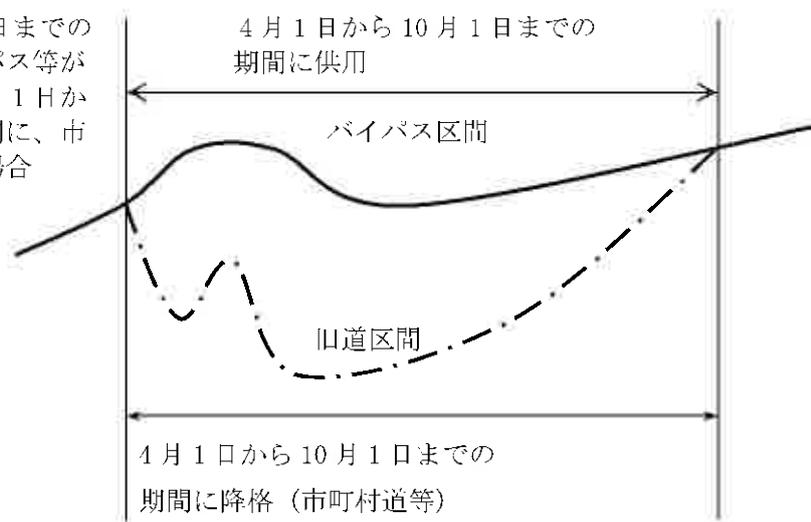
(例1) 車線数が4月1日と異なる場合(拡幅工事等が行われた場合)

次の2枚の様式2-2を作成する。

- ① 4月1日現在のデータを作成し、追加コード1とする。
- ② 車線数を拡幅後の値とした10月1日現在のデータを作成する。車線数以外に変化がない場合は、4月1日と同値でよい。追加コード2とする。

(例2) 旧道が市町村道等(全国道路・街路交通情勢調査対象道路でない道路)に降格する場合

4月1日から10月1日までの期間において、バイパス等が供用され、旧道が4月1日から観測現在までの期間に、市町村道に降格された場合



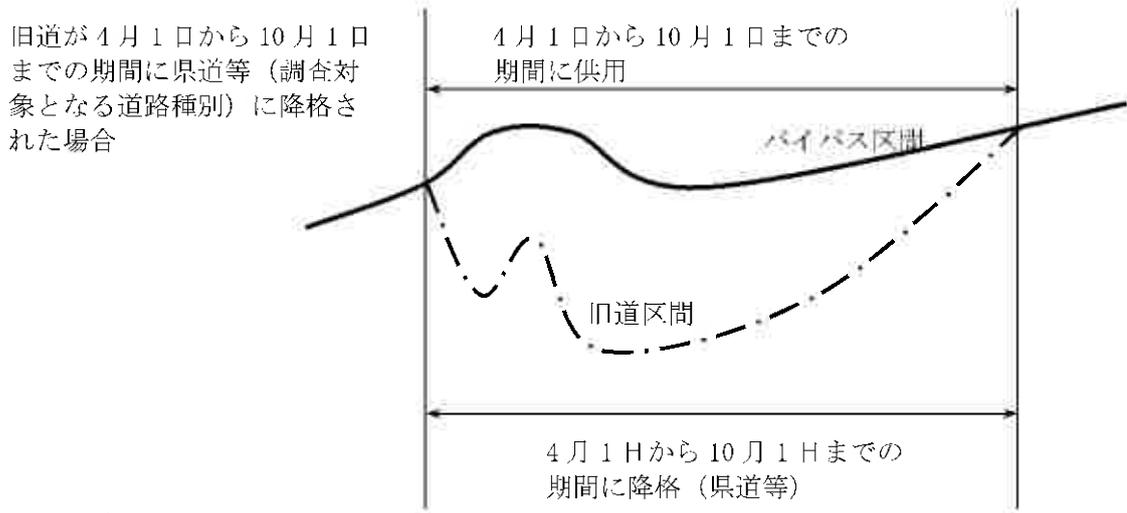
1) 旧道区間

- ① 4月1日現在のデータのみ作成する。追加コード1とする。

2) バイパス区間

- ① 10月1日現在のデータのみ作成する。追加コード2とする。

(例3) 旧道(国道)が県道等(全国道路・街路交通情勢調査対象道路)に降格する場合



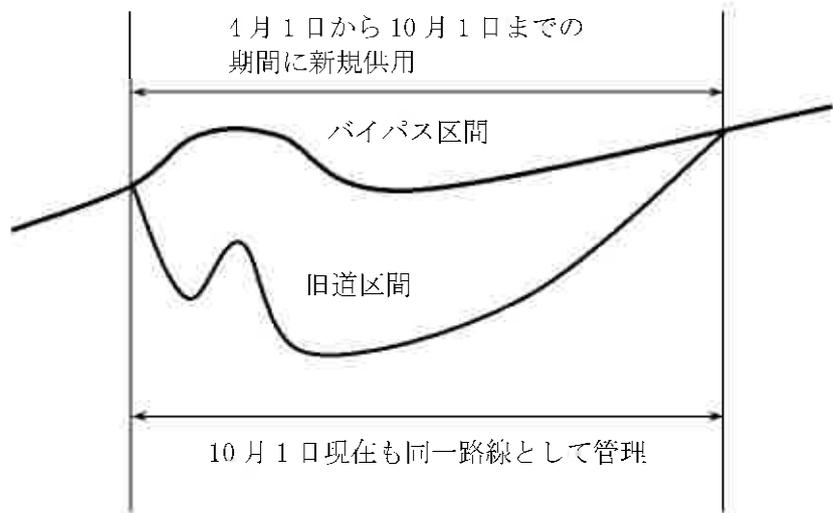
1) 旧道区間

- ①4月1日現在のデータを作成する。追加コード1とする。
- ②10月1日現在のデータを作成する。道路状況に特に変化がなければ、道路種別、路線番号以外は4月1日と同値でよい。追加コード2とする。

2) バイパス区間

- ①10月1日現在のデータのみ作成する。追加コード2とする。

(例4) 旧道が降格せず、同一路線の旧道として管理される場合



1) 旧道区間

- ・4月1日現在のデータのみ作成する。追加コード0とする。

2) バイパス区間

- ・10月1日現在のデータのみ作成する。追加コード2とする。

### (3) 道路状況等

#### 1) 道路状況調査単位区間延長

交通調査基本区間で調査している延長を合計して、道路状況調査単位区間延長とする。

ただし、交通調査基本区間が上下線で分離している場合は、上下線の延長の長い方を計上する。

なお、路線延長は、別途行われる道路施設現況調査の実延長と整合させる必要がある。延長を整合させる作業は交通調査基本区間設定作業の中で行うこととしているので、交通調査基本区間延長を合計した道路状況調査単位区間延長についても、それを合計することにより道路施設現況調査と路線延長の整合することとなるが、適宜確認することが望ましい。

#### 2) 改良済み区間延長（規格改良済み延長）、5.5m以上改良済み区間延長

改良済み区間（規格改良済み区間、5.5m以上改良済み区間）の延長を距離標又は実測等にもとづいて0.1km単位で調査する。

規格改良済み区間とは、道路構造令（昭和45年10月29日政令第320号）の規格に適合するものである。ただし、昭和46年3月31日以前に改築された道路は、旧道路構造令（昭和33年8月1日政令第244号）の規格に適合するものを改良済みとする。

また、昭和34年3月31日以前に改築された道路については、道路構造令並びに同細則改正案（内務省土木局昭和10年6月全国土木主任官会議決定）の規格に適合するものを改良済みとする。昭和10年以前に改築された道路で道路構造令細則案の規格に適合しないものはすべて未改良とする。

5.5m以上改良済み区間とは上記のうち車道幅員が5.5m以上のものをいう。

### 3) 幅員構成

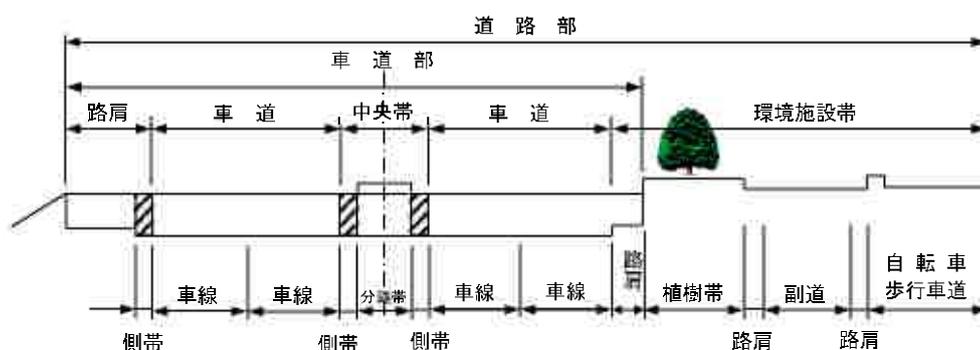
道路状況調査単位区間の代表断面における道路横断面の構成要素の幅員を0.25m単位を標準として調査する。なお、0.1m単位やさらに細かい単位（最小0.01m単位まで）で調査しても構わない。

代表断面とは、道路状況調査単位区間内で最もその幅員構成の延長が長い幅員である。

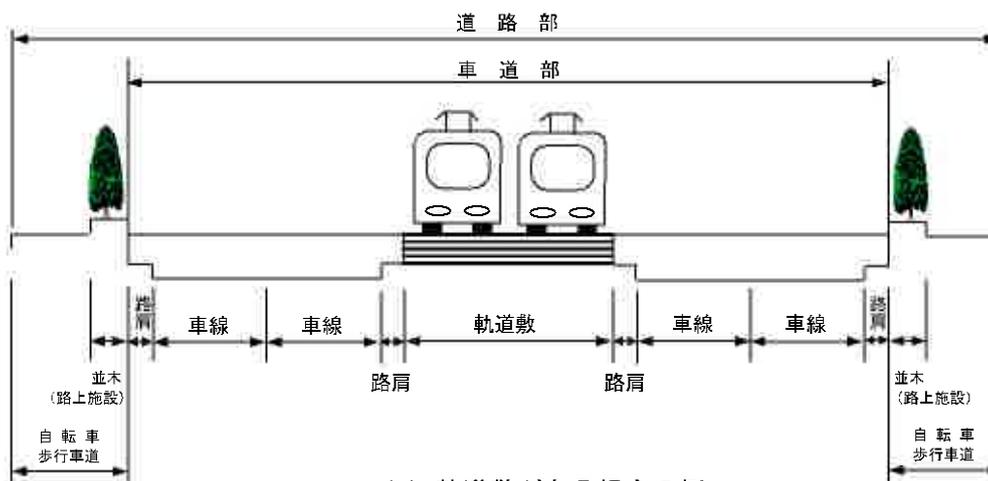
[道路横断面の構成要素]



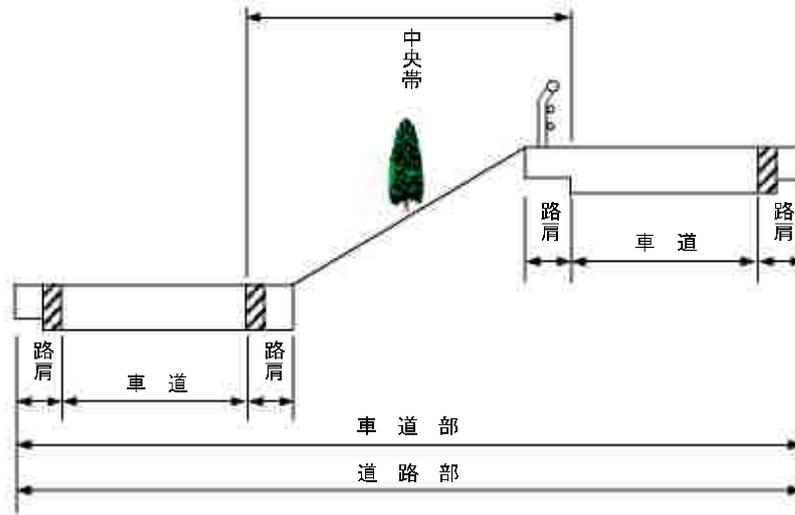
(a) 2車線の場合の例



(b) 4車線の場合の例

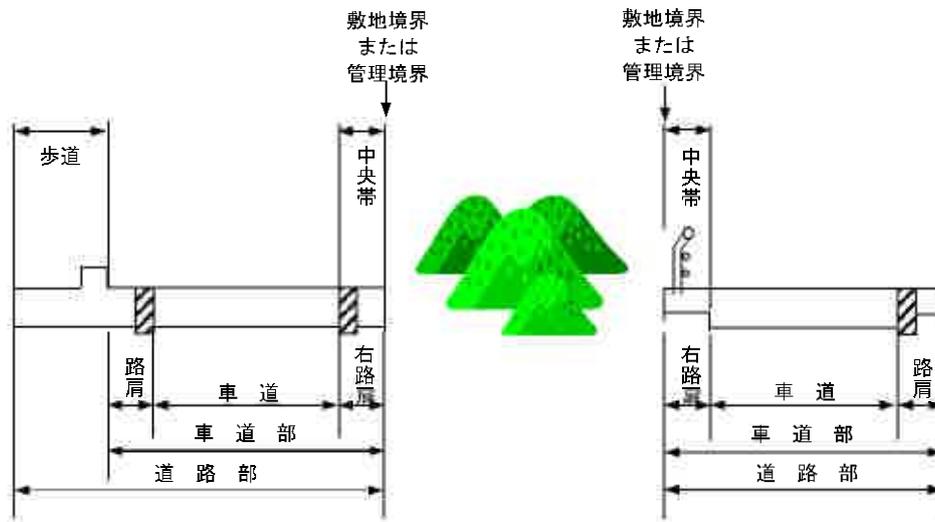


(c) 軌道敷がある場合の例



(d) 上下線間で高低差がある場合の例

道路部



(e) 上下線間に道路管理者以外の敷地がある場合の例

### ①道路部幅員

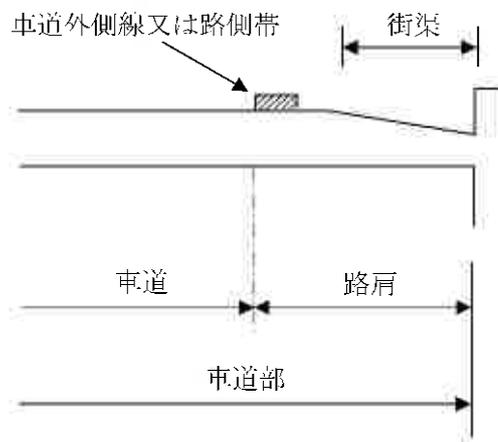
道路部幅員とは、市道、中央帯、路肩、植樹帯及び歩道等を加えた幅員をいう。

また、副道または側道を有する道路の場合、当該副道または側道の管理者が当該区間の管理者と同一であれば道路部幅員に含める。

## ②車道部幅員

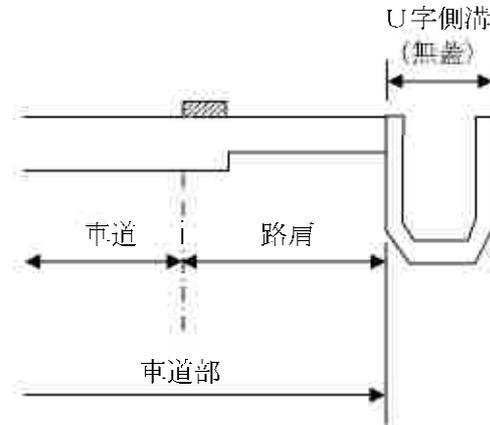
車線、停車帯、路肩（有蓋の側溝を含む。）及び中央帯の幅員を合計した幅員をいう。  
[車道部の考え方]

(例1) 市道外側線等がある場合（街渠）

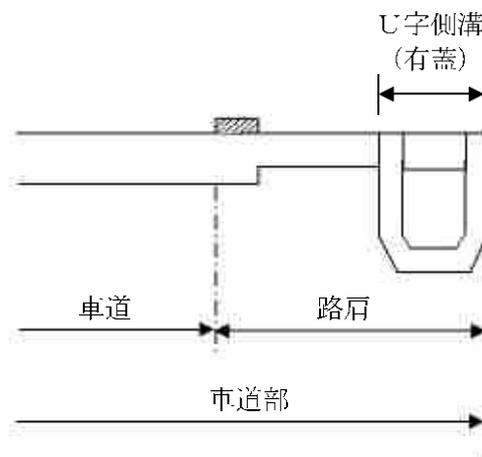


(例2) 市道外側線等がある場合

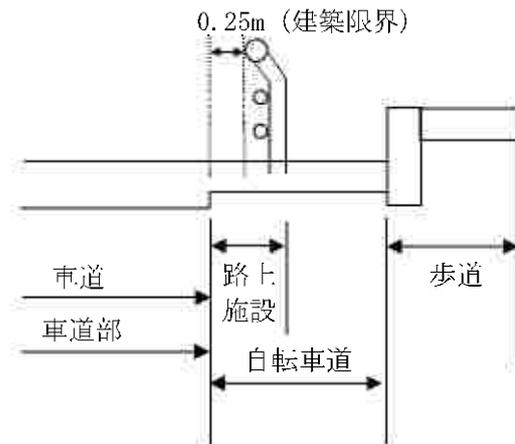
（無蓋のU字側溝）



(例3) 車道外側線等がある場合（有蓋U字側溝）



(例4) 車道外側線等がない場合



## ③車道幅員

市道（もっぱら車両の通行の用に供されることを目的とする道路の部分であり、市線、停車帯等によって構成される）の幅員の合計であり、中央帯及び路肩の幅員は含まない。

なお、車道部に軌道がある場合の軌道敷の取扱いは、軌道敷内通行可のときは車道幅員に含め、軌道敷内通行不可のときは中央帯幅員に含めることを原則とする。

## ④中央帯幅員

中央帯とは道路構造令第2条第10号に定めるものをいう。分離帯がある場合には側帯を加えた幅となる。構造上明らかなもののほか、あらかじめ幅員構成として考慮されている場合には、

チャッターバー（道路鋸）、マーキング等によるものも含めるものとする。

なお、別添 2-7 ページの図（c）のように 1 つの道路状況調査単位区間が上下線分離している場合は、管理境界または敷地境界の右路肩の合計を中央帯とする。

#### ⑤歩道幅員

上下線別の歩道幅員を調査する。

上りとは路線の終点から起点に向かう方向であり、下りは路線の起点から終点に向かう方向である。秋季の調査が必要な場合は、4 月 1 日現在における起点及び終点をもって上り下りを定義する。（以下、上下線別の調査項目については同様とする。）

歩道とは、道路構造令第 2 条第 1 号に定める歩道及び同第 2 条第 3 号に定める自転車歩行者道をいい、路上施設帯を含めるものとする。また、副道及び植樹帯は歩道幅員に含めないものとする。

#### ⑥自転車道幅員

上下線別の自転車道幅員を調査する。

自転車道とは道路構造令第 2 条第 2 号に定めるもので、縁石線または柵等の工作物により区画して設けられもっぱら自転車の通行の用に供するものをいい、路上施設帯を含めるものとする。道路交通法上の扱いによらず、道路構造として判断する。

また、副道及び植樹帯は自転車道幅員に含めないものとする。

#### ⑦停車帯等幅員

路側に設けられた停車帯、又は旧道路構造令の緩速車道等（自転車レーンを含む）の幅員を上下線別に調査する。

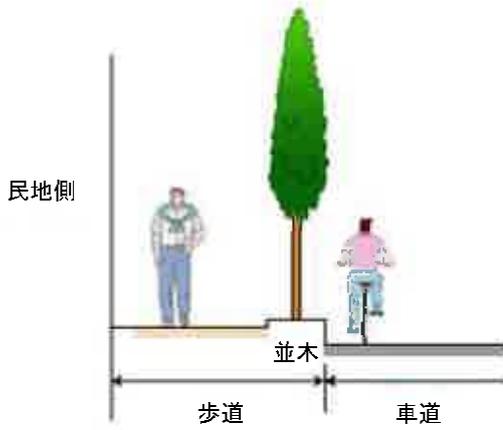
停車帯とは道路構造令第 2 条第 14 号に定めるものをいう。

自転車レーンとは、道路交通法第 20 条第 2 項により自転車専用に規制された車両通行帯をいう。なお、道路構造令第 9 条第 2 項に定める自転車通行帯に上記の規制が適用されている場合は、自転車レーンに含めるものとする。

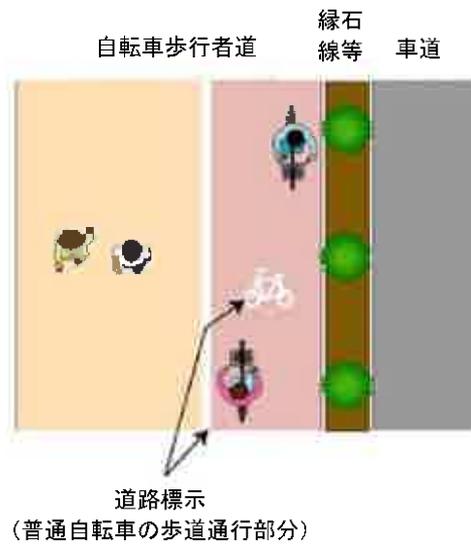
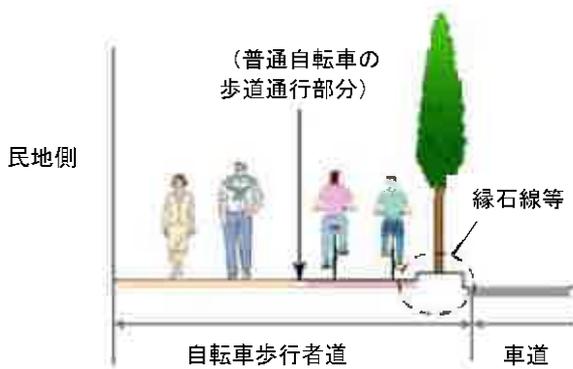
停車帯と自転車レーンが並行している場合は、両者を合計した幅員とする。

[歩道、自転車道等の幅員]

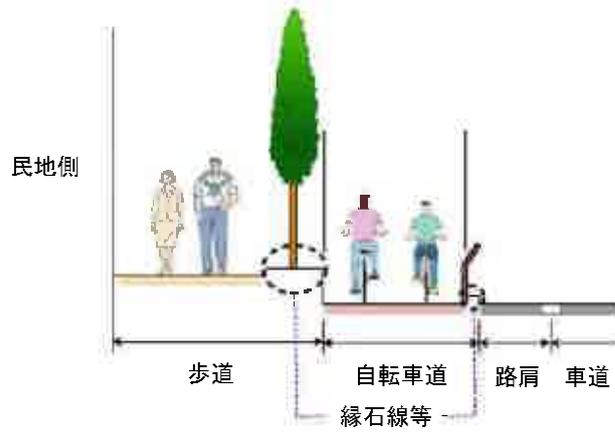
①歩道



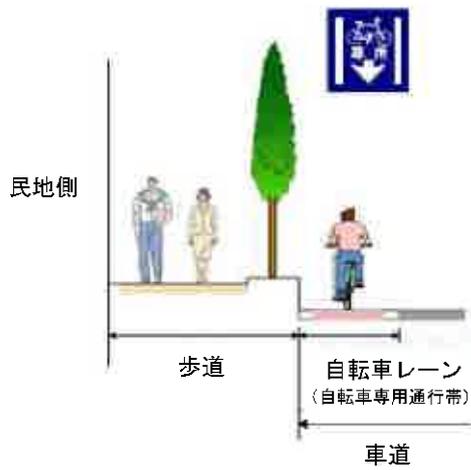
②自転車歩行者道



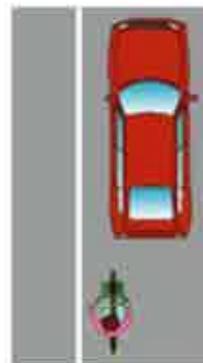
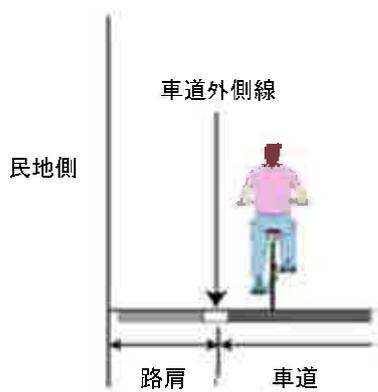
③自転車道



④自転車レーン（自転車専用通行帯）



⑤歩道なし



#### 4) 車線数

前項3)の代表断面における車線数を調査する。

車線数は、上下線合計で数える。ただし、上下線が分離する区間で道路状況調査単位区間を上下別々に設定した場合は、合計しない。

また、道路構造令第2条第7号の登坂車線、同第2条第6号にいう付加追越車線、同第2条8号の屈折市線、同第2条第9号の変速市線及び同第2条第14号の停車帯、及びゆずり市線は市線数に含めない。

いわゆる「1車線道路」は道路構造令第5条1項ただし書きによって、車線により構成されない車道を持つ道路であるが、ここでは車線数=1とみなし、「1車線道路」は3)の③項の車道幅員が5.5m未満の場合とする。また、1車線道路では、車線数の内訳は、記入しないこととする。

[市線数の記入例]

車線数		(記入例①)	(記入例②)
合計		6	5
内訳	上り	3	2
	下り	3	2
	リバーシブルレーン	0	1

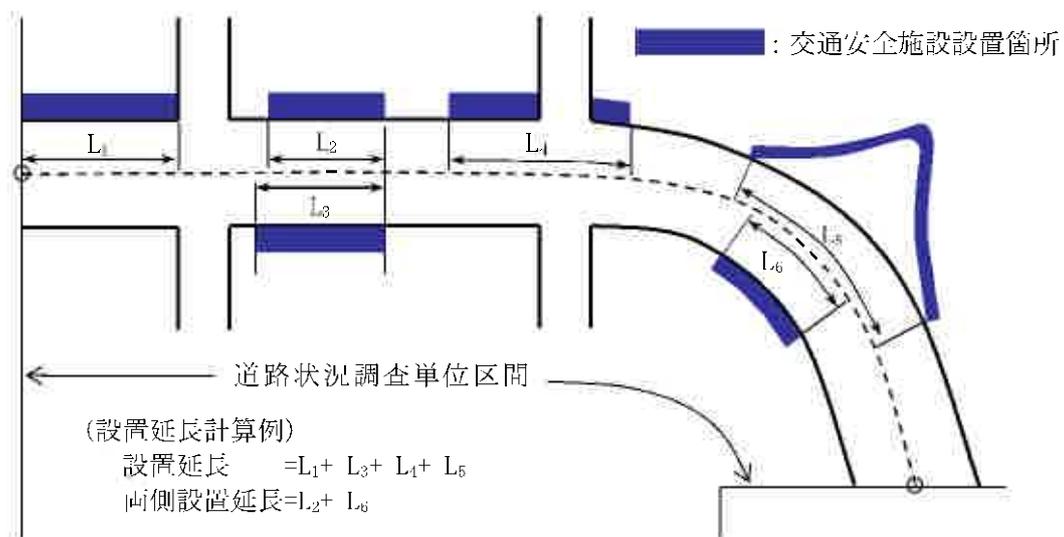
#### 5) 交通安全施設等

歩道、歩道のうち自転車歩行者道、自転車道、自転車レーン（自転車専用通行帯）の設置延長について0.1km単位で車道中心線上の延長を調査する。

また、歩道及び自転車道の代表幅員を0.25m単位を標準として調査する。代表幅員は、0.1m単位やさらに細かい単位（最小0.01m単位まで）で調査しても構わない。

設置延長とは道路の片側または両側に設置されている延長であり、両側設置延長とは道路の両側に設置されている延長である。歩道や自転車道等が交差道路で分断されている場合は、交差点（交差道路）上の延長も含める。

[設置延長の考え方]



#### ①歩道設置延長

道路状況調査単位区間のうち、歩道（自転車歩行者道を含む）が道路の片側または両側に設置されている延長（車道中心線上の延長）を調査する。

#### ②歩道のうち自転車歩行者道設置延長

歩道のうち、自転車歩行者道が道路の片側または両側に設置されている延長（車道中心線上の延長）を調査する。

ただし、片側に自転車歩行者道、もう一方に自転車道が設置されている場合は、自転車道設置延長として計上する。

なお、自転車歩行者道とは、道路構造令に従い自転車歩行者道として設置されたものをいう。

#### ③自転車道設置延長

3)の⑥に定める自転車道が道路の片側または両側に設置されている延長（市道中心線上の延長）を調査する。

#### ④自転車レーン設置延長

3)の⑦に定める自転車レーンが道路の片側または両側に設置されている延長（車道中心線上の延長）を調査する。

#### ⑤両側歩道設置延長

道路状況調査単位区間のうち、歩道（自転車歩行者道を含む）が道路の両側に設置されている延長（車道中心線上の延長）を調査する。

#### ⑥両側歩道設置延長のうち両側自転車歩行者道設置延長

両側歩道設置延長のうち、自転車歩行者道が道路の両側に設置されている延長（市道中心線上の延長）を調査する。

ただし、道路の片側に自転車歩行者道、もう一方に自転車道が設置されている場合は、両側に自転車歩行者道が設置されているものとし、両側自転車道設置延長には含めない。

#### ⑦両側自転車道設置延長

3)の⑥に定める自転車道が道路の両側に設置されている延長（市道中心線上の延長）を調査する。

#### ⑧両側自転車レーン設置延長

3)の⑦に定める自転車レーンが道路の両側に設置されている延長（車道中心線上の延長）を調査する。

[設置延長に関する注意事項]

- i. 自転車道が設置されている区間には必ず歩道が設置されているので、歩道設置延長は自転車道設置延長以上となることに注意すること。
- ii. 自転車道と自転車歩行者道は同時に設置できないので、自転車道設置延長と自転車歩行者道設置延長の合計は、必ず道路状況調査単位区間延長以下となることに注意すること。

⑨歩道代表幅員

3) の⑤に定める歩道の道路状況調査単位区間内における代表幅員を調査する。

代表幅員のとり方は、歩道の幅員構成が上り下りの延べ延長で最も長いものを対象とする。ただし、道路状況調査単位区間に自転車道が設置されている場合は、⑩の自転車道代表幅員と同じ箇所を調査する。

代表となる幅員が2つ以上ある場合は、その中で最も幅員の大きいものとする。

なお、歩道代表幅員は、3) の⑤で調査する道路状況調査単位区間の代表断面における歩道幅員とは値が異なる場合があるので注意すること。

⑩自転車道代表幅員

3) の⑥に定める自転車道の道路状況調査単位区間内における代表幅員を調査する。

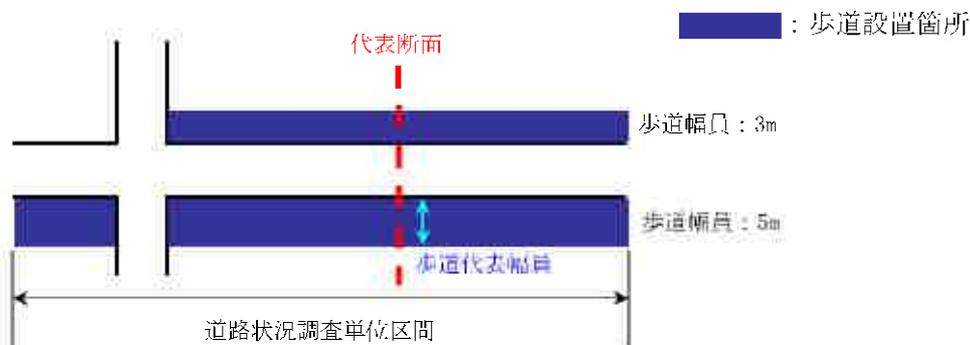
代表幅員のとり方は、自転車道の幅員構成が上り下りの延べ延長で最も長いものを対象とする。

代表となる幅員が2つ以上ある場合は、その中で最も幅員の大きいものとする。

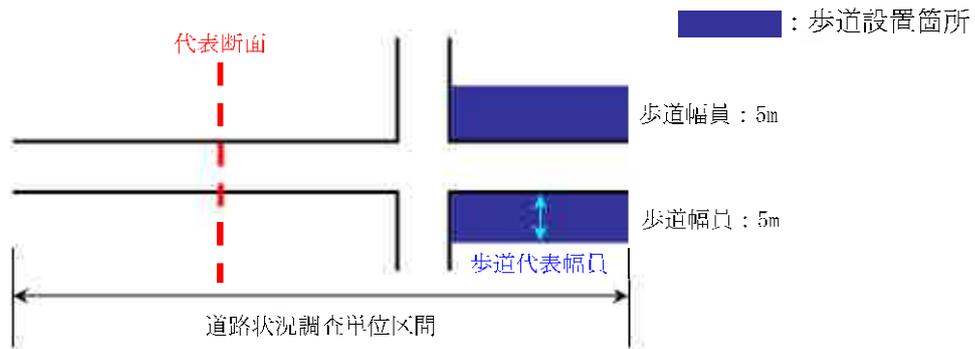
なお、自転車道代表幅員は、3) の⑥で調査する道路状況調査単位区間の代表断面における自転車道幅員とは値が異なる場合があるので注意すること。

[代表幅員の考え方]

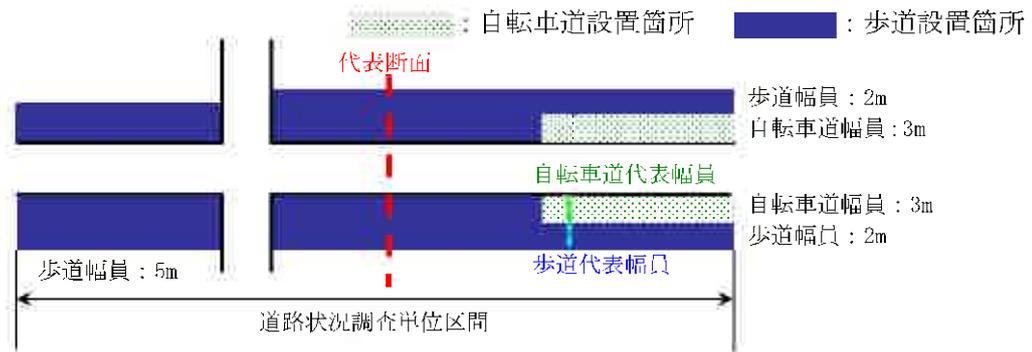
(例1) 道路状況調査単位区間の代表断面と歩道代表幅員の位置が一致する場合の例



(例2) 道路状況調査単位区間の代表断面と歩道代表幅員の位置が一致しない場合の例



(例3) 自転車道が設置されている場合の例



歩道幅員 5m の上り下り延べ延長が最も長い、自転車道が設置されている場合は、自転車道代表幅員と同じ場所で調査する。

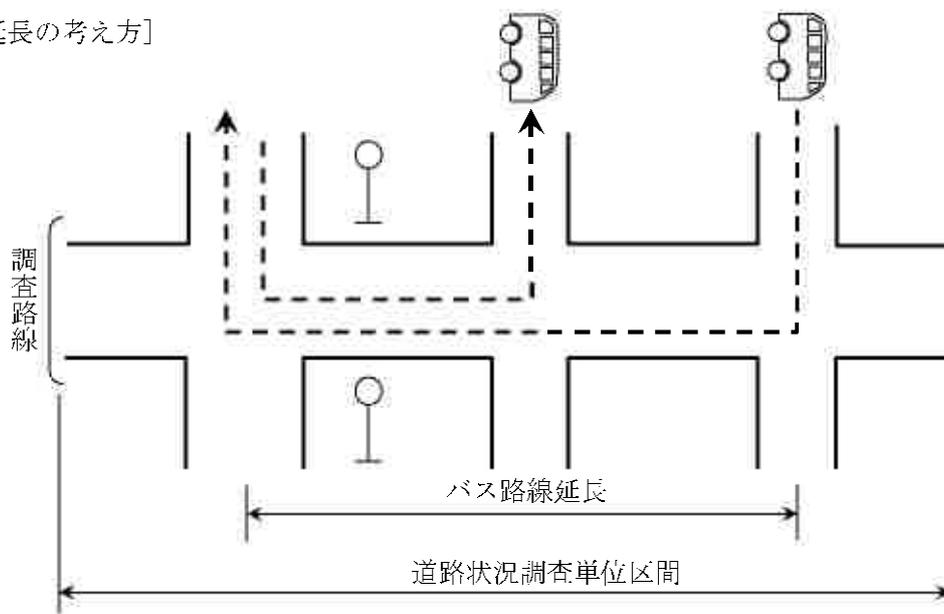
## 6) バス路線延長

道路状況調査単位区間内にバスの運行区間がある場合にその延長を 0.1km 単位で調査する。

バス路線延長は、道路延長に対応する延長（すなわち道路中心線上の延長）とし、一方向だけの場合もその延長に含める。

ここでいうバス路線とは、いわゆる「路線バス」「コミュニティバス」「デマンドバス」の路線（道路運送法第 4 条の許可を受けた一般旅客自動車運送事業の路線）をいい、貸切バス、臨時運行バス（道路運送法第 21 条の許可を受けた乗合バス）、自家用自動車に該当するバスを除く。但し、「コミュニティバス」「デマンドバス」については、路線の経路が決まっていない「区域運行」の場合は、対象外とする。

[バス路線延長の考え方]



## 7) 信号交差点数

道路状況調査単位区間のうち、信号交差点の数を交差道路の車道幅員別 ( $W \geq 5.5\text{m}$  及び  $W < 5.5\text{m}$ ) に調査する。

信号交差点には、信号機（押ボタン式を含む）のある横断歩道を含むものとし、 $W \geq 5.5\text{m}$  及び  $W < 5.5\text{m}$  の欄に記入する。交差道路が道路法上の道路でない場合も数える。ただし、信号や遮断機のある鉄道踏切は数えない。また、立体交差点の箇所は本線上に信号機がないかぎり数えない。交差道路の車道幅員は3)の③車道幅員で述べたように車線、停車帯からなるものとし路肩、中央帯を含まないことに注意すること。

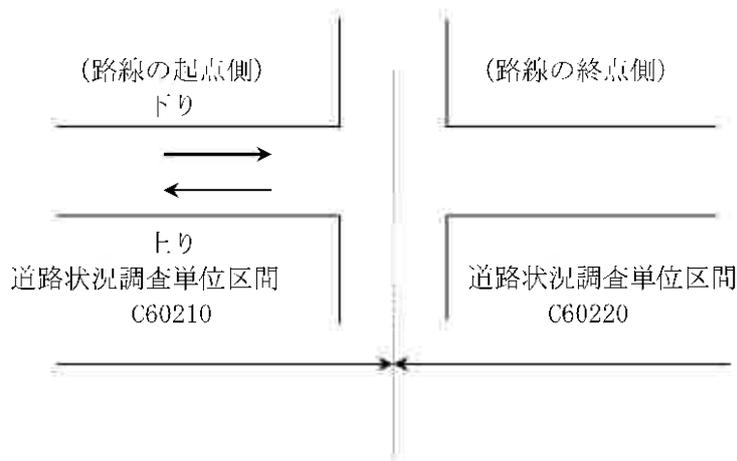
また、①信号交差点が道路状況調査単位区間の境界となっている場合は、その信号交差点は起点側の道路状況調査単位区間に含めて数える。②交差道路が交差点を境に幅員が  $W \geq 5.5\text{m}$  と  $W < 5.5\text{m}$  である場合には、 $W < 5.5\text{m}$  に数える。③押ボタン式の単独信号による横断歩道は、 $W < 5.5\text{m}$  に数える。

### [信号交差点の考え方]

(例1) 信号交差点が道路状況調査単位区間の境界となっている場合

起点側の道路状況調査単位区間に含めて数える。

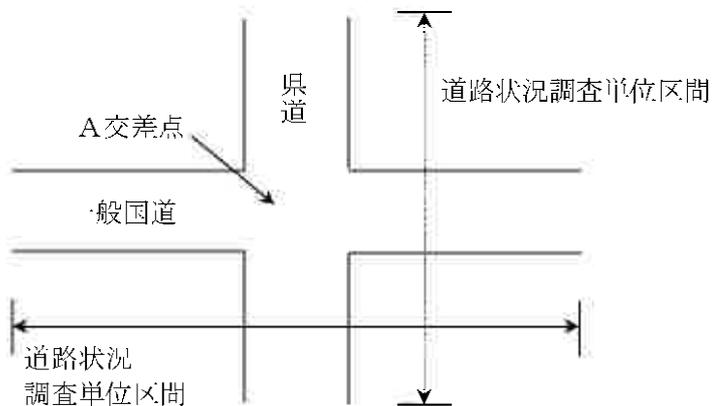
下図の場合は「C60210」の道路状況調査単位区間に含めて数える。



(例2) 複数の調査対象路線が信号交差点で交差する場合

それぞれ調査対象路線に着目して数える。

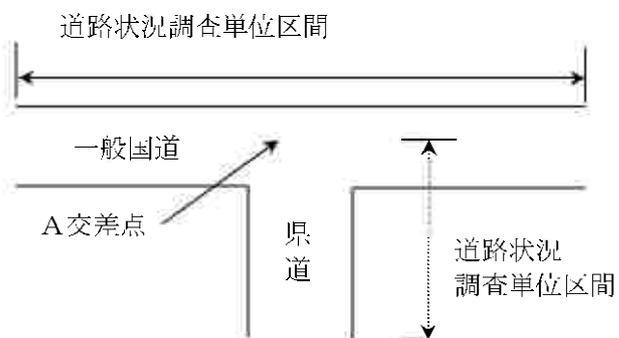
下図の場合、A交差点は国道の道路状況調査単位区間に含めて数えるとともに県道の道路状況調査単位区間にも数える。



(例3) 複数の調査単位区間が丁字路で交差する場合

それぞれ調査対象路線に着目して数える。

下図の場合、A交差点は国道の道路状況調査単位区間に含めて数えるとともに県道の道路状況調査単位区間にも数える。



## 8) 信号のない交差点数

道路状況調査単位区間のうち、信号のない交差点の数を交差道路の車道幅員別 ( $W \geq 5.5\text{m}$  及び  $W < 5.5\text{m}$ ) に調査する。

交差道路が道路法上の道路でない場合も数える。ただし、沿道家屋等からの取付道路などのように「交差点」とは考えられないものは除く。

また、立体交差となっている箇所は除く。

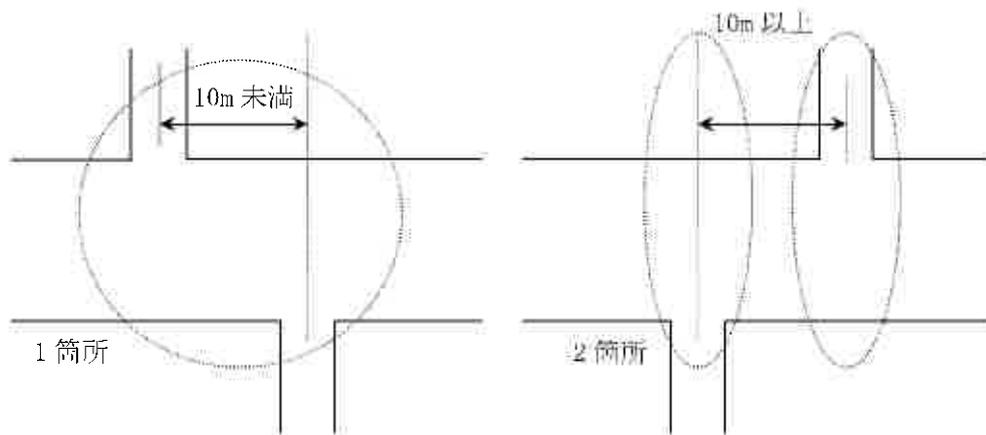
T字路、Y字路等交差点の形状にかかわらずすべて1箇所と数える。

交差道路が調査路線に食い違って交差している場合には、原則として道路中心線間の距離が10m未満であれば1箇所とし、10m以上であれば2箇所とするが、大きな交差点等で10m以上であっても、路面標高や交通の流れからみて1箇所と数えるほうが適当と考えられる場合は1箇所とする。

逆に交差道路の中心線間の距離が10m未満であっても、2箇所と数えるほうが適当であれば、2箇所としてよい。

交差点が道路状況調査単位区間の境界となっている場合は、その交差点は起点側の道路状況調査単位区間に含めて数える。

[交差点の考え方]



## 9) 代表信号交差点 [3車線以上または一方通行2車線以上] ★秋季調査★

4) 項の車線数が3車線以上(一方通行区間の場合は2車線以上)の道路状況調査単位区間で信号交差点がある場合、その区間の代表的な信号交差点における信号サイクル長と青時間、右折専用車線の有無、代表交差点名を調査する。

代表信号交差点は平面交差点でかつ交通容量に最も影響の大きい交差点(例えば、調査道路の青時間比が小さい交差点、交差道路の交通量が多い交差点)とする。

また、押しボタン式、感応式、半感応式の信号の交差点は、原則として代表信号交差点としないが、ピーク時等に押しボタン式信号等の利用が多く、交通容量に与える影響が大きい場合はこの限りではない。

なお、代表信号交差点は必ずしも道路状況調査単位区間内の信号交差点である必要はなく、隣接区間の信号交差点が当該区間の交通容量に最も影響を与えている場合は、その信号交差点を代表信号交差点としてよい。

### ★調査H注意★

この調査は4月1日現在ではなく、すべての区間で交通量調査を行う秋季に実施する。

秋季とは、10月1日ではなく、9月～11月の間で調査すればよいものとする。但し、交通量調査を行う区間は、交通量調査日が望ましい。

なお、秋季において道路状況が変化している道路の4月1日現在の道路状況調査(追加コード1となる様式)においては、この調査は行わなくてよい。

### ①信号サイクル長及び青時間

代表信号交差点の平日の信号サイクル長と青時間を調査する。

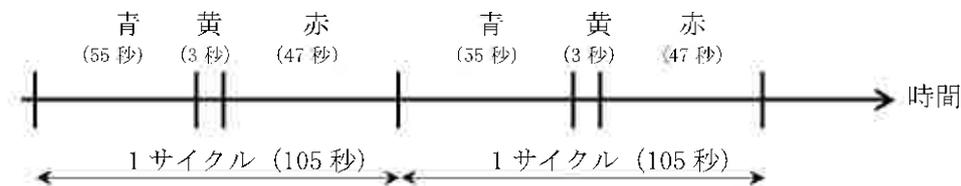
信号現示が時刻により異なる場合は、ピーク時間帯において複数回計測を行い、その平均値とする。

調査路線が、代表交差点で右折又は左折するような場合等で直進は赤時間でも、右・左折信号(青矢印)が青時間の場合は、その時間は青時間に含めるものとする。また、上り下りで青時間が異なるときは、青時間が短い方向の信号現示を調査する。

警察等から情報提供があった場合はその結果を使用してよい。

なお調査は、信号サイクル長及び青時間を秒単位で計測する。

[信号サイクル長の考え方]



## ②右折専用車線の有無等

代表交差点における右折専用車線の有無等を次の区分で調査する。

右折専用車線等の有無等	コード番号
右折専用車線あり	1
右折専用車線なし	2
右折禁止	3
調査路線が右折	4

調査路線自体が右折しているものはコード「4」と付す。

また、上り側、下り側の一方にだけ右折専用車線がある場合、または一方だけが右折禁止となっているものはピーク時（時間交通量が最大となる時間帯）の重方向（交通量が多い方向）における右折専用車線又は右折禁止の有無を記入する。

## ③代表信号交差点名

代表信号交差点の交差点名を記入する。交差点名がわからない場合は交差道路の路線名を記入する。

なお、交通調査基本区間を設定する際に交差点名を入力している場合は、その名称と一致させる。

### 10) 鉄道との平面交差箇所数

道路状況調査単位区間のうち、鉄道との平面（踏切）交差箇所数を調査する。

平面交差すなわち踏切は遮断機の有無にかかわらず数える。2つ以上の鉄道（例えば、JRと私鉄）と同じ軌道敷内で交差する場合は1か所と数える。

### 11) 指定最高速度

最高速度が指定されている区間については、その指定最高速度を記入する。

指定最高速度は、道路交通法第22条に示されており、道路標識等により表示されている。区間内で最高速度が複数設置されている場合は、もっとも延長が長い最高速度を記入する。なお、最高速度が指定されていない道路については、道路交通法施行令で定められた最高速度を記入するものとする（高速自動車国道は100km/h、一般道路は60km/hとする）。

また、指定最高速度が車種別に異なる場合については、普通乗用車の値を用いることとする。

## 1 2) 付加車線及び登坂車線設置箇所数

道路状況調査単位区間内における付加車線及び登坂車線の合計の箇所数を上下別に調査する。

付加車線は、ゆずり車線及び追越車線のことをいう。

ゆずり車線とは、速度の低下している車両（以下「低速車」という）を低速車に追従する車両（以下「高速車」という）から分離して通行させることを目的として設置されるものをいう。

追越車線とは、高速車を低速車から分離して通行させることを目的として設置されているものをいう。

付加車線については、『道路構造令の解説と運用』を参照する。

登坂車線は道路構造令第21条によって設置されたものを調査する。

付加車線及び登坂車線が道路状況調査単位区間を跨いで設置されている場合は、設置延長が概ね長い方の道路状況調査単位区間に含めて数え、一つの付加車線及び登坂車線を2重に数えないようにする。設置延長がほぼ同等である場合は、起点側の道路状況調査単位区間に含めるものとする。

[ゆずり車線]



[追越車線]

形態①



形態②



### 1 3) 代表沿道状況

道路状況調査単位区間の代表沿道状況を次の区分で調査する。代表沿道状況とは、道路状況調査単位区間内で概ね最も延長が長い沿道状況区分をいう。

概ね最も延長が長い沿道状況が2つ以上あるときは、コード番号が小さい沿道状況区分とする。

沿道状況区分	コード番号
人口集中地区かつ商業地域	1
人口集中地区（商業地域を除く）	2
その他市街部	3
平地部	4
山地部	5

「人口集中地区（DID）」とは、「市区町村の区域内で人口密度の高い（約 4,000 人/km<sup>2</sup> 以上）調査区がたがいに隣接して、その人口が 5,000 人以上となる地域」をいう。人口集中地区は、令和 2 年国勢調査において設定された区域として、「国勢調査 人口集中地区境界図」及び「地図で見る統計（jSTAT MAP）」として公開されている。

「商業地域」とは、都市計画で沿道の用途が商業地域又は近隣商業地域に指定されている状況をいう。他の用途又は用途指定がない人口集中地区の場合は、コード番号 2 とする。

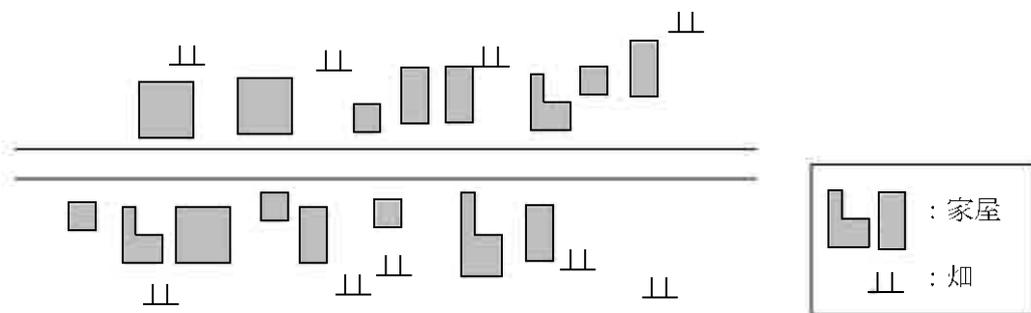
「その他市街部」とは、人口集中地区に含まれないが調査路線の道路の両側に人家が連担していて、車両の運転手から見て市街部を形成しているところをいう。従って、下図のように道路端に1列だけの家屋が並んでいて、その裏側には人家がないような箇所もここでいう「沿道状況」としての「その他市街部」に当たる。

なお、市街部的でありながら、それ程人家もこみ合っていないようなその他市街部と平地部の境界については、それぞれ現地の実情を考慮のうえ調査責任者が定めるものとする。

平地部とは、人家が連担していない地域で、一般的に平野、低地、盆地など道路の縦断のこう配がゆるやかな地域をいう。

山地部とは、山地、丘陵及び山麓等をいい、一般に道路の横断勾配や線形がよくない場合が多い。

[その他市街部の考え方]



#### 1 4) 中央分離帯等

##### ①中央分離帯等の種類

道路状況調査単位区間における中央分離帯等の種類を次の区分で調査する。

上下線を分離している構造等		コード番号
物理的分離	高架道路等の橋脚、地形要因による分離	1
	剛性防護柵	2
	たわみ性防護柵	3
	その他の柵	4
	植樹施設、マウントアップ	5
簡易な分離	ワイヤーロープ、ラバーポール、チャッターバー等	6
構造物なし	マーキング	7
	中央線	8
	中央線等なし	9

道路構造令第2条第10号に定める中央帯が設置されている場合は、1～5のいずれかに該当させるものとする。

車道部中央に軌道がある場合は、軌道敷内に上下線を分離する柵等があるかどうか等の状況で区分する。

また、2種類以上の構造物で中央分離帯等が構成されている場合は、コード番号の若い方を入力する。

「高架道路等の橋脚」は、並行する高架の道路や鉄道等の橋脚により、上下線が分離している場合をいう。

「地形要因による分離」は、上下線で分離している交通調査基本区間を1つの道路状況調査単位区間としている場合や、上下線間で高低差がある（二階建て構造を含む）場合をいう。ただし、一方通行の道路状況調査単位区間は、中央線等なし「9」とする。

「剛性防護柵」は、柵全面がコンクリート等の垂直面または傾斜面の構造となっているものをいう。

「たわみ性防護柵」は、市両用防護柵の機能を有し、ガードレール、ガードパイプ、ボックスビーム、ガードケーブルなどのパイプやロープ等を支柱で支えた構造となっているものをいう。また、「防護柵の設置基準・同解説」に定められている市両用防護柵性能を有するワイヤーロープ式防護柵も含む。（高速道路の暫定2車線区間における暫定2車線用ワイヤーロープLD種は前述のとおり「ワイヤーロープ」に該当するものとする。）

「その他の柵」は、市両用防護柵としての機能がないもので、遮光、乱横断防止等のために設置されている柵等のことをいう。

「植樹施設」は、高・中・低木および芝等の植栽を有するものをいう。

「ワイヤーロープ、ラバーポール、チャッターバー等」には、ランブルストリップスも含める。また、ワイヤーロープとは、高速道路の暫定2車線区間における暫定2車線用ワイヤーロープLD種とする。（「防護柵の設置基準・同解説」に定められている市両用防護柵性能を有するワイヤーロープ式防護柵を除く。）

「マーキング」は、上下線を分ける車道中央を明確化させるために設置された導流帯をいう。

「中央線」は、道路の中央を示す、白色の実線又は破線、黄色の実線、あるいはそれらの組み

合わせたものをいう。



高架道路等の橋脚



剛性防護柵



たわみ性防護柵



その他の柵



植樹施設



マウントアップ



ワイヤーロープ  
(暫定2車線用ワイヤーロープLD種)



ラバーポール



チャッターバー



マーキング



中央線

## ②中央分離帯等の設置状況

①項の中央分離帯等の種類が 1～5 のいずれかに該当する中央分離帯等の設置状況について次の区分で調査する。

中央分離帯等の設置状況区分	コード番号
区間全体に設置	1
一部区間に設置（区間の概ね 3 分の 2 以上）	2
あまり設置されていない	3

道路状況調査単位区間延長に対して中央分離帯等の設置延長が概ね 3 分の 2 を満たしている場合は「一部区間に設置」、それよりも短い場合は「あまり設置されていない」とする。

交差点付近など機能上部分的に中央分離帯等が切れる区間は設置されているものとする。

## 15) バス優先・専用レーンの有無

3) 幅員構成の代表断面におけるバス優先・専用レーンの有無について次の区分で調査する。バス優先レーンとバス専用レーンの両方がある場合には、「バス専用レーンあり」とする。

また次の場合は、「あり」とする。

- ① バス優先・専用レーンが、上下線の一方にだけ設けられている場合
- ② 時間や曜日を限って規制が行われている場合
- ③ 中央線変移方式（リバーシブルレーン）と共に実施される場合

バス優先・専用レーンの有無	コード番号
バス優先レーンあり	1
バス専用レーンあり	2
バス優先・専用レーンなし	3

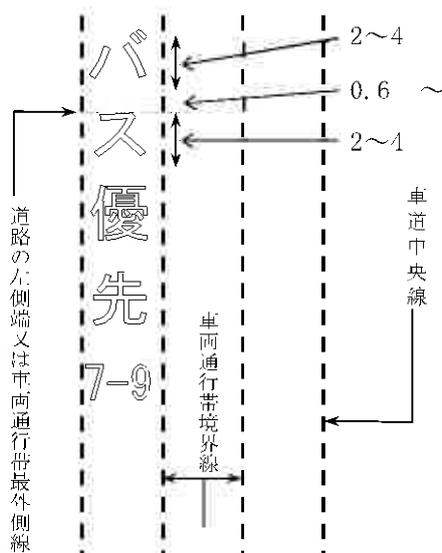
バス優先レーンとは、道路交通法第 20 条の 2 に定める「路線バス等優先通行帯」をいい、規制標識「路線バス等優先通行帯」（327 の 5）又は規制標示（109 の 7）が設置してあるものとする。

バス専用レーンとは、道路交通法第 20 条第 2 項により、次図の規制標識（327 の 4）又は規制標示（109 の 6）を設置したバス（路線バスに限らない）の専用通行帯をいう。

[バス優先レーン]



路線バス等優先通行帯 (327の5)

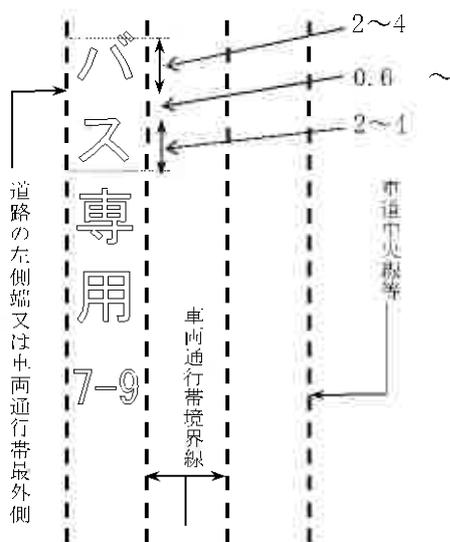


路線バス等優先通行帯 (109の7)

[バス専用レーン]



専用通行帯 (327の4)



専用通行帯 (109の6)

### 1 6) 軌道の有無

道路状況調査単位区間の車道部 { 3 } の①項}における軌道の有無について次の区分で調査する。

なお、車道部内に橋脚をもつ高架の軌道は「軌道なし」とする。

軌道の有無		コード番号
軌道あり	軌道敷内全て通行可	1
	軌道敷内一部通行可	2
	軌道敷内全て通行不可	3
軌道なし		4

軌道敷内通行可とは、道路交通法第 21 条第 2 項より、軌道敷内の通行ができる場合をいう。

### 1 7) 自転車通行可能区分

道路状況調査単位区間内における自転車通行可能な歩道又は自転車道の有無について次の区分で調査する。

なお、「全区間通行可」とは、道路状況調査単位区間の全延長に自転車通行可能な歩道又は自転車道が設置されていることをいう。

自転車通行可能区分	コード番号
全区間通行可	1
一部通行可 又は 通行可能な歩道なし	2

自転車通行可能とは、道路交通法第 63 条の 4 第 1 項第 1 号の道路標識等により、普通自転車が歩道を通行できること又は道路法第 48 条の 13 第 2 項に規定する自転車歩行者専用道路が当該道路に併設されていることをいい、下図の道路標識又は道路標示がされている箇所とする。

[道路標識]



自転車及び歩行者専用  
(325 の 3)

[路面標示]



普通自転車の歩道通行部分  
(114 の 3)

### 18) 異常気象時等通行規制区分

道路状況調査単位区間内における異常気象時等通行規制および冬期通行規制について次の区分で調査する。

異常気象時等通行規制	コード番号
異常気象時等通行規制なし（冬期通行規制なし）	1
雨量規制あり（冬期通行規制なし）	2
雪規制あり（冬期通行規制なし）	3
その他規制あり（冬期通行規制なし）	4
異常気象時等通行規制なし（冬期通行不可）	5
雨量規制あり（冬期通行不可）	6
雪規制あり（冬期通行不可）	7
その他規制あり（冬期通行不可）	8

異常気象時等通行規制とは、以下の2つの通達によってあらかじめ定められた区間とする。

- ①異常気象時における道路通行規制について（昭和44年4月1日付建設省道政発第16号 道路局長通達）
- ②通行規制区間及び道路通行規制基準の報告について（昭和49年4月25日付建設省道交発第11号 建設省道路局路政課道路交通管理室長通達）

また、冬期通行不可とは、あらかじめ期間と区間を定めて、道路法46条により通行を禁止する区間とする。

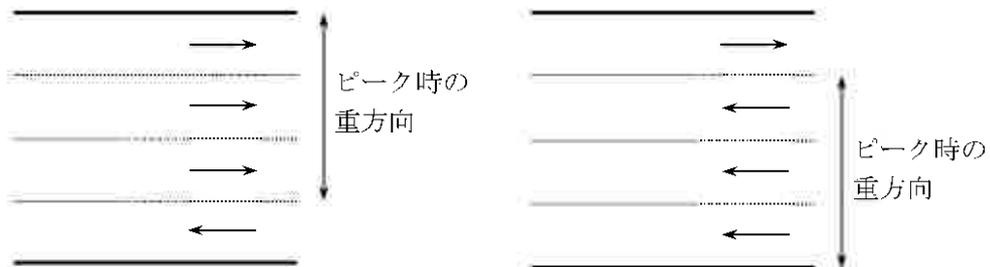
### 19) リバーシブルレーン運用の有無

道路状況調査単位区間内におけるリバーシブルレーン（可逆車線）の運用について次の区分で調査する。

リバーシブルレーンの運用	コード番号
運用あり	1
運用なし	2

[リバーシブルレーンの考え方]

(例) 全体が1市線でピーク時重方向を3市線として運用する場合



## 20) アクセスコントロール

道路状況調査単位区間内における出入制限について次の区分で調査する。

アクセスコントロール区分	コード番号
完全出入制限	1
部分出入制限	2
地形要因等により出入路なし	3
出入自由	4

「完全出入制限」は、自動車の通行機能に特化し、完全に出入制限された道路であり、他のすべての道路とは立体交差し、本線への出入は限られた出入路により行われるものをいう。道路法による自動車専用道路のほかに、高架道路等により事実上完全に出入が制限されているものが該当する。

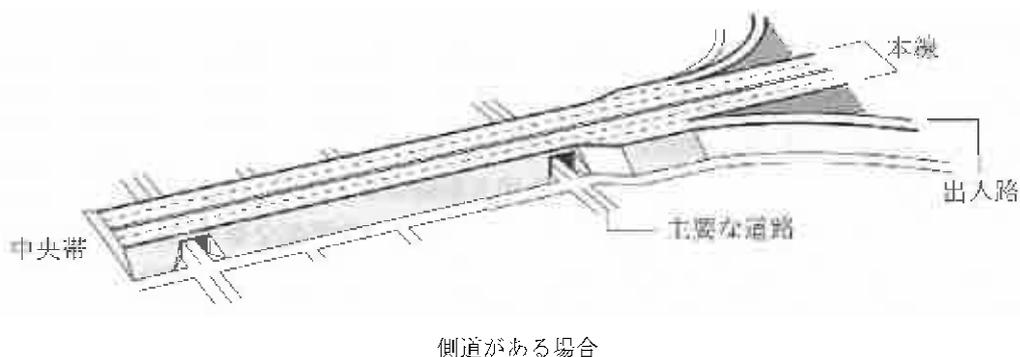
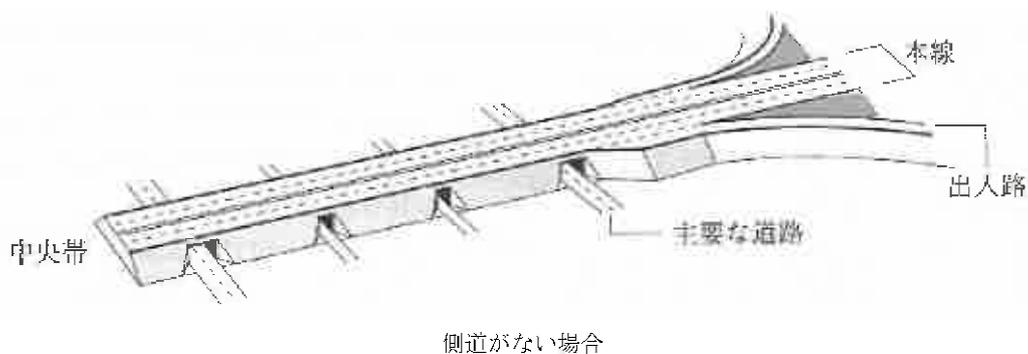
「部分出入制限」は、自動車の通行機能を重視し、部分的に出入制限された道路である。完全出入制限に部分的に集約した生活道路等を連結路として許容した部分出入制限道路と、部分的に平而交差を許容した部分出入制限道路がある。副道または側道を設けるものと設けないものとの2種類が考えられる。細街路にアクセスするための中央帯の開口部は設けない道路である。

「地形要因等により出入路なし」は、出入制限を設けているわけではないが、地形要因により基本的に出入路がない道路（両側の沿道が海岸、河川、崖等に該当）や協定等により出入り口を設けないこととしている道路、大規模な農場等で出入が極めて少ない道路とする。

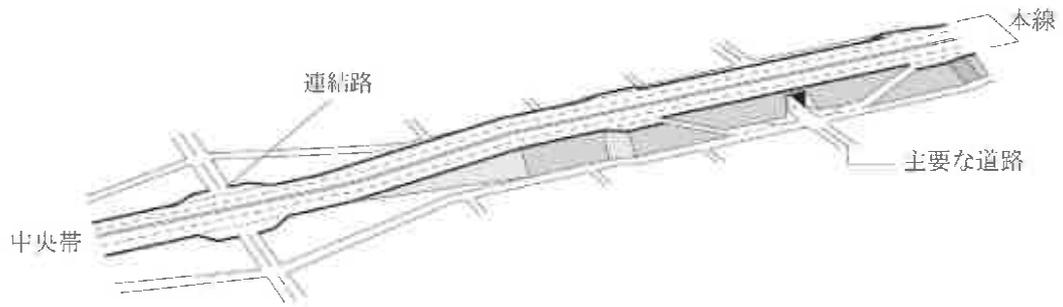
「出入自由」は、上記に該当しないものとする。

[アクセスコントロールの例]

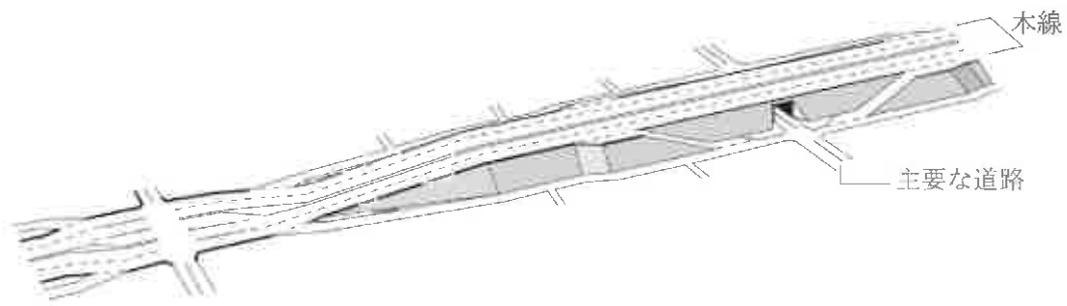
### ①完全出入制限



②部分出入制限



中央帯に開口部を設けない場合



中央帯に開口部を設ける場合

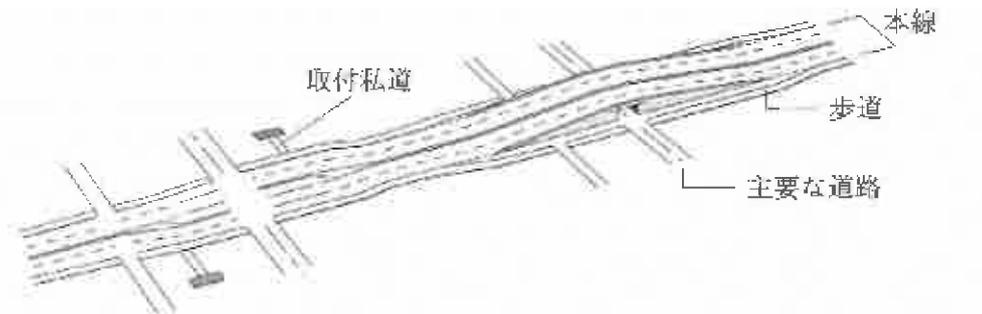


副道がある場合（部分出入制限）

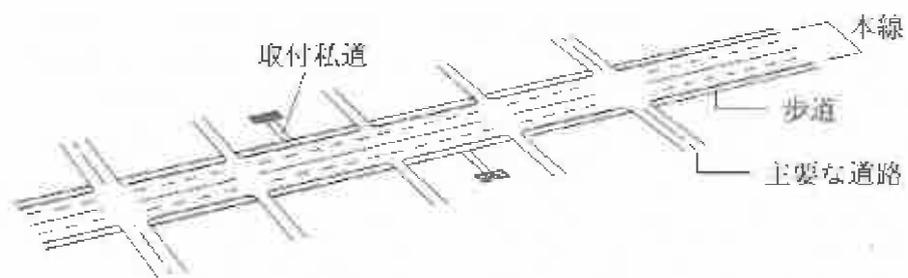
③地形要因等により出入路なし



④出入自由



主要な交差点のみ立体交差の場合



全て平面交差の場合

## 2 1) 歩行者利便増進道路（ほこみち）

道路状況調査単位区間内における歩行者利便増進道路（ほこみち）の指定区間の有無について次の区分で調査する。

歩行者利便増進道路指定区分	コード番号
指定区間あり	1
指定区間なし	2

歩行者利便増進道路の指定区間とは、道路法第 48 条の 20 に基づき、道路管理者によって指定された区間とする。道路状況調査単位区間のうち、一部でも指定されていれば、「指定区間あり」とする。道路管理者が保有している情報や、国土交通本省 HP に掲載されている「歩行者利便増進道路（ほこみち）指定一覧」の「場所（詳細）」の情報をもとに記入するものとする。

#### (4) その他

##### 1) 調査実施機関、調査担当機関

調査実施機関およびその下部で調査を担当する機関の、機関名、責任者及び担当者の氏名、記入又は確認した年月日を記入する。

調査実施機関	調査担当機関
地整等	開発建設部、国道事務所等
都道府県指定市	土木事務所、建設事務所、建設管理部等
高速道路公社、公社	支社、道路公社等

##### 2) 調査請負会社

調査を請負で行う場合は、その会社名、責任者及び担当者の氏名、記入又は確認した年月日を記入する。

##### 3) 備考

特殊な状況等について記入する。

<特殊な状況等の記入例>

- ・一部の調査項目（指定最高速度等）が一般的な基準と異なるもので設定。
- ・代表信号交差点が押しボタン式や需要予測信号である。
- ・その他、様式2-2のエラー要因等を記載。

### 別添3. 道路状況調査に関する調査結果のチェック項目一覧

調査結果については、以降の表に記載されているチェック項目に基づいてチェックを行う。このうち、「エラー」については、解消されるまで修正し、「警告」については、必要に応じて修正を行うものとする。

(1) 道路状況調査単位区間と交通調査基本区間の対応表（様式2-1）チェック項目一覧表  
道路状況調査単位区間と交通調査基本区間の対応表チェック項目一覧表

No	項目名	エラー	警告	エラー内容
101	交通調査基本区間番号	○		空白
102		○		交通調査基本区間番号が欠損
103		○		交通調査基本区間番号が重複
201	都道府県指定市コード	○		空白
202		○		存在しない都道府県指定市コードが入力
301	道路状況調査単位区間番号	○		空白
302		○		頭文字が“C”以外
303		○		6桁以外
304			○	道路種別との不整合
401	道路状況調査単位区間	○		調査単位区間内で複数の道路種別が混在
402		○		調査単位区間内で複数の路線番号が混在
403		○		調査単位区間内で複数の管理区分が混在
404		○		調査単位区間内で複数の自動車専用道路の別が混在
405		○		調査単位区間内で複数の一方通行フラグが混在
406			○	調査単位区間内で複数の市区町村が混在
407			○	調査単位区間内で複数の現道旧道区分が混在

※チェック項目 No. 304 以降は、交通調査基本区間の属性情報を用いてチェック

## (2) 道路状況総括表（様式2-2）チェック項目一覧表

表 道路状況総括表チェック項目一覧表（1/4）

No	項目名	エラー	警告	エラー内容
1011	都道府県指定市コード	○		存在しない都道府県指定市コードが入力
1021	道路状況調査単位区間番号	○		存在しない調査単位区間番号が入力
1031	調査時点（追加コード）	○		0~2以外の数値が入力
1032		○		同じ調査単位区間番号で0、1あるいは0、2の追加コードが存在する
1111	道路状況調査単位区間延長		○	>200である
1112			○	=0である
1113		○		交通調査基本区間延長の合計と等しくない
1122	改良済み区間延長	○		>調査単位区間延長である
1133	5.5m以上改良済み区間延長	○		>改良済み区間延長である
1211	道路部幅員	○		<（車道部幅員+歩道幅員+自転車道幅員）である
1221	車道部幅員		○	300~4500以外の数値が入力
1222		○		>（道路部幅員-歩道幅員-自転車道幅員）である
1233	車道幅員	○		>（車道部幅員-中央帯幅員）である
1236		○		>車道部幅員である
1241	中央帯幅員	○		中央分離帯等の設置状況区分が1で中央帯幅員=0である
1242			○	中央分離帯等の種類が1~7で中央帯幅員=0である
1244		○		>（車道部幅員-車道幅員）である
1251	歩道幅員		○	>1000である
1252			○	0以外で<200である
1253			○	自転車通行可能で上り下りともに歩道幅員<300である
1255			○	歩道設置延長>（調査単位区間延長×0.5）で上り下りともに歩道幅員=0である
1256		○		歩道設置延長=0で上り又は下りの歩道幅員>0である
1257		○		自動車専用道路で上り又は下りの歩道幅員>0である
1261	自転車道幅員		○	>1000である
1262			○	0以外で<150である
1263			○	自転車道設置延長>（調査単位区間延長×0.5）で上り下りともに自転車道幅員=0である
1264		○		自転車道設置延長=0で上り又は下りの自転車道幅員>0である
1265		○		自動車専用道路で上り又は下りの自転車道幅員>0である
1271	停車帯等幅員		○	>1000である
1272			○	0以外で<150である
1311	車線数（合計）	○		交通不能区間以外で空白
1312			○	1~10以外の数値が入力
1313			○	1車線あたり車道幅員が3.75m以上である
1314		○		1車線あたり車道幅員が2.5m未満である
1315			○	リバーシブルレーンで6以上の数値が入力
1321	車線数（内訳）	○		車線数（合計）が1の区間で入力
1322		○		車線数（合計）が2以上の区間で空白
1323		○		車線数（合計）が2以上で車線数（内訳）の合計が車線数（合計）と一致しない
1324		○		リバーシブルレーンの運用が2でリバーシブルレーンの車線数が0以外の数値が入力
1325		○		リバーシブルレーンの運用が1でリバーシブルレーンの車線数が0である

表 道路状況総括表チェック項目一覧表（2/4）

No	項目名	エラー	警告	エラー内容
1412	歩道設置延長	○		>調査単位区間延長である
1414		○		上り又は下りの歩道幅員>0で歩道設置延長=0である
1415		○		自動車専用道路で歩道設置延長>0
1421	自転車歩行者道設置延長	○		>歩道設置延長である
1426		○		自動車専用道路で自転車歩行者道設置延長>0である
1431	自転車道設置延長	○		上り又は下りの自転車道幅員>0で自転車道設置延長=0である
1435		○		(自転車歩行者道設置延長+自転車道延長)>調査単位区間延長である
1436		○		>歩道設置延長である
1438		○		自動車専用道路で自転車道設置延長>0
1441	自転車レーン設置延長		○	上り又は下りの停車帯等幅員=0で自転車レーン設置延長>(調査単位区間延長×0.5)である
1443		○		>調査単位区間延長である
1445		○		自動車専用道路で自転車レーン設置延長>0
1451	両側歩道設置延長	○		上り下りともに歩道幅員>0で両側歩道設置延長=0である
1452			○	上り又は下りの歩道幅員=0で両側歩道延長>(調査単位区間延長×0.5)である
1454		○		>歩道設置延長である
1461	両側自転車歩行者道設置延長	○		>自歩道設置延長である
1462		○		>両側歩道設置延長である
1463			○	上り下りともに歩道幅員=0で両側自転車歩行者道設置延長>0である
1472	両側自転車道設置延長	○		>自転車道設置延長である
1473		○		(両側自転車歩行者道設置延長+両側自転車道設置延長)>調査単位区間延長である
1474		○		>両側歩道設置延長である
1475		○		上り下りともに自転車道幅員>0で両側自転車道設置延長=0である
1476			○	上り又は下りの自転車道幅員=0で両側自転車設置延長>(調査単位区間延長×0.5)である
1482	両側自転車レーン設置延長	○		>自転車レーン設置延長である
1483			○	上り又は下りの停車帯等幅員=0で両側自転車レーン延長>0
1491	歩道代表幅員		○	>1000である
1492			○	0以外で<200である
1493			○	自転車通行可能で上り下りともに歩道代表幅員<300である
1495			○	歩道設置延長>(調査単位区間延長×0.5)で上り下りともに歩道幅員=0である
1496		○		歩道設置延長=0で上り又は下りの歩道代表幅員>0である
1497		○		自動車専用道路で上り又は下りの歩道代表幅員>0である

表 道路状況総括表チェック項目一覧表 (3/4)

No	項目名	エラー	警告	エラー内容
1501	自転車道代表幅員		○	>1000 である
1502			○	0 以外で <150 である
1503			○	自転車道設置延長 > (調査単位区間延長 × 0.5) で上り下りともに自転車道代表幅員 = 0 である
1504		○		自転車道設置延長 = 0 で上り又は下りの自転車道代表幅員 > 0 である
1505		○		自動車専用道路で上り又は下りの自転車道代表幅員 > 0 である
1512	バス路線延長	○		> 調査単位区間延長 である
1611	5.5m 以上信号交差点数		○	0~20 以外の数値が入力
1612		○		自動車専用道路で信号交差点 > 0 である
1621	5.5m 未満信号交差点数		○	0~20 以外の数値が入力
1622		○		自動車専用道路で信号交差点 > 0 である
1711	5.5m 以上信号のない交差点数		○	0~50 以外の数値が入力
1712		○		自動車専用道路で信号のない交差点 ≥ 2 である
1713		○		高速道路で信号のない交差点 > 0 である
1721	5.5m 未満信号のない交差点数		○	0~50 以外の数値が入力
1722		○		自動車専用道路で信号のない交差点 ≥ 2 である
1723		○		高速道路で信号のない交差点 > 0 である
1811	代表交差点信号サイクル長	○		一般道路の 3 車線以上又は一方通行 2 車線以上で空白
1812		○		60~200 以外の数値が入力
1813		○		信号交差点数 > 0 でサイクル長 = 0 である
1821	代表交差点青時間	○		一般道路の 3 車線以上又は一方通行 2 車線以上で空白
1822		○		20~140 以外の数値が入力
1823		○		信号交差点数 > 0 で青時間 = 0 である
1825		○		> 信号サイクル長 である
1826		○		> 140 である
1831	代表交差点右折専用車線の有無	○		一般道路の 3 車線以上又は一方通行 2 車線以上で空白
1832		○		1~4 以外の数値が入力
1833		○		信号交差点数 > 0 で空白である
1841	代表交差点名	○		一般道路の 3 車線以上又は一方通行 2 車線以上かつ信号交差点数 > 0 で空白
1912	鉄道との平面交差箇所数	○		自動車専用道路で 0 以外の数値が入力
2011	指定最高速度	○		空白
2012		○		20、30、40、50、60、70、80、100 以外の数値が入力
2013		○		自動車専用道路で 30 以下である
2014		○		自動車専用道路以外で 70 以上である
2111	付加車線、登坂車線設置箇所数	○		> (調査単位区間延長 / 70) + 1 である
2211	代表沿道状況	○		1~5 以外の数値が入力
2311	中央分離帯等の種類	○		1~9 以外の数値が入力
2312		○		車線数が 1 で 1~8 が入力
2321	中央分離帯等の設置状況	○		中央分離帯等の種類が 1~5 で 1~3 以外の数値が入力
2322		○		中央分離帯等の種類が 1~5 以外で 1~3 の数値が入力

表 道路状況総括表チェック項目一覧表（4/4）

No	項目名	エラー	警告	エラー内容
2411	バス専用・優先レーンの有無	○		1～3 以外の数値が入力
2412		○		バス路線延長=0 で 1 又は 2 が入力
2511	軌道の有無	○		1～4 以外の数値が入力
2611	自転車通行可能区分	○		1 又は 2 以外の数値が入力
2612		○		自転車歩行者道設置延長=0かつ自転車道設置延長=0で1が入力
2613		○		自転車歩行者道設置延長>0 または自転車道設置延長>0 で 2 が入力
2711	異常気象通行規制区分	○		1～8 以外の数値が入力
2811	リバーシブルレーンの運用	○		1 又は 2 以外の数値が入力
2812		○		車線数≤2 で 1 が入力
2813		○		一方通行区間で 1 が入力
2911	アクセスコントロール	○		1～4 以外の数値が入力
2912		○		自動車専用道路で 1 以外が入力
3011	歩行者利便増進道路	○		1～2 以外が入力
3012		○		自動車専用道路で 2 以外が入力





## 別添5. 各種コード表

高速自動車国道の路線番号については、下記の番号を使用すること。  
ただし、新直轄区間は、次ページの路線番号を使用するものとする。

令和7年度 高速自動車国道路線番号表（高速道路会社管理路線）

路線番号	路線名	路線番号	路線名
1010	東名高速道路	1260	山陰自動車道
1011	名神高速道路	1301	東九州自動車道
1020	山陽自動車道	1311	長崎自動車道
1030	九州自動車道	1312	大分自動車道
1040	東北自動車道	1320	宮崎自動車道
1050	道央自動車道	1350	沖縄自動車道
1061	徳島自動車道	1400	常磐自動車道
1062	松山自動車道	1410	八戸自動車道
1069	名古屋第二環状自動車道	1412	青森自動車道
1070	東名阪自動車道	1420	秋田自動車道
1072	西名阪自動車道	1421	釜石自動車道
1073	近畿自動車道	1430	山形自動車道
1080	北陸自動車道	1440	磐越自動車道
1081	日本海東北自動車道	1450	東北中央自動車道
1100	中央自動車道西宮線	1460	北関東自動車道
1101	中央自動車道富士吉田線	1510	札幌自動車道
1110	東京外環自動車道	1530	道東自動車道
1120	東関東自動車道	1611	高松自動車道
1121	新空港自動車道	1612	高知自動車道
1130	館山自動車道	1710	伊勢自動車道
1140	中部横断自動車道	1720	阪和自動車道
1201	中国自動車道	1721	関西空港自動車道
1202	関門橋	1730	紀勢自動車道
1210	舞鶴若狭自動車道	1800	関越自動車道
1221	岡山自動車道	1810	上信越自動車道
1222	米子自動車道	1820	長野自動車道
1231	広島自動車道	1830	東海北陸自動車道
1232	浜田自動車道	1840	伊勢湾岸自動車道
1241	播磨自動車道	1900	新東名高速道路
1250	松江自動車道	1910	新名神高速道路

新直轄区間における路線番号を下表に示す。

路線名	道路名	区間	全国道路・ 街路交通情 勢調査 路線番号	(参考資料) R6道路施設 現況調査コード
北海道縦貫自動車道（函館名寄線）	道央自動車道	上別剣淵～名寄間	3101	0101
		七飯～大沼公園間	3102	0102
北海道横断自動車道（黒松内端野線）	道東自動車道	足寄～北見間	3201	0201
北海道横断自動車道（黒松内釧路線）		木別～釧路間	3202	0202
東北横断自動車道（釜石秋山線）	釜石自動車道	遠野～宮守間	3401	0401
		宮守～東和間	3402	0402
日本海沿岸東北自動車道	日本海東北自動車道	温海町～鶴岡JCT間	3501	0501
		木荘～岩城間	3502	0502
		荒川胎内～朝日まほろば間	3504	0501
		酒田みなと～遊佐間	3505	0505
	秋田自動車道	大館北～小坂JCT間	3503	0503
東北中央自動車道（相馬尾花沢線）	東北中央自動車道	福島JCT～米沢間	3601	0601
		米沢～米沢北間	3602	0602
		東根～尾花沢間	3603	0603
中部横断自動車道	中部横断自動車道	八千穂～佐久南間	4601	1601
		佐久南～小諸御影料金所間	4602	1602
		富沢～六郷間	4603	1603
近畿自動車道（松原那智勝浦線）	阪和自動車道	白浜～串本間	4801	1801
		口辺～白浜間	4803	1803
近畿自動車道（尾鷲多気線）		尾鷲北～紀伊長島間	4802	1802
中国横断自動車道（姫路鳥取線）	鳥取自動車道	佐用JCT～西粟倉間	5201	2201
		智頭～鳥取間	5202	2202
中国横断自動車道（岡山米子線）	米子自動車道	米子～米子北間	5203	2203
中国横断自動車道（尾道松江線）	尾道自動車道	尾道JCT～三次JCT間	5204	2204
	松江自動車道	三次東JCT～二刀屋木次間	5205	2205
四国横断自動車道（阿南中村線）		阿南～小松島間	5501	2501
		須崎西～四方十町中央間	5502	2502
		小松島～徳島東間	5504	2504
四国横断自動車道（内海大洲線）		宇和島北～西予宇和間	5503	2503
九州横断自動車道（延岡線）		嘉島JCT～矢部間	5801	2801
東九州自動車道	東九州自動車道	蒲江～北川間	5901	2901
		清武JCT～口南北郷間	5902	2902
		日南北郷～日南東郷間	5903	2903
		志布志～末吉財部間	5904	2901
		佐伯～蒲江間	5905	2905

※ここで指定する路線番号は、R6道路施設現況調査のコード番号に3000を加えた値を使用している。

令和7年度都道府県指定市コード

都道府県指定市名	コード	都道府県指定市名	コード
札幌市	01 100	長野県	20 000
石狩振興局	01 300	岐阜県	21 000
渡島総合振興局	01 330	静岡県（静岡市、浜松市を除く）	22 000
檜山振興局	01 360	静岡市	22 100
後志総合振興局	01 390	浜松市	22 130
空知総合振興局	01 420	愛知県（名古屋市を除く）	23 000
上川総合振興局	01 450	名古屋市	23 100
留萌振興局	01 480	三重県	24 000
宗谷総合振興局	01 510	滋賀県	25 000
オホーツク総合振興局	01 540	京都府（京都市を除く）	26 000
胆振総合振興局	01 570	京都市	26 100
日高振興局	01 600	大阪府（大阪市、堺市を除く）	27 000
十勝総合振興局	01 630	大阪市	27 100
釧路総合振興局	01 660	堺市	27 140
根室振興局	01 690	兵庫県（神戸市を除く）	28 000
青森県	02 000	神戸市	28 100
岩手県	03 000	奈良県	29 000
宮城県（仙台市を除く）	04 000	和歌山県	30 000
仙台市	04 100	鳥取県	31 000
秋田県	05 000	島根県	32 000
山形県	06 000	岡山県（岡山市を除く）	33 000
福島県	07 000	岡山市	33 100
茨城県	08 000	広島県（広島市を除く）	34 000
栃木県	09 000	広島市	34 100
群馬県	10 000	山口県	35 000
埼玉県（さいたま市を除く）	11 000	徳島県	36 000
さいたま市	11 100	香川県	37 000
千葉県（千葉市を除く）	12 000	愛媛県	38 000
千葉市	12 100	高知県	39 000
東京都（特別区を除く）	13 000	福岡県（北九州市、福岡市を除く）	40 000
東京都特別区	13 100	北九州市	40 100
神奈川県（横浜市、川崎市、相模原市を除く）	14 000	福岡市	40 130
横浜市	14 100	佐賀県	41 000
川崎市	14 130	長崎県	42 000
相模原市	14 150	熊本県（熊本市を除く）	43 000
新潟県（新潟市を除く）	15 000	熊本市	43 100
新潟市	15 100	大分県	44 000
富山県	16 000	宮崎県	45 000
石川県	17 000	鹿児島県	46 000
福井県	18 000	沖縄県	47 000
山梨県	19 000		

注)このコードは「都道府県市区町村コード」(総務省)とは異なることに注意すること。

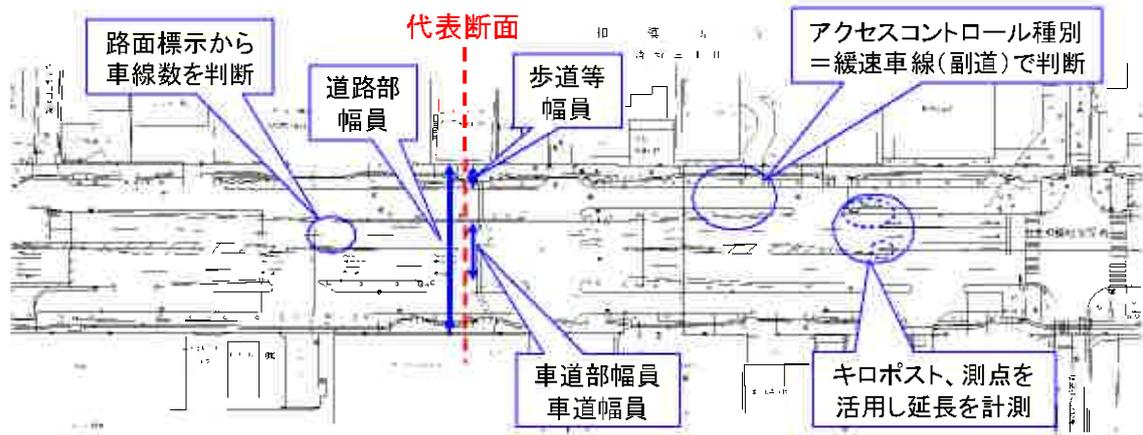
## 別添6. 道路状況総括表調査方法の例

道路状況調査は、下表の既存資料等を活用し整理する。但し、既存の資料等を活用する際は、最新のデータであるか等十分に留意すること。

調査項目	調査方法 (参考データ)
1) 道路状況調査単位区間延長	道路台帳
2) 改良済み区間延長 (規格改良済み延長)、 5.5m 以上改良済み区間延長	道路台帳
3) 幅員構成	道路台帳、道路情報便覧
4) 車線数	道路台帳
5) 交通安全施設等	道路台帳
6) バス路線延長	地図等
7) 信号交差点数	地図等
8) 信号のない交差点数	地図等
9) 代表信号交差点 [3 市線以上または一方通行 2 市線以上]	地図等 一般道路の「交差点制御情報」(JARTIC)
1 0) 鉄道との平面交差箇所数	地図等
1 1) 指定最高速度	「交通規制情報」(JARTIC)
1 2) 付加車線及び登坂車線設置箇所数	道路台帳
1 3) 代表沿道状況	地図等、国勢調査
1 4) 中央分離帯等	道路台帳、地図等
1 5) バス優先・専用レーンの有無	地図等
1 6) 軌道の有無	地図等
1 7) 自転車通行可能区分	地図等
1 8) 異常気象時等通行規制区分	各道路管理者 IIP 等
1 9) リバーシブルレーン運用の有無	地図等
2 0) アクセスコントロール	道路台帳
2 1) 歩行者利便増進道路	国土交通省 HP、各道路管理者 HP 等

① 道路台帳

< 道路台帳から行う調査の例 >



② 地図等

②-1 WEB 地図



出典：Google マップ

②-2 WEB 地図 (航空写真・ストリートビュー等)



出典：Google マップ

② 3 バス路線図

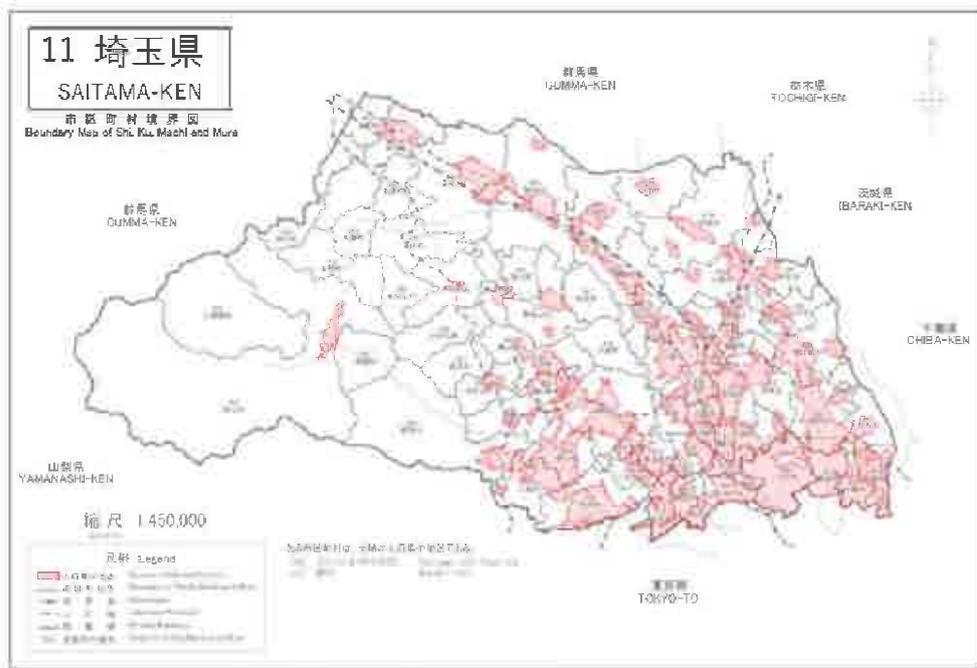


出典：東京都交通局

③ 道路情報便覧



④ 国勢調査



出典：総務省統計局 国勢調査 人口集中地区境界図  
[https://www.stat.go.jp/data/chiri/map/c\\_koku/kyokaizu/index.html](https://www.stat.go.jp/data/chiri/map/c_koku/kyokaizu/index.html)



⑦ 歩行者利便増進道路

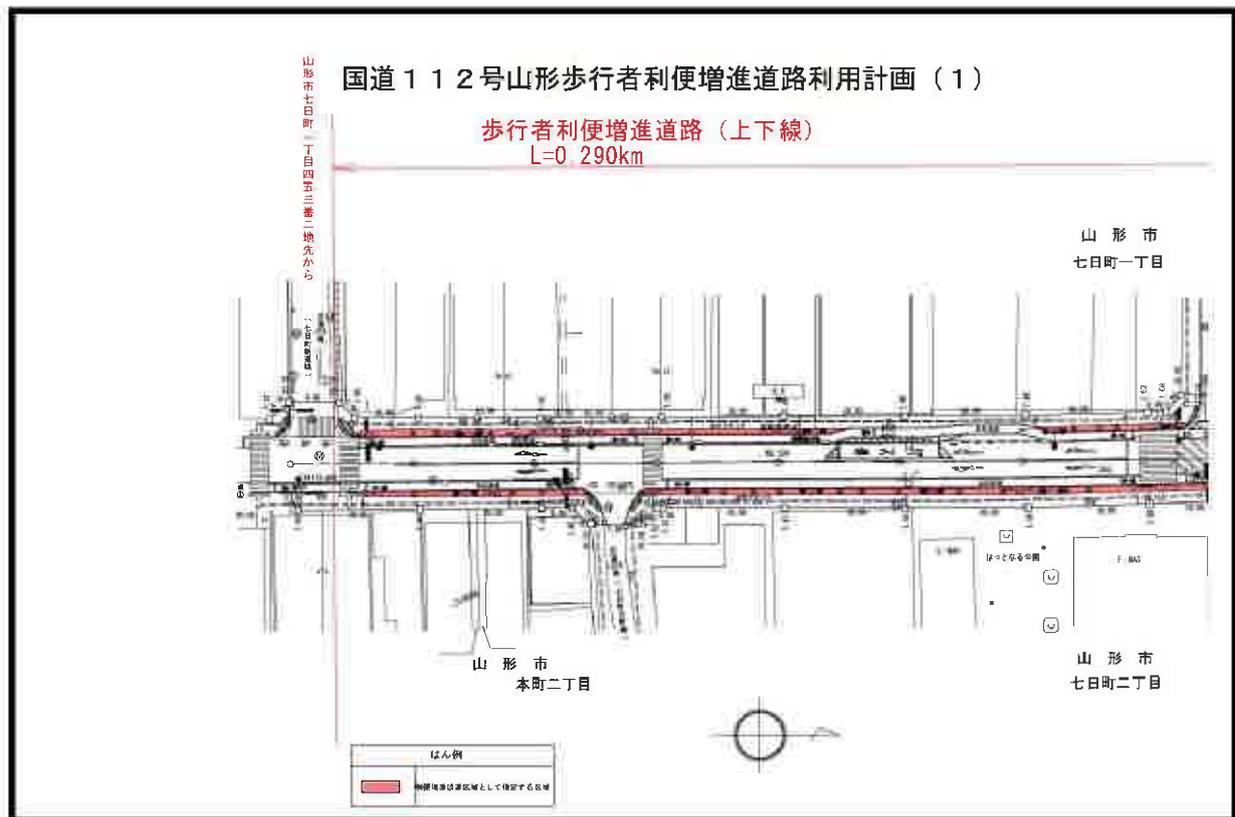
歩行者利便増進道路（ほこみち）指定一覧

2024年3月31日時点

No.	路線の標 市町村	道路管理者	路線名	場所（詳細）	指定（変更）日
宮城県	宮崎市	若手島	県道鶴岡停車場線	宮崎市鶴岡駅前地3番19地先から鶴岡市湯岡駅前地2番4地先まで	令和3年8月25日
		深田町	市道鶴岡駅前連絡	宮崎市鶴岡駅前地10番2地先から鶴岡市湯岡駅前地6番3地先まで	令和3年9月30日
宮城県	仙台市	仙台市	市道アネ橋通線	仙台市青葉区一番町四丁目11番10地先から仙台市青葉区立町22番8地先まで	令和4年7月27日
			市道田分町2号線	仙台市青葉区田分町二丁目1番1地先から仙台市青葉区田分町二丁目15番6地先まで	令和4年7月27日
			市道虎沼橋丁線	仙台市青葉区田分町二丁目10番8地先から仙台市青葉区一番町四丁目4番1地先まで	令和6年3月27日
			市道大塚野通線	仙台市青葉区野通二丁目5番7地先から仙台市青葉区野通二丁目10番5地先まで	令和6年3月27日
山形県	山形市	東北交通有 (東北地方整備局)	国道12号	山形市七日町1丁目433番2地先から山形市七日町1丁目479番5地先まで	令和5年3月30日

出典：国土交通省 IP <https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/index.html>

(指定路線ごとの公表情報の例)



出典：東北地方整備局山形河川国道事務所 HP <https://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/road/hokomichi/>

令 和 7 年 度 施 行

積 算 書(見積参考)

業務名 令和7年度一般交通量調査業務

本設計書は、発注者の業務計画に基づいて作成した設計図書の一部を、見積算定の参考として提示するもので、契約上、これを拘束するものではありません。

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部

業務名 令和7年度一般交通量調査業務

業務委託費	円
内訳 業務価格	円
消費税相当額	円

業務説明

1 業務の目的

本業務は、札幌市域内における自動車交通の実態を把握することにより、今後の道路計画や施設計画の検討資料として、さらに、事業計画を策定する上での基礎資料として活用するものである。

また、今年度は全国道路・街路交通情勢調査の実施年であり、その一環としての調査も合わせて実施するものである。

2 業務の内容

(1)仕様 別添業務仕様書のとおり

(2)実施要領 下記実施要領のとおり

別添1 札幌市一般交通量調査\_実施要領(I 交通量)

別添2 令和7年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査要綱\_道路状況調査編

3 履行期間

契約に示す着手の日から、令和8年3月16日まで

# 本業務費内訳書

工種	種別	細目	単位	数量	単価	金額	摘要
測量		交通量調査費	式	1			第1号内訳書
		直接人件費計					
		諸経費					
	業務価格計						
	消費税額						10%
	業務委託費						

札幌市

# 交通量調査 内訳書

一 金 \_\_\_\_\_ 円 \_\_\_\_\_

内 訳

第1号内訳書

名称	形質	単位	数量	単価	金額	摘要	単価番号
作業計画		式	1				
現地踏査		地点	20				
交通量調査	単路 ～10,000	地点	1				
	単路 20,001～30,000	地点	4				
	単路 30,001～40,000	地点	1				
	3差路 20,001～30,000 20,001～30,000	地点	1				
	4差路 ～10,000 ～10,000	地点	1				
	4差路 20,001～30,000 ～10,000	地点	2				
	4差路 10,001～20,000 10,001～20,000	地点	2				
	4差路 20,001～30,000 10,001～20,000	地点	1				

	4差路 20,001～30,000 20,001～30,000	地点	5				
	4差路 30,001～40,000 20,001～30,000	地点	1				
	4差路 30,001～40,000 30,001～40,000	地点	1				
	資料整理	地点	20				
渋滞長調査	3差路 20,001～30,000 20,001～30,000	地点	1				
	4差路 20,001～30,000 20,001～30,000	地点	4				
	4差路 30,001～40,000 20,001～30,000	地点	1				
	4差路 30,001～40,000 30,001～40,000	地点	1				
	資料整理	地点	7				
信号現示の調査	信号現示の調査	地点	7				
	資料整理	地点	7				
道路状況調査	作業計画	式	1				
	資料収集	式	1				
	現地調査	式	1				
	点検・整理	式	1				

とりまとめ及び報告書 作成		式	1				
整理統合	調査結果の整理統合 (札幌市交通量調査)	式	1				
	集計結果製本	式	1				
	調査結果の整理統合 (全国道路・街路交通 情勢調査)	式	1				
計							

札幌市

印紙  
貼付

# 契約書

役務の名称 令和7年度一般交通量調査業務

上記の役務について、札幌市（以下「委託者」という。）と、  
（以下「受託者」という。）は、  
次のとおり契約を締結する。

- 1 契約金額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 2 履行期間 年 月 日から  
年 月 日まで
- 3 契約保証金 「免除」又は「金 円」
- 4 その他の事項 別紙条項のとおり

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

委託者 札幌市  
代表者 市長

受託者 住所  
商号又は名称  
職・氏名

注) 印紙については、契約の種別ごとに課税対象であるか否かを確認すること。

## 役務一第6号様式 役務契約約款（令和7年3月1日施行）

### （総則）

第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする役務契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

2 受託者は、役務（この契約に基づき履行する役務をいう。以下同じ。）を、この契約の履行期間内において履行するものとし、委託者は、履行が完了した役務に対し、契約金額を支払うものとする。

3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 この約款に定める承諾、通知（第9条第2項を除く。）、請求、指示、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

### （秘密の保持）

第2条 受託者は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

### （契約保証金）

第3条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

### （再委託の禁止）

第5条 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、役務の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により役務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。

3 委託者は、前項の承諾にあたり、受託者に対して、受託者が第1項の規定ただし書の規定により役務の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する役務の範囲、その他必要な事項の通知を求めることができる。

4 受託者は、第1項及び第2項の規定により役務の一部を第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする。

### （監督等）

第6条 委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、この契約の履行を確保するものとする。

2 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から役務改善命令等がなされ

## 役務一第6号様式 役務契約約款（令和7年3月1日施行）

た場合には、その補正等の措置をしなければならない。

（委託者に対する損害賠償）

第7条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、第13条の2の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

（第三者に対する損害賠償）

第8条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

（検査等）

第9条 受託者は、役務を完了したときは、遅滞なくその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内（以下「検査期間」という。）に受託者の立会のもとに役務内容の検査（以下「完了検査」という。）を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

3 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。

（契約金額の支払）

第10条 受託者は、完了検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内（以下「約定期間」という。）に前項の契約金額を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。

4 委託者は、この契約の履行に際して、一部履行しない役務がある場合には、第1項の契約金額から当該履行しない割合に相当する金額を減額することができる。

5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者との協議成立までの間、第1項の契約金額の支払を保留することができる。

（履行遅延の場合における違約金等）

第11条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に役務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間満了日の翌日から完了検査（第9条第3項で準用する場合を含む。）に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合（以下「違約金算定率」という。）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。

## 役務一第6号様式 役務契約約款（令和7年3月1日施行）

- 3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。
- 4 受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により履行期間内に役務の履行ができないときは、委託者と協議のうえ、履行期間の延長を行うことができる。ただし、役務の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合においては、この限りでない。
- 5 委託者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（談合行為に対する措置）

第12条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
- (2) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。

3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（契約の解除等）

第13条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期間内に役務の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 第9条第3項の規定に基づき、委託者が指示した期間内に補正しないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。

2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 役務が履行不能であるとき。
- (2) 役務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 役務の一部の履行が不能である場合又は役務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

## 役務―第6号様式 役務契約約款（令和7年3月1日施行）

- (4) 役務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその期間を経過したとき。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
- (6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
- (7) 第4条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
  - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。
  - チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

## 役務一第6号様式 役務契約約款（令和7年3月1日施行）

- 3 委託者は、第1項又は前項（第8号を除く。）の規定により契約を解除した場合において、受託者が既に完了した部分の役務において提供を受ける必要があると認めるときは、当該完了部分の完了検査を行い、当該検査に合格した役務の提供を受けることができる。この場合、委託者は、当該提供を受けた役務の完了部分に相当する契約金額を受託者に支払わなければならない。
- 4 受託者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。
- 5 第1項各号又は第2項各号（第8号を除く。）に定める場合が、委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、委託者は、契約金額の100分の10に相当する金額（委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

- (1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

（契約解除に伴う措置）

第13条の3 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等（使用済み部分を除く。以下同じ。）があるときは、遅滞なくこれらを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、委託者が所有又は管理する履行場所（以下「履行場所」という。）に受託者が所有する器具、材料その他の物品があるときは、遅滞なく当該物品等を撤去（委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所へ搬出。以下同じ。）するとともに、履行場所を原状に復して委託者へ明け渡さなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物品等を処分し、履

## 役務―第6号様式 役務契約約款（令和7年3月1日施行）

行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることとはできず、また、委託者が処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

- 4 第1項及び第2項に規定する受託者が行う原状回復等の期限及び方法については、委託者が指示するものとする。

（契約保証金の返還）

第14条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（裁判管轄）

第15条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（その他）

第16条 受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

- 2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

- 3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。